

会 議 録

令 和 2 年 第 4 回 定 例 会

会期：令和2年12月 1日
令和2年12月17日
(17日間)

小 海 町 議 会

第4回定例会会議録目次

議事日程等	2
第1日（招集、上程、説明、議案質疑、採決、委員会付託）	
招集あいさつ・報告	7
議案第41号～45号（条例）	11
議案第46号～50号（補正予算）	14
陳情・請願等	32
第8日（一般質問）	
第3番 井出 幸実 議員	34
第6番 有坂 辰六 議員	45
第5番 小池 捨吉 議員	53
第8番 篠原 義從 議員	61
第2番 渡辺 均 議員	69
第1番 古谷 恒晴 議員	82
第10番 井出 薫 議員	92
第7番 篠原 伸男 議員	105
第9日（一般質問）	
第11番 新津 孝徳 議員	120
第9番 的埜美香子 議員	125
第17日（委員長報告、討論、採決、追加議案）	
議案第44号～45号（条例改正）	139
議案第46号～50号（補正予算）	140
請願第1号	143
陳情第8号、発議第9号	146
陳情第9号	148
発議第10号～11号	149
議案第51号（補正予算）	150
署名	152

令和 2 年 第 4 回 小海町議会定例会議事日程		
開会年月日時	令和 2 年 1 2 月 1 日 午前 1 0 時 0 0 分	
閉会年月日時	令和 2 年 1 2 月 1 7 日 午後 4 時 0 7 分	
開会の場所	小 海 町 議 会 議 場	
議件番号	付 議 件 名	審議結果
	開会宣言	
	会議録署名議員の指名 第 3 番議員、第 4 番議員	
	会期の決定 (1) 会期 自 令和 2 年 1 2 月 1 日 至 令和 2 年 1 2 月 1 7 日 1 7 日間	
	町長招集あいさつ	
	諸般の報告 (1) 議長の報告 (2) その他の議員の報告	
	行政報告 (1) 町長の報告 (2) その他の報告	
議案第 4 1 号	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について	原案可決
議案第 4 2 号	特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第 4 3 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第 4 4 号	小海町税条例の一部を改正する条例について	〃
議案第 4 5 号	小海町指定居宅介護支援等の事業の者及従業者び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について	〃
議案第 4 6 号	令和 2 年度小海町一般会計補正予算 (第 5 号) について	〃
議案第 4 7 号	令和 2 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について	〃
議案第 4 8 号	令和 2 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算 (第 3 号) について	〃
議案第 4 9 号	令和 2 年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) について	〃

議案第 5 0 号	令和 2 年度小海町水道事業会計補正予算（第 1 号） について	原案可決
請願第 1 号	気候非常事態宣言および 2 0 5 0 年二酸化炭素排出実質 ゼロ表明についての請願書	不採択
陳情第 8 号	安全安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守 るための陳情書	採 択
陳情第 9 号	最低制限価格の設定に関する陳情書	継続審査

《追加議案》

発議第 9 号	安全安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守 るための意見書	原案可決
発議第 1 0 号	新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激 な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書	〃
発議第 1 1 号	災害からの復旧・復興及び国土強靱化等に向けた社会資 本整備の促進を求める意見書	〃
議案第 5 1 号	令和 2 年度小海町一般会計補正予算（第 6 号） について	〃

会議の顚末	令和2年12月 1日 午前10時00分に始め
	令和2年12月17日 午後 4時07分に終る

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職、氏名	町 長 黒澤 弘	会計管理者 井出 浩
	副 町 長 篠原 宏	子育て支援課長 井出宗則
	教 育 長 中島行男	教 育 次 長 井出直人
	総 務 課 長 井上晴正	観光交流センター所長 井出知之
	町 民 課 長 井出三彦	やすらぎ園所長 宮澤賢司
	産業建設課長 吉澤君雄	
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長 黒澤五雄	
	書 記 池田知美	

会議開会日及び議員の出欠

議席番号	氏 名	12/1	12/8	12/9	12/11 総務産業 委員会	12/11 予算決算 委員会	12/14 民生文教 委員会	12/14 予算決算 委員会	12/17
第 1 番	古谷 恒晴	○	○	○	—	○	○	○	○
第 2 番	渡 辺 均	○	○	○	○	○	—	○	○
第 3 番	井出 幸実	○	○	○	—	○	○	○	○
第 4 番	井上 一郎	○	○	○	—	○	○	○	○
第 5 番	小池 捨吉	○	○	○	○	○	—	○	○
第 6 番	有坂 辰六	○	○	○	—	○	○	○	○
第 7 番	篠原 伸男	○	○	○	○	○	—	○	○
第 8 番	篠原 義従	○	○	○	○	○	—	○	○
第 9 番	的埜美香子	○	○	○	—	○	○	○	○
第10番	井出 薫	○	○	○	○	○	—	○	○
第11番	新津 孝徳	○	○	○	○	○	—	○	○
第12番	鷹野弥洲年	○	○	○	○	○	○	○	○
計		12	12	12	7	12	6	12	12
地方自治法第123条第2項の規定による会議録署名議員		第 3 番 井出 幸実 議員							
		第 4 番 井上 一郎 議員							

令和 2 年 第 4 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 1 日」	
* 開会年月日時	令和 2 年 1 2 月 1 日 午前 1 0 時 0 0 分
* 閉会年月日時	令和 2 年 1 2 月 1 日 午後 3 時 0 0 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんおはようございます。令和 2 年第 4 回定例会の開会にあたりまして一言ご挨拶を申し上げます。月日の移ろいは早く本日から 1 2 月となり令和 2 年もあと 1 ヶ月となりました。師走の慌ただしい時期を迎えたところであります。令和に改元された年に自然災害が大きく発生し大変な 1 年でありましたが、今年は更に大変な 1 年であったように思われます。申し上げるまでもありませんが、新型コロナウイルス感染症問題に明け暮れた 1 年であり現在も感染拡大の第 3 波の真ただ中にあります。振り返りますと 1 月に中国武漢での新型コロナウイルスの存在が明らかになりその後全世界に拡散し人類史上最大の危機に陥っております。日本においても第 1 波、第 2 波の段階では何とか感染拡大を最小限に抑えてきましたが 1 1 月以降の第 3 波では急激な感染拡大を続け未だにピークの見えない状況にあります。特にこれから冬の季節を迎える中で心配がされるところであります。私達の周辺町村に置かしても感染者の事例が報告されております。こうした中であって様々な行事などが中止になり当たり前のような日常が大きく変わってしまいました。1 日も早い安全なワクチンの開発や治療薬の開発に期待を寄せると共にこのような非常事態とも言える日常が早く元に戻り迎える令和 3 年が平和な年であってほしいと願う所であります。さて、本定例会であります但条例改正や補正予算などの議案が提出されております。それぞれの議案に対して適切な審議をお願いするとともに円滑な議事進行にご協力をお願いを致します。只今の出席議員数は 1 2 人であります。定足数に達しておりますのでただ今から令和 2 年小海町議会第 4 回定例会を開会致します。これから本日の会議を開きます。

<u>日程第 1 会議録署名議員の指名</u>	
議 長	日程第 1、「会議録署名議員の指名」を行います。 本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、議長において第 3 番井出幸実君 及び 第 4 番井上一郎君を指名致します。
<u>日程第 2 会期の決定</u>	
議 長	日程第 2、「会期の決定」についてを議題といたします。 本定例会の運営につきまして、去る 11 月 19 日に議会運営委員会を開催し、協議をしておりますので、その結果を議会運営委員長から報告を求めます。議会運営委員長新津孝徳君。
議会運営 委 員 長	ご報告いたします。 本日招集の令和 2 年第 4 回小海町議会定例会の運営につきましては、去る 11 月 19 日に議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。本定例会に付議される案件は、条例等改正案 5 件、補正予算案 5 件、陳情 2 件の合計 12 件であり、会期は本日より 12 月 17 日までの 17 日間とする案を作成いたしました。一般質問の通告は、本日午後 5 時までとします。但し質疑が 5 時を過ぎた場合には質疑終了後としますので、よろしくご協力の程をお願い申し上げます。会期中の日程につきましては、定例会の会期中に、全議員による現地視察及び全員協議会を開催いたします。今のところ、一般質問が 1 日で済めば 9 日午前 10 時から、合同現地視察および全員協議会を開催する予定ですので、ご承知おき下さい。なお、本日の昼休み 12 時 30 分から議会運営委員会、12 時 45 分から各常任委員長の合同会議を開催しますので、併せてよろしくお願い申し上げます。以上でございます。
議 長	お諮りいたします。 本定例会の会期は、ただいま議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日から 12 月 17 日までの 17 日間にしたいと思います。これにご異議ありませんか。
(異議なしの声)	

議 長	異議なしと認めます。 したがって本定例会の会期は、本日から１２月１７日までの１７日間と決定致しました。なお、本日の議事日程はお手元に配布申し上げたとおりであります。
<u>日程第３ 町長招集あいさつ</u>	
議 長	日程第３、町長より招集あいさつをお願いします。黒澤町長。
町 長	皆様おはようございます。本年最後の第４回議会定例会にあたりまして、招集のご挨拶と提出案件の概要につきましてご説明を申し上げます。 本日は令和２年第４回定例会をご案内申し上げましたところ、議員の皆様方には、師走を迎え何かとお忙しい中ご参集いただきましたことに対しまして心より厚く御礼申し上げます。 さて、皆様も当然感じていることと存じますが、この１年を振り返ってみますとコロナ騒ぎ一色だったというのが実感でございます。そしてまさに現在はその第３波の真ただ中にあり、私たちの日常生活も様々な影響を受けております。しかし恐れて何もしないということは、経済をはじめ様々な部分で私たちが築き上げてきたものが退化してしまいます。アメリカの製薬会社ファイザーやバイオテクノロジー企業モデルナが有効性の高いワクチンを開発したということではありますが、かなりのがりモートで事が足りるという経験をした社会は、コロナ前に戻ることはないだろうということも言われております。これからはコロナと共存し、コロナで大きく変化した価値観を、どういうふうに町づくりに活かしていけるか。大変知恵とスピード感が要求されることでありますので、是非とも議会の皆様にもご理解をいただき、両輪がうまく回転し一直線に進んでいけるようお願い申し上げます。 台風災害につきましては、昨年は大変な被害となりましたが、今年は幸いにも被害もなく過ぎ、河川等の復旧事業も順調に進んでおります。ただ、発注量が多く業者の皆さんも対応がしきれないため、繰越事業もお願いするようになりますが何卒ご理解をいただきたいと思います。 次に町の今シーズンの農業ですが、春先にはコロナの影響で外国人技能実習生の確保が難しく、また営業自粛によって外食産業の先行きが見えないなどの不安要素が多々あったわけですが、シーズン終わってみれば、蔬菜類に関しては対前年比１９％、４億１，６００万円増の２６億５００万円ほどになったという事です。しかし花卉については対前年比７

9%の1億1,700万円ということで、コロナの影響で様々な集まりや葬儀などの需要が減ったことが大きく影響したと思われます。詳細につきましては後程産業建設課長から申し上げます。商工観光につきましては、コロナ対策で国から交付される地方創生臨時交付金を活用し様々な施策を講じておりますが、依然厳しい状況にあります。特に観光については、今回お願いする5号補正で追加の支援を計上いたしましたので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

スケートセンターは予定より1日遅れ1月22日にオープンいたしました。現在選手の皆さんは大会に向けて一生懸命練習に打ち込んでおります。議会中にも町長杯及び松原湖スケート大会が開催されますが、今年はやはりコロナの影響で開会式等、人が密集することは行わないということですが、ご都合のつく皆様には応援をよろしくお願いいたします。また、例年行われております新年の行事ですが、成人式と消防団の出初式につきましては今のところ縮小して開催する予定ですが、出初式については今後の状況を見ながら判断してまいります。新年祝賀会につきましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大真ただ中にあり、残念ではありますが式も懇親会も今回は中止させていただくという決定をいたしました。賛否はあろうかと思いますが、ご理解をいただきますようお願いいたします。

それでは続きまして、本定例会にご提案を申しあげました議案につきまして、議事日程番号順に総括的なご説明を申し上げます。

まず、議案第41号 議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告及び特別職報酬等審議会の答申に伴い、議員の期末手当の支給率を0.05月分引き下げるものでございます。次に議案第42号 特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告及び特別職報酬等審議会の答申に伴い、町長、副町長、教育長の期末手当の支給率を0.05月分引き下げるものでございます。次に議案第43号の一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、人事院勧告に伴い、一般職の期末手当の支給率を0.05月分引き下げるものでございます。次に議案第44号の小海町税条例の一部を改正する条例につきましては、火災により焼失した住宅の固定資産税の減免など、減免規定の範囲を整備するものでございます。次に議案第45号の小海町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、介護報酬改定において設けられた居宅介護支援事業所における管理者要件について変更するとともに、人材確保に関

する状況等を考慮し、令和9年3月31日までの経過措置を設け、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合について、主任介護支援専門員を管理者としない取り扱いを可能とするための改正をするものであります。次に議案第46号の令和2年度小海町一般会計補正予算(第5号)につきましては、歳入歳出の総額からそれぞれ110,912千円を減額し、総額で5,152,147千円とするものでございます。歳入の主な要因につきましては、町税で10,000千円の減額、国庫補助金で11,826千円増額、県支出金では、新型コロナ対策プレミアム商品券補助金で17,937千円の新規計上、災害復旧に関わる県支出金で82,810千円の減額、寄付金で490千円増額、基金繰入金で1,558千円減額、諸収入で令和元年度分の補助金返還金などで1,682千円増額、災害復旧事業債で47,400千円の減額などを見込みました。歳出の主な要因につきましては、議会費では旅費などで2,422千円の減額、総務費では新型コロナ対策関連などで25,684千円の増額、民生費のうち社会福祉費では、町民生活応援事業で9,000千円の新規計上、後期高齢者医療療養給付費負担金で5,560千円の減額、児童福祉費の人件費などで7,082千円の減額、農林水産費では、新型コロナ対策の農業経営継続支援金で8,000千円の減額、商工費では、新型コロナ対策などで6,099千円の増額、土木費では、県工事負担金の精算などで524千円の減額、教育費では新型コロナ対策バス借り上げなどで2,706千円の増額、災害復旧費では、農林施設災害復旧で132,000千円の減額、また、全体として給与、報酬改正関係費で11,583千円を減額いたしました。次に議案第47号の令和2年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出の総額に57,665千円を追加し、総額を586,080千円とするものでございます。主な要因は、重症患者の増加による医療費の増に伴う保険給付費の増によるものです。次に議案第48号の令和2年度小海町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)につきましては、歳入歳出の総額からそれぞれ7,898千円を減額し、総額を704,021千円とするものでございます。主な要因は通所系サービス給付費の減によるものです。次に議案第49号の令和2年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)につきましては、歳入歳出の総額からそれぞれ1,565千円を減額し、総額を78,575千円とするものでございます。主な要因は、本算定による保険料の減額によるものです。次に議案第50号の令和2年度小海町水道事業会計補正予算(第1号)につきましては、収益的支出で、人事異動・給与改定による人件費の減額をするものでございます。以上、本定例会に提案いたしました議案についてその概要説明を申し上

	げました。よろしくご審議を賜り、可決決定をお願い申し上げまして招集の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。
<u>日程第4 諸般の報告</u>	
議 長	日程第4、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告事項は、議事日程つづりの4ページに申し上げますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方はお願いします。
議 長	以上で「諸般の報告」を終わります。
<u>日程第5 行政報告</u>	
議 長	日程第5、「行政報告」を行います。 町長から行政報告をお願いします。黒澤町長。
町 長	まず1点目ですが、世田谷区との交流推進につきまして、先般の臨時議会の折に議員さんからも古谷恒晴議員、篠原伸男議員を選出していただき、11月6日に副町長・総務課長が同行し第1回目の面談をしてまいりました。先方は副区長以下、交流推進担当部長、生活文化政策部長、環境政策部長他担当課長など8名もの皆様にご対応いただいたとのことでした。聞くところによりますと、皆さん小海町のことは大変よくご存じで、また度々お越しいただいているとのことで、皆さん大変前向きな感触だったようで、これから具体的に交流に繋がる提案をしていきたいと考えております。 2点目としまして、11月19日の信毎に掲載されたとおり、上田信用金庫と「憩うまちこうみ事業」の協定を締結いたしました。県内の企業と協定するのは初めてのケースで、これで協定企業は12社になりました。記事にもございましたが、今後は上部団体である信金中央金庫を通じて、この事業を首都圏企業にも紹介していただけるとのことで、コロナ禍で注目されるようになったテレワークやワーケーションのためのサテライトオフィスの誘致などに期待がもてるのではないかと考えております。 3点目としまして、佐久市・北佐久郡環境施設組合が進めておりました新クリーンセンターが完成し、今月6日に竣工式典が行われることになりました。これにより4月から可燃ごみと生ごみはこちらに処理を委託することになります。

	以上３点ご報告いたします。
議 長	以上で町長の報告を終わります。 他に、行政報告がありましたらお願い致します。
	町民課長 【南佐久環境衛生組合第２回定例会の報告】 総務課長 【小海町長期振興計画審議会の報告】 【特別職報酬等審議会の報告】 【駅前再整備検討委員会の報告】 町民課長 【小海町介護保険懇話会の報告】 【小海町交通政策審議会の報告】 産業建設課長 【農業振興審議会の報告】 【野菜、花卉の販売状況についての報告】 生涯学習課長 【小海町高原美術館協議会の報告】
議 長	以上で「行政報告」を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めた者は、町長・副町長・教育長・代表監査委員・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。
○ <u>議案の上程</u>	
議 長	これより議案の上程をいたしますが、本日は議事日程のとおり、議案第４１号から議案第４３号につきましては上程から採決まで、議案第４４号から陳情第９号につきましては上程から付託までといたします。尚、お手元に配布の補正予算給与費明細書は町より差し替えの依頼がありました。後程副町長より説明があるとのことです。 それでは、順次議案を上程いたします。

<u>日程第６ 議案第４１号</u>	
議 長	日程第６、議案第４１号 「議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第４１号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第４１号は原案のとおり可決することに決定致しました。
<u>日程第 7 議案第 4 2 号</u>	
議 長	日程第 7、議案第 4 2 号 「特別職の職員で常勤の者の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(総務課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 4 2 号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 4 2 号は原案のとおり可決することに決定致しました。
<u>日程第 8 議案第 4 3 号</u>	
議 長	日程第 8、議案第 4 3 号 「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」を

	議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
9 番議員	一般職の給与に関するということなのですが資料の 30 ページ給与明細資料の説明というか会計年度任用職員以外の職員と会計年度任用職員というふうに分けられていますが会計年度任用職員も対象になるのか、ちょっとその辺すみません、詳しく説明をお願いします。
総務課長	はい、会計年度任用職員につきましても一般職に準じるようになっておりますので対象になります。
9 番議員	これまで臨時職員は対象になってこなかったと思うんですけどこの辺、会計年度任用職員以外の職員と一律っていうことが見方としていいのかわかっていう議論はありましたか、お願いします。
総務課長	はい。そもそものがですね、臨時職員から会計年度任用職員に移行したのは臨時職員としての身分的な保証が欠けてたということで臨時職員も一般職員に準ずるような権利を与えてそれなりに勤労意欲を高めるということを目的としまして会計年度任用職員制度というのができました。当町におきましても今までの支給実績を踏まえて会計年度任用職員の給料、月給というものを決めさせて頂いております。会計年度任用職員につきましてもパートとパート以外に分れるわけですけど、パートの皆さんにつきましても今まで 7 時間 45 分の就労時間に対して支払ってたものを 7 時間に短縮しまして同じ額を払うということで実質的にはかなりの賃上げをさせてもらいました。そういう中で法律的に会計年度任用職員の期末手当等につきましても一般職に準じるようにということで条例で定められておりますのでそれに従ってやるというものであります。以上です。
議 長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願い致します。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 43 号を採決します。本案を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 43 号は原案のとおり可決する

	ことに決定致しました。
<u>日程第 9 議案第 4 4 号</u>	
議 長	日程第 9、議案第 4 4 号 「小海町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(総務課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。ここで 11 時 15 分まで休憩とします。 (ときに 10 時 57 分)
<u>日程第 10 議案第 4 5 号</u>	
議 長	再開致します。(ときに 11 時 15 分) 日程第 10、議案第 4 5 号 「小海町指定居宅支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(町民課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 質疑のある方は挙手をお願いします。
	(質疑なし)
<u>日程第 11 議案第 4 6 号</u>	
議 長	日程第 11、議案第 4 6 号 「令和 2 年度小海町一般会計補正予算（第 5 号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)

議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
	(副町長説明)
議 長	説明が終わりました。質疑については午後にしたいと思います。ここで 1 時 1 5 分まで休憩と致します。尚、12 時 30 分から議会運営委員会、 12 時 45 分から委員長と議会運営委員会の合同会議をしたいと思います のでお願いをします。午後は 1 時 15 分からお願いを致します。 (ときに 11 時 57 分)
議 長	再開致します。(ときに 13 時 15 分) 議事に入ります前に、先程、1 2 時 3 0 分から議会運営委員会および 各 常任委員長の合同会議を開催しましたので、その結果を議会運営委員 長から報告願います。議会運営委員長 新津孝徳 君。
11 番議員	ご報告いたします。議会運営委員及び各常任委員長による合同会議の結 果、各常任委員会の審査日程が決定しましたのでご報告いたします。 1 2 月 1 1 日(金) 午後 1 時 0 0 分より総務産業常任委員会、視察なし 午後 2 時 0 0 分より予算決算常任委員会歳入全般、総務産業関係の審査 を行い、1 2 月 1 4 日(月) 午後 1 時 0 0 から民生文教常任委員会、視察 なし、午後 2 時 0 0 分より予算決算常任委員会 民生文教関係の審査を 行います。 また、午前中も申し上げましたとおり、一般質問が 1 日で 済めば、現地視察及び全員協議会を、1 2 月 9 日合同で行ないます。な お、今、お手元にお配りしましたが、請願第 1 号が追加議題となりました。 以上で、報告を終わります。
議 場	議案第 4 6 号令和 2 年小海町一般会計補正予算第 5 号について先程説 明をいただきましたのでこれから質疑を行います。質疑のある方は挙手 をお願いします。歳入歳出とも補正予算書でページごとに行います。
議 長	6 ページ 第 2 表 繰越明許費 第 3 表 地方債補正 【歳入】 9 ページ 1 款 町税 1 項 町民税 1 3 款 分担金及び負担金 1 項 分担金 1 4 款 使用料及び手数料 1 項 使用料 1 5 款 国庫支出金 1 項 国庫負担金 1 目 民生費国庫負担金 1 0 ページ 2 項 国庫補助金 1 目 総務費補助金 2 目 民生費補助金

	4 目 土木費補助金 1 6 款 県支出金 1 項 県負担金 1 目 民生費負担金 1 1 ページ 2 項 県補助金 2 目 民生費補助金 4 目 農林水産費補助金 5 目 商工費補助金 7 目 災害復旧費補助金 1 8 款 寄付金
7 番議員	寄付金が補正額で 49 万と書いてありますが、先程副町長の説明では遠藤さんっていう方から 50 万の寄付を頂いたと。この場合トータル的には 50 万ということで帳尻合わせしてあると思いますが、補正額というものは実際に金の動きのあったものに乗っけてくるのではないんですか。ましてや毎年毎年 50 万からの寄付をしている遠藤さんに対してこの 49 万という計上の仕方は何かわけがあって載せたわけですか。当然ここには補正額 50 万を載せて計 51 万、1 万のものは当初どういう計算でなされたかは分かりませんが、まあ科目の補助ということで載つけたかわかりませんが当然この補正額というのは 49 万ではなくて 50 万という形で載せるべきではないかと思いますが 49 万で載せました訳をお聞かせ願います。
総務課長	はい、当初に 1 万円載せてあったものですから、あと寄付の入ってくる見込みが特にございませんでしたのでちょうど 50 万になるように 49 万円を計上させて頂いたと。他意はありませんけれどご指摘のようであれば今度そういったことで気を付けてやっていきたいと思います。よろしくをお願いします。
7 番議員	これからの見込みがないと言いましたが、じゃあ最初に載つけた 1 万、これはどういう根拠があって載つけたわけ。実際に金の動き、補正額というものはその時の精査した数字というものを載付けていくのが筋で予算じゃないかと思います。それを 49 万ということで帳尻合わせで 50 万ではなくて、まだこれは 5 号補正です。最後の 3 月、或いは年度末精査したところで精算すればいいことであって、当然ここは 50 万という数字を載せていくのが寄付なされた方、遠藤さんに対する敬意でもあるんじゃないかなと私は思うんですがいかがですか。
総務課長	はい、先程も申し上げましたが特に他意はございません。丁度 50 万になりましたので 49 万という計上をさせて頂きただけのことでありまして、ご指摘のようであれば以後 50 万寄付されれば 50 万というふうにやっていきたいと、当初 1 万円載せましたのは見込みをみて 1 万円を

	載せさせて頂いたものであります。
7 番議員	まあ予算書ですからね、これ。精査して最後の決算じゃないんですから。当然本人の貴重なご意見というものを毎年、毎年 50 万から寄付してくれる人達に対してちゃんとした数字を載せておくのが寄付して頂いた人への礼じゃないんですか。で、これから寄付があるかどうかなんていうことは、何でそんなことがはっきり言えるわけですか。何のために最後に来て精査して決算ぶっていくわけですか。その辺今後十分こういう寄付に対してはありがたいことなんですから慎重に対応してほしいと思います。以上です。
議 長	他に…。6 番有坂辰六君。
6 番議員	今の件でちょっと聞きたいんですけれど、去年はこれ目的寄付っていう項目であったような気がするんですけど、これは一般でも、目的でも使う所が決まっていればいいんですけれど、この一般寄付っていうのと目的寄付の違いを教えてください。
総務課長	はい。前回頂いた時には目的として子どもたちの教育的なものに使って頂きたいと前置きがあって寄付を頂きましたので目的寄付という事で扱わせて頂きましたけど、今回頂いた時にそういうお話がなかったもんですから、一般寄付として収入をしました。その後遠藤さんの方の意思としてそういった子どもたちの教育的な部分に使ってほしいというお話を頂きましたので来年度予算においては、前回は保育園の積み木等を買わせて頂いたわけなんですけれど、今年もそういった部分に充てさせて頂いて買った物については館報なりで写真付きで載せて遠藤さんの方には報告をさせて頂きたいというふうに考えております。
6 番議員	いずれ子育て、教育、福祉ということで来ていますのでまた遠藤さんの件なんですがぜひその方向でお願いしたいと思います。
議 長	他に…。 1 2 ページ 1 9 款 繰入金 3 項 基金繰入金 2 1 款 諸収入 3 項 受託事業収入 4 項 雑入 2 2 款 町債
10 番議員	ちょっとすみません。諸収入の方でちょっとお願いをしたいんですけれど、すみません、通り過ぎちゃったもんで。お願いという形ですけども。雑入の 2 目の方ですけども、説明欄を見ますと、令和元年度店舗新築等助成事業補助金返還金ということで 734 千円の歳入を見てますけれど、私、仮定の話で申し訳ないんですけれど、例の不正の領収書の件

	から返還になったということを認識した上で話したいんですけど。小海町店舗新築等助成事業実施要綱というのを見させて頂き、その中で第7条に事業実績報告という部分在りますけれど、工事完了後の写真だとか云々書いてありますけれど（2）で「助成対象工事の請求書または領収書またはその写し」ということになっているわけでありまして、出されたのは領収書で領収書が正しくなかったという事で問題になったわけでありまして、それはまた問題だという認識、私も持ってしておりますけれど、これが例えばね請求書で出されたら、今回の件はなかったのではないかというふうに私は認識しているわけでありまして、ということになれば9月に新聞報道5回もされたんですけれど、4回くらいは報道はなかったし、それから辞職勧告決議案という話も私は9月議会ではなかったのではないかというふうに今、仮定の話として思っているわけでありまして町長の認識はいかがかそこだけ伺っておきたいと思います。
町 長	今の件でございますけれど、薫議員のおっしゃる請求書というものに関しましては支払いが済んでいるということが前提であると認識しております。そしてその行為が期日もあっていなければいけない、工事もあっていなければいけない、それから金額もあっていなければいけないというのが第1条件だと私は思っております。従って新聞報道も町の方で信毎に来てくれと言ったような経過はございません。どこでどうして信濃毎日新聞がきたのか私は存じませんが、そういう取材をしていったということになろうかと思います。今後の対策と致しましてもやはり金銭の授受がはっきりできる方法を精査するということが大変大切ではないかというふうに認識しております。従ってこの経過については議会の中でも報告したり、議会の皆様のご意見を拝聴した中での結果だと私は認識しております。以上です。
10 番議員	町長、本会議はね、3回しかできねえだから聞いたことにしつかり答えてもらいたいだよ。ね、私は色々の結果に対して云々を言ってるわけじゃないんです。要綱をみると請求書でもよしってなってるわけですよ。日付があつてるとかはさそんなこと常識の上、ね、それでもよいって書いてあるわけだよ。だから請求書を出せば今回の件はなかったではないかというふうに私は認識してるということで町長の考え方を伺ったんですよ。だって要綱にそうやって書いてあるわけだよ。ちゃんと。助成対象工事の請求書または領収書またはその写しと、両方出せって書いてないわけ。請求書でいいって書いてあるんだよ。だから時間的に合ったものの請求書をね、勿論そうだよ、請求書っていうものは。そういう常

	識の範囲での領収書でなくて請求書であればいいわけだよ。だから請求書だったら今度の件はなかったではないかというふうに私は言ってるわけです。それで今町長言われましたけれど広報にも載ってますけれど完成及び対象工事費の全額の支払いが完了していることが前提条件って書いてあるけど役場のお知らせのこの広報にね、この条例的な根拠を伺いたいだけさ。
産業建設課長	はい。お疲れ様です。11月27日発行の広報の中に確かに記事として今回あった店舗新築等の助成の返還についてという文面を載せてございます。先程もご質問にありましたように、支払い請求書という文言が書いてあったことは事実でございます。その請求書という文言は確かにあったわけですがけれどもこれが支払いを当然、請求書によって支払いをするという性善説といいますか、それで完了するそういう事実ということで請求書が出て確実にそれを払う、それが領収書、そういった一連の行為のうちというような意味合いで最初にあったという認識をしております。なので今度はあの辺りが間違いがないという意味でその請求書の分をなくすような方向をしております。このようなことがあるということ想定していなかった為にこのようなことがあろうかと思えます。また別の要綱につきましてもそういうことは見直していきたいと考えております。以上です。
10 番議員	私3回目ですからこれでやめますけれど、これからの話はこれからの話としてまた別の場所で私は伺いますよ。今度の件としてね、課長、あんたが刷ってくれたこの要綱ですよ、要綱に請求書か若しくは領収書って書いてある。そのコピーって書いてあるだよ。だから私は請求書だったら今回の事件は数字さえあっていたら起きなかったじゃないか、この事件は…事件なんちゃ怒られるかしれないけど、問題にならなかったではないかということ。これは今提言としておきますよ。それでね、広報の方に書いてあります、全額支払った、それが条件だというふうに町長も言われましたし、まあ産建課長も有耶無耶的な言い方で、そういうことなんだみたいな、いい方ですけどやはり行政ですから条例なり要綱なりそういう中で前提条件となっているというものが読み取れるものを私は資料として要求しておきたいと思えます。
産業建設課長	はい、議員さんにお渡ししてあります要綱がこの時点での、この事業実施時点での要綱という事でしてそれ以外にはないわけですが、内容については実績報告という事で実績がわかるものを頂いて現地を確認してそれで支払い行為をするとそういう一連の流れになっております。資料につきましては今お渡し済のものの通りです。

議 長	他に…。歳出に移ります。
10 番議員	すみません、資料は今の通りっていうじゃなくて公民館報に、役場からのお知らせにそういうふうに書いてあるわけだよ。だからこれが、ね、今俺に渡している資料じゃなくてどこにそういう決まりがあるんだと、世の常識として払ったか払わねかは施主さんと業者さんの話なんですよ、それが補助事業の対象の条件だと書いてあるから、その条件はどこに書いてあるんですかっていうことを聞いてるんだから、今度は役場の広報にそうやって書いてあるわけだからさ、条例なり要綱なりきちっと示すべきだと、それでその資料要求をしているわけだから。よろしくお願いします。議長、取り計らいをお願いします。
産業建設課長	実績報告書の様式についてはお渡ししてないわけですけど申請者も今やりとりしております交付申請、そして実績報告書の様式、そこには領収書というふうに書いてありまして、食い違いは、要綱との食い違いはございますが、そこは提出、記載してもらうものですからその添付書類というところで申請者については確認ができます。以上です。
議 長	いいですか。質問者は資料として提出して頂きたいといっておるんですけど。
産業建設課長	はい、実績報告書の様式についてまた提出をしたいと思います。以上です。
議 長	はい、歳出に移ります。 1 3 ページ 1 款 議会費 2 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 1 4 ページ 1 目 一般管理費つづき
9 番議員	すみません、13 ページに戻ってもらって、1 目の一般管理費の中の女性議会に関してですがこれが予定されていましたが最終的にやらなかったということなんですけどその理由、理由とかどうしてかっていうところをお願いします。
総務課長	はい、この件につきましては最初女性議会、公募を掛けました。で、応募がありませんでしたので各種団体の皆さんに個々に今度は係の方からお願いをしました。しかしながらほぼ応じて頂けず 1 人だけですね、いいという返事は頂きました。ただ 1 人ではちょっと議会という形になりませんのでその方は手紙、便箋に二枚くらいに自分が質問しようと思った主旨をしたためて町長のところにお送りいただきました。その件につきましては私達もみんなで読みましてご要望のあったこと、これについ

	てはこの冬にでも職員で解決しようということで動く予定であります。で、ご質問はどうしてやらなかったということですが、人数が集まらずできなかったということです。
9 番議員	ただ今の説明で一人だけだったということで、せっかくやる予定だったのに残念だなあと思うんですけどその 1 人だけだったという事の、ということがダメだったのかという理由は何か分析されているかどうかという点はどうでしょうか。
総務課長	あの分析って言われると難しいですけど再三に渡って係の方も願はしたわけなんです。しかしながら仕事が忙しいだとか諸々の理由を付けられてお断りされたということでそれがなぜなのかという事は中々申し上げにくいですが、この次からは集まる人を対象にした、一般の小学生議会ですとか、この次は小学生議会を開く順番、順番といいますかそういう順序でやってきてますので小学生議会は恐らくいい意見も沢山出ると思うんですけど、まあそんな形で進めていきたいと思います。
9 番議員	いい意見が出るかどうかというのはやらなければわからないわけでそこであんまりこう…議会に拘らず女性の意見として何か聞く場を今後、考えているかどうか、その辺をお願いします。
総務課長	はい、長期振興計画の計画樹立の段階でも女性の皆さんお集まりくださいということで呼びかけました。まあほとんど集まりませんでしたけど、どういいますか当町の女性の皆さん忙しいのか、そういったことに関心がないのか分かりませんが、中々女性に集まって頂くというのがいくら呼びかけても難しい状況にあります。ただ今後もですね引き続き女性の皆さんの当然行政に生かしていかなければいけないので、そういった努力はしていくつもりです。以上です。
議 長	他に 1 4 ページの一般管理費まで。 2 目 財産管理費 3 目 企画費 1 5 ページ 3 目 企画費つづき 5 目 地域振興費 2 項 徴税費 1 6 ページ 3 項 戸籍住民登録費 3 款 民生費 1 項 社会福祉費 1 目 社会福祉総務費 1 7 ページ

	1 目 社会福祉総務費つづき 2 目 老人福祉費 3 目 やすらぎ園運営費 1 8 ページ 4 目 心身障害者福祉費 2 項 児童福祉費 1 目 保育所費 2 目 児童措置費 1 9 ページ 3 目 児童館運営費 4 目 結婚推進・子育て支援費 4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 1 目 保健衛生総務費 2 目 予防費 2 0 ページ 2 項 生活環境衛生費 1 目 生活環境衛生総務費 4 目 住宅管理費 5 目 町営バス運行管理費 5 款 農林水産費 1 項 農業費 1 目 農業委員会費 2 1 ページ 2 目 農業振興費
2 番議員	農業振興費の中で農業経営継続支援金の項目がマイナスの 800 万になっております。現在、農業経営継続支援金の対象となっている農家数と、それからこの支援金を受けた方の数のようなものは把握されているのかどうか教えて下さい。
産業建設 課長	はい、お答え致します。農業版の経営継続支援金につきましては見込みとして 30 名ということでございます。農業版の場合には過去の…昨年同月ではなく年間通しての比較という事をうたっておりまして、これもうそろそろ紙ベースで自分の収入が把握できるようになるかと思えます。JA 関係でもね、なろうかと思えます。現実の所はまだ申請をして頂いてない状況ですので、これから今までも広報はしておりますしそれは JA 関係者にも、JA を通じて広報、町の広報や防災無線などで放送や広報をしてきておりますので今後もまた広報、更に強めまして申請して頂く予定でございます。以上です。
2 番議員	この農業経営継続支援金、今、30 名を予定してらっとおっしゃいましたけど受けているかたの実数はいくつになるんでしょうか。現段階で。それが 30 名ですか。
産業建設	申請を受けているということですか。あの申請はこれからということですか。

課長	して今、受付しているものは1件もございません。これから受付をしていきます。といいますのは農業の場合には年間を通じてシーズン通じての総収入の額で10%から30%減、または30%から50%の減、そういったものを比較して該当になれば申請していただくということです、今後受付をして参ります。以上です。
2番議員	あの要件を満たす該当の数が何件あって、そのうち30名くらいを対象にするとかその母数がどのくらいあるのかというのが1点お聞きしたいと、3回目なんでこれ以上できませんけれども、対象要件を満たす農家数が何件あってそのうちの30件を目標にすると、で、それが700万くらいで済むだろうと、そういう認識でいいのかというのが1点と、もう1点は持続化給付金の絡みでこれは持続化給付金のことを指してるのか、それとは別個の制度なのかちょっと教えて頂けますか。
産業建設課長	まず最初ですけれども、母数についてということなんですけれども農業者ということで農業が主の事業である方々ということでして実際に申告書等で確認をさせて頂かないと実数は把握できません。で、もう1つ後半ですけれども、これについては町の独自の事業という事でして、先程いわれました持続化給付金、これは国の事業でございます。国の事業の該当者というのは50%以上減少した場合ということでございます。それは前年同月で比較を致します。町独自の制度の場合、こちらの方は収入について相場の上下等でございますので年間を通じて比較をして支給をするそういう事業構成をしております。ですので今後受付を開始していくということでございます。
2番議員	分母を把握していないで予算立てっていうのは本来できるのかどうか、それが適当なことなのかどうか、私は甚だ疑問に思うってことを一点申し上げておきます。それから国の持続化給付金につきましては1月の25日までの申込期限になっていて現在町の農家の方々がどういう状態になっているのか、できるなら国の予算を100万円でも1月25日に申請して補填していくと、そういうことに対して産業振興の農業の持続化のために積極的に役場が旗を振って希望者を募っていくと、そういう試みがぜひ必要ではないかなと。そのためにもやっぱり母数をしっかり把握するということから始めないと物事は具体的に進んで行かないんじゃないかと思うんですね。その辺をしっかりと取り組んでいただきたいと思います。ですが、いかがでしょうか。
産業建設課長	母数といわれますのが、何を持って母数とするか農業者の皆さん、経営されている方を母数というのか、それともこの補助金の対象になる方を母数にするのか、その辺りが二通り考えられると思います。因みに補正

	の４号、前回に補正予算で計上させて頂いたものなんですけど、その時の人数としましては、対象人数としましては６０人、ただその時というのは減少数を見込んだわけですけど、先程冒頭の報告で説明させて頂きましたが野菜の状況というのはその時には把握できない状況だったわけで結果、野菜の生産も比較的、昨年よりアップしたというようなことを報告させて頂きましたけれど、相対的には昨年より下がった方というのは比較的少なめなんではなかろうかという結果でございます。これから受付していくわけですけども実際に数字を見れば、それは明確でございますので広報と受付をしっかりと進めて参りたいと思います。
議長	他に…。 ３目 畜産振興費 ４目 農地費 ２２ページ ４目 農地費の続き ５目 山村振興事業費 ２項 林業費 １目 林業振興費 ２目 県有林受託事業費 ２３ページ ６款 商工費 １目 商工業振興費 ２目 観光費
10 番議員	次のページの２目もいいですか。１８節の負補交ですけども、新型コロナ対応観光宿泊者２,０００万の増ということで補助事業ですけども、８００万から２,８００万ということですけども、８００万の説明と併せて、今度の２,０００万の説明をお願いしたいと思います。
産業建設課長	はい。それではまず実績、宿泊所事業の実績の方からご説明したいと思います。これまでの補正計上させていただいた事業を進めまして今現在予算８００万を頂いたところの５００万について交付決定をし支出済となっております。残については３００万円程ございますがこれについても予約というのが前もって入りますのでその予約を併せるとこの３００万円はほぼ終わりという状況でございます。そしてこれからまだまだ宿泊は見込まれるといいますか見込んでいかねばならないというような観点から２,０００万円の計上をさせて頂きました。副町長説明のわかさぎ釣りですか、またスキー客、そういったお客さんが見込まれると思います。ただコロナの３波というのが伸びてきてる状況もございますが、この辺を考えながら予約は受け付けて頂きまして、これまでの宿泊補助事業、継続して行ってまいりたいというための計上でございます。以上です。

10 番議員	まず、事業として宿泊者の人数によって1人なんぼとか、そういう形で見積もって数字が出てるのかと、勿論泊まれた方に払うのではなくて業者さんに人数分を1人いくらとかっていう形で払っている事業というように認識していいのかと、じゃあ1人いくらで何人見積もってるかということをお願いしたいと思います。
産業建設課長	はい。それでは2,000万円の内訳についてご説明致します。旅館・民宿につきましては1人1泊当たり5,000円、キャッシュバックという形を取っております。それはキャッシュバックといいますのは旅館の窓口で1回宿泊代をお支払い頂くんですけれども1泊1人5,000円分をお客さんにお返しをすると、で、宿はその分不足するわけですからそこへ町の方から補助金として支出する、それは実績に基づいて支出をして参ります。ですので先程の話のように今現在約500万円の交付決定をしてるわけなんですけれどもそれは事後という事でこれまでにすでに宿泊された方がそれだけいらっしゃるということでございます。12月一か月間まだございますのでその分は残りの300万円と、議決を頂ければこの2,000万円も併せて年末年始特に多くなると思いますので充てて行きたいという内容でございます。そして内訳ですけれどもこれはわかさぎ釣りの500円券、遊漁料を頂くわけなんですけれどもこれについて1万人を無料とする引換券を補助するそういう計画で、これが500万円。次に宿泊関係のもの5,000円×1,800名ということで900万円、それからリエックスの関係、こちらは前回も3,000円、1人1泊3,000円ということなんですけれども、それが1,500人で450万、そしてスキーに対する補助という事で、スキーについてはこれは合宿を見込んでおりまして、学校単位で修学旅行等で来られる学校、5校、その1校あたり30万円で150万、これらを合計して2,000万円ということになります。以上です。
10 番議員	せっかく説明してくれる資料があるようですから、もしあれだったら資料も頂ければありがたいんですけど。いかがでしょうか。
産業建設課長	はい、それではまた作成をさせて頂いて委員会の時でよろしいでしょうか。後程配布したいと思います。以上です。
議 長	他に、観光費の2目まで。 4 目 松原湖高原観光交流センター運営費 2 5 ページ 7 款 土木費 1 項 土木管理費 1 目 土木総務費 2 項 道路橋梁費 1 目 道路維持費 2 目 道路改良舗装費 2 6 ページ

	3 項 都市計画費 1 目 都市計画事業費 9 款 教育費 1 項 教育総務費 2 目 事務局費 2 項 小海小学校費 27 ページ 3 項 社会教育費 1 目 社会教育総務費 3 目 美術館運営費 4 項 保健体育費 2 目 小海小学校給食費 28 ページ 10 款 災害復旧費 2 項 農林施設災害復旧費 29 ページから 33 ページ 補正予算給与費明細書 29 ページ 30 ページ 31 ページ 32 ページ 33 ページ
議 長	その他全体を通して質疑のある方はございますか。
2 番議員	22 ページの県有林受託事業費で間伐委託料が約 2 倍に増えております。このこと意味は私は評価するんですが、間伐後の再造林の事業費について 9 月 6 月等で森林組合の多額の補助申請を出してると、その前提として私は環境整備を含めた再造林活動を求めました。で、今回の委託料の増減にあたって再造林についての何か委託先へのここまでやってほしいとかこういう取り組みをしてほしいとかそういった計画があれば教えて下さい。
産業建設 課長	はい。県有林の受託事業の関係ですけれども、こちら受託事業という事として主体は県でございます。それを町が受託すると言う事として、勿論県ですから、そういった造林事業については考えているんですけれども、今回のこの事業につきましては工事場所がもう 1 か所増えた、受託をもう 1 か所、別のところをしたという考え方でございまして、それは県の方の意向でこちらの方も間伐をしたいということでそれぞれ関係の収入の分担金であるとか受託事業収入の増であるとか、またはこちらからは支出の方では委託料、負担金、補助金、交付金といった物も各関係の節を増額されている、そういう内容でございます。
2 番議員	県の事業だから私が今質問したようなことについては町として付度できないという認識でよろしいのでしょうか。
産業建設 課長	はい、内容が間伐事業でございます。全伐するのであれば再造林ということもありまじょうが、間伐でありますのでそういった事業には続いて

	いかないという内容です。
議 長	他に、全体を通して質疑のある方はございますか。
10 番議員	18 ページでお願いしたいんですけども 3-1-1-4 と報酬ですけども障害者福祉施設等検討委員会という事で先程副町長は 6 名くらいで 2 回分という説明をされたんですけども、もう少し具体的にこういったことをこんな形でやってもらいたいんだってというところの説明をして頂ければと思うんですけどもお願いします。
町民課長	はい。この報酬にあります、障害者福祉施設検討委員会ですが平成 14 年に委員会設置要綱が出来ておりまして委員会は 10 名以内で組織するという事でございます。で、今回委員さんを新たに委嘱して年明けから 2 回、委員会を開いて検討の内容としましては町の障害者の計画、障害者計画、それから町の障害福祉計画を 2 回の委員会の中で検討して頂いて今年度中に 2 つの計画案の作成に繋げていきたいということであります。で、委員さんとしては福祉、保健等ということで関係者、小海分院さんとか民生委員、それから障害の関係の育成会、それとあゆみ園、ひまわり、ぽっぽ、社協、それから保健推進委員といった所から委員さんを委嘱して年明けに 2 回開催するという内容でお願いしたものでございます。
議 長	他に・・・これで質疑を終わります。 ここで 14 時 25 分まで休憩といたします。 (ときに 14 時 09 分)
議 長	再開をします。 (ときに 14 時 25 分) 先程質疑の中で店舗新築等ですね助成事業に関する補助金の問題で資料請求が出ておりました。この資料が配布されておりますので、参考にして頂きたいのと同時に産業建設課長から発言を求められておりますのでこれを許します。
産業建設課長	お手元に実績報告書兼交付請求書とございますがこれが様式ですので、下の方の添付書類を見て頂ければと思います。以上です。
10 番議員	早速資料ありがとうございます。ただ私は事業費を、この館報に書いてあるね、100%払い込むことが前提だって書いてある訳、これ見るとさいくら払い込んでありますかっていうことは書くところねえだいな、どうみたって。だから俺の質問には応えてないのでちゃんとした資料を改めてお願いしたいと思います。
産業建設課長	下の添付資料の所に助成対象事業の領収書の写しと書いてございます。こちらがその対象事業費のことでございます。

<u>日程第 1 2 議案第 4 7 号</u>	
議 長	よろしいですか。はい。それでは次に移ります。 日程第 1 2、議案第 4 7 号 「令和 2 年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 6 ページ 3 款 国庫支出金 1 項 国庫補助金 4 款 県支出金 1 項 県補助金 6 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 【歳出】 7 ページ 2 款 保険給付費 1 項 療養諸費 1 目 一般被保険者療養給付費 2 目 一般被保険者療養費 3 目 審査支払手数料 2 項 高額療養費 8 ページ 3 項 出産育児諸費 3 款 国民健康保険事業費給付金 1 項 医療費給付費分 9 ページ 7 款 予備費
議 長	その他全体を通して質疑のある方はございますか。
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 3 議案第 4 8 号</u>	

議 長	日程第 13、議案第 48 号 「令和 2 年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 5 ページ 1 款 保険料 1 項 介護保険料 3 款 国庫支出金 2 項 国庫補助金 4 款 支払基金交付金 6 ページ 5 款 県支出金 8 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 1 目 介護給付費繰入金 2 目 その他一般会計繰入金 3 目 地域支援事業繰入金（日常生活支援総合事業） 4 目 地域支援事業繰入金 （日常生活支援総合事業以外の地域支援事業） 7 ページ 8 款 繰入金 2 項 基金繰入金
10 番議員	基金繰入金ですけれども、減額になっており、そういうことによって基金の残りはいくらになるのかという点だけ教えてもらいたいと思います。
町民課長	はい、基金の残高でございますけれども細かくはまた後程申し上げますが現在の所約 3,400 万円の基金でございます。
議 長	他に…。歳出に移ります。 8 ページ 1 款 総務費 1 項 総務管理費 2 款 保険給付費 1 項 介護サービス等諸費 1 目 居宅介護サービス給付費 3 目 地域密着型介護サービス給付費

	9 ページ 7 目 居宅介護住宅改修費 4 項 高額介護サービス給付費 1 0 ページ 6 項 特定入所者介護サービス等費 1 1 ページ 3 款 地域支援事業費 1 項 日常生活支援総合事業費 2 目 介護予防ケアマネジメント費 3 項 包括的支援事業任意事業費 1 目 包括的支援事業費 2 目 任意事業費 1 2 ページ 5 款 諸支出金 1 項 償還金及び還付加算金 1 3 ページから 1 6 ページ 補正予算給与費明細書 1 3 ページ 1 4 ページ 1 5 ページ 1 6 ページ
議 長	その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。
2 番議員	8 ページの居宅介護サービス給付費というのは減少しておりますけれどもこれは施設系の方にサービス需要が移行しているというような考え方で捉えてもよろしいのでしょうか。
町民課長	この通所系の介護サービス等諸費の流れでございます。この通所介護の方につきましては前回の補正で社協の分の通所介護を地域密着型ということで動かさせて頂いたものでございますが、今回この 1 目の給付費等減通所系というものにつきましては老健の分のマイナスがあると同時に社協の分でこの通所介護が増えた分、また地域密着型へ動かす分がございましてその分につきましてはの 1 目から 3 目への動きというのがマイナスの 15,657 千円というものでございます。以上です。
議 長	他に質疑のある方はございますか。
10 番議員	先程基金の残高という事でね、あらましの金額で約 3,400 万円というふうに答弁頂いたんですけど、保険料との関係と基金の関係でちょっと伺いたいんですけども、まあ保険料はまだ年度途中でこれから増えるのかどうなのかそれは分かりませんが現時点で基金が保険料の約 3 割と 29.05%ということで基金を持っておるという中で介護保険料はどうあるべきかと、多い方なのか、少ない方なのかという認識だけ伺

	いたいと思います。
町民課長	介護保険事業の関係につきましてはただ今7期の計画、3ケ年の最終年度ということでございまして令和3年度から5年度にかけましては第8期の計画という事で今回介護保険料が改定になる年にあたっております。で、令和元年度までは保険給付費の方はかなり見込みよりも下がっておりまして関係で基金が積めているところがございますけれど、今年に入りましてからは全体として5%～6%程度、前半の方では伸びてきておりましてまた動向を注視していくことになろうかと思っております。 で、介護保険全体を見まして町の中で被保険者数は減ってきておりまして、そういう関係からまた1人当たりの保険料については相対的に上がってきてしまう部分はあるわけですが、これから先を見通した中で第8期の保険料でどの程度見込めるか分かりませんが、基金の残高と将来的な医療費、保険医療費の伸びと被保険者の減少といった所のバランスを見ながら令和2年度につきましては、これから2、3か月の医療費の動向を細かく精査した上で、年明けの介護保険懇話会に向けて資料を整備して新しい第8期の計画に向かっていきたいというふうに考えております。以上です。
議 長	他に質疑のある方はございますか。これで質疑を終わります。
<u>日程第14 議案第49号</u>	
議 長	日程第14、議案第49号 「令和2年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について」を議題といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
(町民課長説明)	
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 【歳入】 4 ページ 1 款 後期高齢者医療保険料 3 款 繰入金 1 項 一般会計繰入金 1 目 事務費繰入金 2 目 保険基盤安定繰入金

	4 款 繰越金 【歳出】 5 ページ 1 款 総務費 1 項 総務管理費 1 目 一般管理費 2 款 後期高齢者医療広域連合納付金 4 款 予備費
議 長	その他全体を通じて質疑のある方は、ございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 5 議案第 5 0 号</u>	
議 長	日程第 1 5、議案第 5 0 号、 「令和 2 年度小海町水道事業会計補正予算（第 1 号）について」を議題 といたします。事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。 本案について提案理由の説明を求めます。
	(産業建設課長説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。 歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行います。 質疑のある方は挙手を願います。 補正予算書 1 ページ 収益的収入及び支出 2 ページ 補正予算給与費明細書 3 ページ 4 ページ 5 ページ 6 ページ
議 長	その他全体を通して質疑のある方は、ございますか。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。
<u>日程第 1 6 「請願・陳情等」</u>	

議 長	日程第 16、請願第 1 号、陳情第 8 号、第 9 号についてを議題といたします。今定例会で受理した陳情等はお手元に配布したとおりであります。陳情書の朗読及び審議は、付託した委員会をお願いをいたします。
<u>○ 常任委員会付託</u>	
議 長	以上を持ちまして議案に対する質疑を終結致します。本日、議題としてまいりました議案第 44 号から議案第 50 号、請願第 1 号、陳情第 8 号、9 号は、会議規則第 39 条の規定により、お配りを致しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。議案付託表のとおり付託いたしますので、よろしく審議の程をお願い申し上げます。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	以上で本日の日程はすべて終了いたしました。 一般質問は 8 日、午前 10 時から行います。これにて本日は、散会といたします。ご苦労様でした。 (ときに 15 時 00 分)

令和 2 年 第 4 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 8 日」	
* 開会年月日時	令和 2 年 1 2 月 8 日 午前 1 0 時 0 0 分
* 閉会年月日時	令和 2 年 1 2 月 8 日 午後 5 時 3 8 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんおはようございます。小海町議会第 4 回定例会、本日は一般質問であります。10 人の方が質問をされます。それぞれ建設的な意見の応酬を期待するところであります。定刻になりました。ただいまの出席議員数は 12 人であり、全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。
<u>○ 議事日程の報告</u>	
議 長	本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。 本日答弁のため出席を求めた者は、町長、副町長、教育長、会計管理者、各課長、教育次長、所長であります。
<u>日程第 1 「一般質問」</u>	
議 長	日程第 1、本日は会議規則第 61 条の規定により一般質問を行います。 あらかじめ申し上げておきますが、会議規則第 63 条の規定により一般質問を行いますので、ご協力をお願いをいたします。 それでは、順次質問を許します。
<u>第 3 番 井出 幸実 議員</u>	
議 長	初めに、第 3 番、井出幸実議員の質問を許します。井出幸実君。

3 番議員	3番 井出幸実です。新型コロナウイルスという言葉にも慣れてきたこの頃でありますけれども、日常の行動に気の緩みが出たのか、個人の予防対策がおろそかになっているのか、感染者が増えています。新型コロナウイルスの検査や治療が増えたことで注目が集まり、医療従事者の待遇の悪さが広く知られました。教育や健康は、全ての人に必要なものです。質を高めるには、よい人材が必要です。人材を集めるには、収入の高さを確保することが重要になってきます。厚生労働省の方針では、医療に従事する人を減らしていると聞いています。不景気になれば、リストラしたことで利益を上げた気になるリーダーが増えますが、教育や健康の現場でも、それが起こっていると聞いています。ゆゆしき時代になっています。新型コロナウイルスのおかげで、医療従事者には国から1人当たり最大20万円の慰労金が給付されることになりました。けれど、基本給が低すぎるそうです。令和元年度、賃金構造基本統計調査によると、看護師の平均年収は483万円で、全職種の平均年収501万円を下回っています。さらにそのうち、約50万円分は夜勤手当が含まれている計算になるそうです。業務内容も人命に関わるため、ミスは許されず、心身ともに負担がかかり、離職率が非常に高い特徴があります。賃金を上げれば解決しそうですが、問題はそう簡単ではない。なぜなら、病院自体の経営が厳しいからです。病院はもうかっているイメージがあるが、実際は4割程度が赤字経営であり、例えば、手厚い看護をすれば、患者は喜ぶが、費用はかさむ。一方、手を抜けば、医療の質が落ち、病院の評判が下がれば、来院者は減っていく。つまり、医療とビジネスを両立させる判断を下せる経営者が必要であると言われてしています。そもそも、病院は医療とビジネスを両立させるべきなのかという疑問がどうしても残ってしまいます。病院は国からの補助で維持できているようですが、最終的にしわ寄せを受けるのは現場で働く医療従事者ということになってきます。病院はただのサービス業とは少し違うはずだかと思うのは、私だけでしょうか。新型コロナウイルスも来年の6月頃までにはワクチンが開発され、日本でも8,500万人分を確保し、輸送手段の冷凍庫も国で確保されたようです、高齢者、医療従事者から予防接種が実施されるそうです。純国産のワクチンも、今年中には効果の結果が出るようです。早く新型コロナウイルスの心配がなくなり、安心して普通の生活が送れることを願っています。 それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。今回、質問をさせていただきますのは、制度実施から4月で20年たちました介護保険についてであります。実施年が分かりやすいように西暦で質問させていただきます
--------------	---

	すので、ご容赦をお願いいたします。介護保険制度の概略の流れは、2000年4月に介護保険法が施行され、全国で制度が始まりました。2006年4月から予防重視へ転換、2015年4月、軽度者向けサービスを市町村に一部移行、特別養護老人ホームの新規入所者を原則、要介護3以上に、一定所得以上の人の利用者負担を2割に引上げ、2018年8月、高所得の人の利用者負担を3割にと、それぞれ制度を改定しています。その間、おおむね3年に1度程度、制度を見直してきてきましたが、制度を守ることを優先して、負担増とサービス切捨てを繰り返してきたように感じています。旧厚生省の職員として、介護保険制度の企画案に関わった人は、21世紀の高齢社会に対応するため、自立支援、利用者本位、介護の社会化という理念を掲げたそうです。自立支援は体が弱った人を世話をするという従来の考えを見直し、自分の意志に基づいて主体的にサービスを利用し、日常生活を過ごせるというもの。また、それまでの行政がサービス内容を決める措置制度から、利用者自身が選べるように多く変わってきています。確かに、介護保険制度の最大の功績は、社会の意識改革だと思っています。制度ができる前は、介護は家族が担うものというような風潮がありました。他人の世話を受けることへの抵抗感もありました。誰も老いに逆らうことはできず、介護が必要なよたよたへろへろ期を迎えるのは自然なことです。そこで、町民課長に伺います。国では、来年に介護保険の制度を見直されると聞いていますが、見直しの概要が分かりましたら教えていただけますか。
町民課長	おはようございます。お疲れ様でございます。それではお答えをさせていただきます。2021年4月の介護保険制度改正の概略について、主なところを4点ほどご説明いたします。まず1点目としまして、高額介護サービス費に関する見直しが行われます。介護保険の高額介護サービス費は、医療保険の高額療養費と同一とされるために、既に引き上げられている医療保険の高額療養費まで介護保険の高額介護サービス費の月当たり自己負担限度額が引き上げられるということになります。具体的には、比較的所得が多い現役並み所得の区分の層を3区分にし、そのうち上位2区分の限度額が引上げとなります。結果として、高所得者にとって、厳しい改正となります。2点目としまして、補足給付についての見直しが行われます。補足給付は、特養や老健などの介護保険施設やショートステイを利用する低所得者に対して行われる食費及び居住費への公的補助という内容でございますが、今回、第3段階、これは利用者本人の年金収入等が80万円を超え、かつ世帯全員の住民税が非課税の世帯につきまして、ここがさらに2つの区分に分けられ、高いほうの

	区分について自己負担が引き上げられるというもので、現在、第3段階の利用者数につきましては、補足給付対象者全体の約6割を占めているため、多くの方に影響が生じると考えられております。それから3点目としましては、給付を受けるための資産の要件である預貯金の基準が変更となります。収入が低いために、補足給付の対象となる場合でも、一定以上の預貯金等の資産がある場合には、対象外とされます。その預貯金の基準が、現行の1,000万円以下から段階に応じて650万円から500万円というふうに大幅に下げられるということになります。4点目としましては、居宅介護支援事業所の管理者要件の見直しです。これは、本定例会の条例改正の際にご説明した内容でありまして、主任ケアマネ要件についての内容ということになります。現場の状況に鑑みて、令和9年3月31日まで適用を延長し、主任ケアマネ研修を修了できないケースが相当数あることを踏まえた猶予措置ということになります。以上が、来年の介護保険の見直しの概略でございます。
3 番議員	ありがとうございました。いずれまた、いろいろと国で考えてきたいいろいろの切捨て、そんなものがでてきたなど感じているところであります。次に介護の人手不足について質問をさせていただきます。2025年には団塊世代が全員75歳以上になります。小海町で見ますと、団塊世代の中学校時代、はるか昔なんですけれども、1学年40人から43人の学級が5学級あり、生徒数が200人以上いたわけなんです。現在の小海町のことを考えますと、中学はほかが入っていますから、小学校で換算しますと、児童数5年生、6年生で見ますと、平均すると約30人です。単純に割ると、生産者人口が7人減り、生産人口が1人だけ増えるということです。つまり、7分の1に生産人口が減ってしまうということになります。これが、団塊世代の高齢者福祉の実態です。これは、人口全体で見ると単純には言えない数字であると思っておりますが、しかし、一層高齢化が進む2025年が迫る中、現在でも全国的に見ると、現状においても介護現場で13万人介護の人手不足だと言われております。2025年、団塊世代全員が75歳を迎える年には、34万人の介護人不足と推定されております。長野県でも、75歳以上の人口がピークを迎える2030年にも必要な医療介護を提供し続けることを目指しているそうですが、介護保険制度を支える人手の不足も心配です。介護保険制度が始まった2000年に県内の生産人口は140万人いたが、2019年は約115万人となり、2030年は104万人まで減る見通しです。県内では、不足する介護職員は2020年が約3,800人、団塊世代が全員75歳以上を迎える2025年が6,800人以上と推計されております。そこで、小海町の介護職員の現在の実態についてお伺いをいたします。また、介護職員が不足して

	いるのでしたら、今後の対策についてもお伺いをいたします。
町民課長	介護職員の実態、それから今後の対策というご質問でございます。令和3年度、来年度から5年度まで3か年間、第8期の町の介護保険事業計画を策定することになりますが、それに当たって町内の事業者の皆さんからヒアリングを行っております。事業者の皆さんの回答を見ますと、人材不足、人材育成というものが喫緊の課題であると、全ての事業所で押しなべて課題の第1に挙げられております。具体的なお意見をご紹介しますと、スタッフの高齢化が顕著であり、新規募集しても応募がなく苦慮している。それから、ハローワークで求人募集しているが、ハローワーク経由の職員採用はゼロ、この理由としては、小海町の場所が山間部の地域であることも要因と考えられるのではないかと。それから職員の高齢化、腰痛など体調面での不安が多くなっているといった声が寄せられております。議員さんご指摘のとおり、2025年には団塊の世代が75歳以上となり、さらに介護の需要が増大し、そのときには30万人以上の介護職員が不足するというふうに見込まれております。政府としましては、介護人材の確保は喫緊の課題ということで、対策を講じてきております。内容としましては、離職した介護人材の呼戻し、それから新規の参入の促進、さらに介護職の離職理由に対する対策ということで、最も多い離職の理由の結婚、出産、育児に対して事業所内の保育施設の整備、支援や代替職員の確保が対策として設けられております。また、最近では、ベトナムから本年夏までに1万人の介護人材が技能実習制度を通して日本で働くことができるように政府間での合意があったとの報道がありました。こうした外国人人材の受入れは重要になっていくと考えられております。町としましては、少しでも人材不足の解消に資する方策を講じていく必要があるというふう考えております。以上でございます。
3 番議員	ありがとうございました。今のお話の中で、政府、国だと思いうんだけれども、国の対策について、いろいろちょっとお話の中で町としてもという言葉を使っているんだけれども、一番聞きたかったのは、町自体の先ほど言いました人材不足についてのお話がありましたが、それについての対策を聞きたかったわけなんだけれども、いずれ、対策を講じていかなければ、町としても、ある程度の対策を講じていかなければならない時になってきているというふうにご理解していただきたいというふうに思います。 それでは次に行きます。介護保険制度は2000年、40歳以上の人を支払う保険料と税金、利用者の自己負担で賄うことで始まりました。長野県では、保険制度が始まった2000年と比べると、県内の65歳以上は18万人近く増えたそう

	です。65歳以上が人口の占める割合、高齢化率ですが、31.9%だそうです。介護保険サービス利用対象者である要介護、要支援認定者、2000年度末、5万4,000人から2019年は約11万4,000人と倍増をしています。高齢者が増えれば、サービスに必要な費用もかかる。約650億円だった県内の介護給付費、これは、介護サービス費から利用者負担分を除いた費用なんですけれども、2017年度には1,800億円を超えました。介護給付費の50%は40歳以上が収める介護保険料で賄っており、現役世代の負担も増えています。65歳以上が収める介護保険料の県平均月額も、当初の2,346円から5,596円になっています。介護保険は介護が必要になった人にはなくてはならない必要な制度であることは理解をしています。もし、自分が必要になったときは、介護保険のお世話になると思っています。その場合の杖として、介護保険料をお支払いをしているのだと考えていますが、介護保険は、あくまでも生命保険や自動車保険と同じように、何かあったときの保険と考えています。介護保険を使わなくても、生活できることが一番望ましいことと思っています。介護保険料は年々増額し、負担を感じていますが、あくまでも万一のときの保険と思っていますが、町民課長にお伺いいたします。当初の2000年の被保険者数、これ、ちょっと通告していなくて申し訳ないんですけれども、現在の被保険者の数をお願いをいたします。また、小海町の当初の1人当たりの介護保険料と、現在の保険料の月額の金額をお伺いをいたします。
町民課長	お答えをいたします。被保険者数につきましては、今ちょっと正確な人数はすみません、持っておりませんが、いずれ高齢者が増えているということでございますので、町の人口全体減ってきている中で、高齢者数は横ばい、あるいは微増といった状況にあるかと把握しております。町の保険料につきましてはですが、介護保険制度創設当初、2000年につきましては、第1期2000年からの3年間では、2,306円でした。その後、第2期から第4期までは3,000円台になっておりまして、第5期、第6期は4,000円台、現在の第7期は5,740円となっております。全国平均で見ますと、2000年の制度創設当時で2,911円、現在では5,869円という状況になっております。65歳以上の保険料につきましては、今言ったとおり3年ごとに見直しをされまして、市町村が必要なサービスの量を推定し、それに見合う金額を決定いたします。来年度以降、第8期の保険料は被保険者数の推移、それから給付費等を見込んだ中で、年明けから設定に向けて進んでいく運びとなります。この介護保険料を抑える対策としましては、全国で工夫を凝らしている事例といったものを調査研究していく必要があります。また、サービスが増え続けてい

	るデイサービスの質の向上、それから元気な高齢者を増やして、介護にかかる費用を抑制しようとする取組など、効果につながるケースを模索して保険料の抑制につなげていきたいと考えております。見込みとしましては、介護保険料は今後も上昇を続けて、2025年には全国平均で7,200円、2040年度には9,000円以上に達するという見込みがございます。また、介護を担う人材につきましても、2025年度には今よりもさらに50万人以上必要になるかという推計もございます。負担が重くなる一方で、人手不足でサービスを受けられないといった事態も想定されてきますので、いざというときに頼れる制度にするために、どのようなサービスが必要なのかといった点、国を挙げて議論を急ぐこと、それから先ほど来、申しておりますが、町としての対策というものを、きめ細かく考えていく必要があるかというふうに捉えております。
3 番議員	ありがとうございました。今のお答えを聞いていますと、2020年に保険料の金額を2,306円ということですが、団塊世代が全員75歳以上になる2025年には、その3倍の金額になるわけなんです。それはあくまでも推計なんですけれども、現在だけで見ていまして、5,740円と倍以上の金額になってきているということは、負担が被保険者にかかっているということをご理解をいただけるというふうに思います。今の答弁の中で出てきておりましたが、すみませんが再度、同じような質問になりますけれども、よろしくお願いしたいと思います。難しい質問かもしれませんが、これからは第1号被保険者は、しばらくの間、増え続けることはたしかだろうと思います。全体的には被保険者数は減り続けますが、介護人口が増えることは目に見えています。将来的に保険料を増額し続けると思いますが、このまま増え続ける保険料を町として金銭的にも含めた中で、対策を考えていくのか、この辺をすみませんけれども、再度、お伺いをしたいというふうに思います。また、介護保険法には、自治体の計画づくりに利用者の意見を反映させるという住民参画の規定があるが、町では懇話会ということにしているというふうに思いますけれども、その辺につきましてもお伺いをしたいというふうに思います。
町民課長	ただいま懇話会というお話もありましたけれども、第8期の計画策定に当たって、地域共生社会の実現といった国の基本方針がございますけれども、それに沿った中で、町としての計画もきめ細かいものを立ててまいりたいという段階でございます。来々、年が明けてから懇話会も2回ほど開催しまして、皆様のご意見拝聴しながら進めてまいりたいと思っております。

	先ほどからありますけれども、団塊の世代の関係で、2020年現在では、団塊ジュニアと呼ばれる45歳から54歳といった世代の方々が20年後、2040年には65歳以上となつてまいります。団塊ジュニアに限らずに、高齢者が地域の中で孤立せずに人とのつながりを持って継続的に介護予防や健康づくりに取り組むことができ、個々の健康状態に応じて参加できる通いの場が充実した地域づくりの推進というものを進めてまいりたいと思っております。近年、要介護状態と健康状態のちょうど中間という意味のフレイルという概念がいろいろなところで使われるようになってきております。フレイルは兆候に早めに気づき、正しい対処をすれば、進行を抑制したり健康な状態に戻したりすることができます。このフレイル予防こそが介護予防そのものであると言われます。運動と栄養、そして社会参加、これを三位一体で継続していくことが大切であること、そしてこれら三本柱と言われるものがフレイル予防、すなわち健康長寿のための柱であることが指摘されております。町では、地域資源を生かしたフレイル予防について検討し、地域の特性に応じて、フレイル予防、口腔機能の向上、栄養改善、認知症予防などの効果的な普及啓発など、多岐にわたり教室などを行っておりますので、積極的にご参加をいただいて、健康寿命を延ばす活動を積極的に行っていただきたいというふうに考えておまして、そうしたことが介護給付費を減らして、増え続ける保険料を少しでも抑える一助になると考えております。
3 番議員	今の話を聞いていますと、2006年に介護予防、予防重視、国として切り替えてきているんですけれども、それと同じような答弁をしているような気がしていて仕方がないのですけれども、いずれ、ちょっとすみませんけれども、今までの話しの中で、今、答弁した中でちょっと感想などありましたら伺いをしたいというように思います。また、介護保険料を納める被保険者は、現在40歳以上なんですけれども、負担がかかりすぎるので20歳に引下げ、障害者福祉と統合し、国民全体で支える形にならないだろうかとの意見もあるようですが、この意見についても、町長答弁をいただきたいというふうに思います。
町 長	皆様おはようございます。大変ご苦勞さまでございます。ただいま、井出議員から4項目につきましてご質問を受け、そして被保険者を40歳から20歳に引き下げるという意見があるということを町長としてどう思うかという質問でございました。保険料納付の開始年齢を引き下げるという選択につきましては、賃金が比較的低い若年層に保険料負担を求める、加えて、若年者から高齢者へ世代間所得移転を進めるということになるため、実情を踏まえ、

	慎重な議論を要するものだと考えております。保険である以上、負担に対して給付を伴わなければ国民に保険料負担を強制する根拠は薄くなるだろうかと思います。例えば、現在の40歳から64歳の第2被保険者のうち、若年性認知症など加齢を原因とする16種類の特定疾病の患者は、介護保険サービスを受けることはできますが、その受給者数は全体の0.3%に過ぎません。99%以上の人は掛け捨て、払い損となっており、ほぼ税金に等しい状態ということが言えます。ここで、納付開始年齢を引き下げれば、税金に近い性格を持つ掛け捨ての払い損の保険料の負担を強いられる国民が一層増えることになるのではないかというふうに思います。また、障害者総合支援法との関係においても、現在の障害者と高齢者に対する福祉サービスは年齢で区分されており、18歳以上、65歳未満は租税を財源とする障害者総合支援法、65歳以上の加齢に伴う要介護状態については、原則として介護保険法で対応しております。しかし、納付開始年齢を20歳あるいは30歳に引き下げた場合、加齢という要件設定がどこまで続けられるか微妙になってくると思います。こうした社会保険方式の原則や、障害者総合支援法との関係性などを照らし合わせると、納付開始年齢の引下げはかなり難しい選択肢と言わざるを得ません。一方、介護保険の厳しい状況を踏まえ、財源構造の見通しを迫られるのも事実でございます。人口的にボリュームの大きい団塊世代が、75歳以上になる2025年を意識しつつ、高齢者社会を、介護をどうするか、将来、世代へのつけを減らす観点も含めて、その負担をどう分かち合うかといった議論が求められる中、納付開始年齢引下げを巡る利害得失を検討する必要があるかと思い、喫緊の問題だと考えております。
3 番議員	私の認識でいきますと、介護保険料はあくまでも保険料、今、町長の中で税金という言葉を使ったんですけれども、保険料ですから介護保険は使わないで済めばそれに越したことはない。介護保険そのものは、というふうに思っています。何かあったときのための一つのつえということで私は捉えていますので、意見が違うところがあったかなと思って、今、感じたところです。では、次に行きます。社会福祉協議会が現在、赤字経営になり、町から社会福祉協議会の基金へ繰出しを行っていますが、赤字の原因は2015年に要支援1、2を対象とした訪問介護と通所介護を全国一律介護保険から切離し、市町村の事業とした部分としたことが原因なのか、よく分からないので、申し訳ございませんが、赤字の原因を概略で結構ですので、説明をお願いいたします。
やすらぎ園	ご苦労さまです。やすらぎ園所長の宮澤です。社会福祉協議会の事務局長を

所 長	兼ねておりますので、私のほうからお答えさせていただきます。社協の総収入に対し、総費用が令和元年度で3,280万円ほどのマイナスです。そして平成30年度、2,390万円のマイナスということで、ここ2年、赤字経営が続いております。平成29年度までは黒字の年や赤字の年もありましたが、赤字になっても大体200万円台で済んでおります。平成30年度からの大きな赤字の原因は、1番は議員さんもおっしゃったとおり介護報酬の改定によるものが大きいと考えております。それともう一つ、利用者の減少ということがかなり響いております。というのは、通所介護、訪問介護、宅老所なごみ、全て利用者人数、それから収益が減少となっております。利用者のニーズの把握、サービスの充実とともに、利用者に合わせた体制の再整備を現在、取り組んでいるところでございます。以上です。
3 番議員	ありがとうございました。社会福祉協議会への町の繰出し、今現在行われているんですけども、計画している年度では解決しないと感じています。その間に町として対策をある程度練っていくと思っていますが、小海町の介護社会は、社会福祉協議会があつてこそ成り立っていくと思っています。在宅介護で家族が一番心配しているのは、入浴させることだと聞いています。今、寝たきり状態や体の不自由な方の要介護者を社会福祉協議会では入浴サービスはどのように行っているのかお伺いをいたします。

やすらぎ園 所 長	入浴サービスでございますが、社協の事業概要の中では、地域福祉事業、それから介護保険事業と分かれます。地域福祉事業でも入浴サービス、やすらぎ園に大浴場があつてございます。入浴サービスをやってございます。それから、介護保険サービスの中では、通所介護、通っていただいて、デイサービスになるんですが、お風呂に入っているということで、今回、入浴サービスの実態ということで、地域福祉のほうでやっています町からの受託を受けてやっている事業についてお答えします。やすらぎ園に男女大きな浴槽、大浴場がありまして、福祉浴槽と呼ばれております。65歳の高齢者や、あと障害者の皆さんが入れる福祉浴槽になっております。町から1人入浴をいただくと500円の助成金をいただいております。毎年およそ2,500人の利用があります。そうしますと、500円×2,500人、大体運営費150万円くらいで推移しております。その中で、水道代、燃料代、清掃代、水質検査、水質管理等をやると、ちょっと収支面ではマイナスになってしまうのかなという運営状態の浴槽があります。それから、デイサービスのほうでは、宅老所なごみと本体でありますやすらぎ園の中にありますデイサービスで利用者さん、通所ごとにお風呂を使つていただくということで運営をしております。以上です。
3 番議員	すみませんけれども、質問そのものがあれなんですけれども、健常者については、福祉風呂ということで承知はしているんですけれども、質問がちょっとしたのが寝たきりとか体の不自由な方で、ある程度機械を使つて、機械という言い方がいいのか悪いのか、ちょっとあれなんですけれども、そういう人たちについての入浴サービスについて質問をしたつもりなんですけれども、簡略にすみませんけれども、答弁をお願いします。
やすらぎ園 所 長	申し訳ございませんでした。デイサービスに通っている、やすらぎ園本体の方は、ほとんどが機械浴です。ですので、自立で浴槽の中に入ることはほとんどありません。それで、なごみについては、介護予防の観点、それから、リハビリも兼ねて、自分で入っていただくのが基本です。ですので、なごみとデイサービスでは、ちょっと入浴の仕方が違うのですが、上にありますやすらぎ園の中のデイサービスについては皆さん機械浴でお入りになっております。以上です。

3 番議員	いろいろ、入浴サービスそのものについては、ある程度黒字部分が出てこないというような話も聞いています。入浴サービスそのものについては、やはり家庭の中で、ある程度体が不自由な方につきましては、大変入浴させることに困難を来しておりますので、ある程度赤字であっても町の繰出金等を増額してでも入浴サービスを社会福祉協議会で実施して、ずっと続けていくべきだというふうに思っていますが、最後になりますけれども、その辺についての考えを町長、お願いしたいと思います。
町 長	いずれにしても、これは大変必要な施設だと考えております。そして、そこに従事する皆さんも大変ではございますけれども、今後もこういったもののサービスの充実、そして赤字の軽減と言いますか、そういったものを目指していきたいと思っております。
3 番議員	介護保険の最大の功績は、社会の意識改革だろうというふうに思います。制度ができる前は、家族以外には介護を受けたくないというように、他人の世話を受けることへの抵抗感がありました。今は、多くの人サービスを受け、地域の一員として暮らしています。しかし、国は財政面ばかり気にして、サービスの縮小を進めています。人生100年時代と言われるようになりました。誰も老いに逆らえません。介護が必要になるには必要なことです。行政として方向性を持ち、何ができるか真剣に考えてほしいと感じています。誰でも安心して介護社会を迎えることができることを願って、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。
議 長	以上で第3番 井出幸実議員の質問を終わります。 ここで、11時まで休憩いたします。 (ときに10時49分)
<u>第 6 番 有坂 辰六 議員</u>	
議 長	再開いたします。 (ときに11時00分) 次に第6番 有坂辰六議員の質問を許します。有坂辰六君。
6 番議員	6番、有坂辰六です。これより通告に従いまして一般質問を行います。まず最初に、私の質問は1年以上前であり、皆さんが覚えていないかもしれませんが、そのときの通告書を資料としてお配りさせていただきました。この時は、黒澤町長の積極的な答弁をいただき、集中豪雨による災害復旧工事や、今年度のコロナ禍の中でありましたが、幾つか実施をしていただきました。今日は、昨年9月定例会で質問をしました7つの質問ですが、これらの件について、その後どうなったのか、進捗状況や結果について伺いますので、資料

	に沿ってできるだけ簡潔に、そして順次、担当の方の答弁をお願いいたします。
町 長	まず、有坂議員から中部横断自動車道に関することと、1キロ帯の決定により、この後の町の施策、そして、それに伴う県への職員の出向ということと認識しております。中部横断自動車道につきましては、1年前から着実にその話は進んでおりまして、現在は小海町と南牧におきまして、環境影響調査、環境アセスですね、を実施中でございます。環境アセスは、令和3年11月頃には調査が完了し、結果が取りまとめられる予定でございます。また、並行して進められている都市計画決定の手続であるルート説明会や都市計画の原案説明会も同時に開催され、令和3年11月には都市計画（案）ができる予定となっております。その後は、都市計画決定の手続が一定の期間行われ、事業の着手と進んでまいります。職員の配置体制につきましては、佐久穂町で以前、高速道路が開くということに対して、県への出向等々あったようでございます。今のところ、特に私としては考えておりませんけれども、これは必ず、そういったポジションが必要となってこようかと思っておりますので、高速道路の用地、工事等について、地元の調整をしたり、アクセス道路の建設のほか、どういった事業を発するかということを確認した上で、人員体制や配置の時期を考えております。 続きまして、その関係で、町が望むインターチェンジの位置や周辺整備の策定をということでお示しいただいたと思います。現在、示されておりますインターチェンジにつきましては、小海町に1か所、南牧村に2か所、計3か所でございます。全てが政策インターになればよいのですが、その決定はまだ先になるようでございます。また、示されたインターチェンジの位置は、国道141号西側で、八那池から鎰掛福山の辺りでございます。県道松原湖高原線のアクセスや小海分院、町民の利用等を考慮すれば、妥当な位置ではないかと考えております。今後は、政策インターになるよう、国・県への要望活動を併せて行ってみたり、インターチェンジの位置が決まった段階で取付け道路、アクセス道路のルートや道の駅関係の施設について考えてまいりたいと考えております。以上でございます。
総務課長	お疲れさまでございます。それでは、憩うまち事業の現況と将来の完成形はということでしたきましたものについて、私の方でお答えを申し上げます。9月議会で質問いただきました憩うまちこうみ事業のコーディネートをいただいている株式会社さとゆめとの関係について、職員の協定企業等受入れ体制と併せてご説明します。9月の答弁で申し上げたとおり、株式会社さ

	とゆめから地域おこし企業人として派遣していただいている小松さんの任期が、1月末で終了となります。町では、小松さんの任期が終了する前に、本事業を専属で担当し、かつ将来の自立を見越した人材を確保するという観点で、地域おこし協力隊の中野玲子さんに4月から事業を担当させています。今年度は新型コロナウイルス感染症により、都市部との往来が制限され、予定どおりのボリュームで協定企業社員の受入れができませんでしたが、小松さんから中野さんへの引継ぎはスムーズに進んでおります。中野さんの地域おこし協力隊としての任期が満了する残り2年で、事業の自立化について調整を進めていきたいと考えています。株式会社さとゆめとは、小松さんの地域おこし企業人派遣契約とは別にコーディネート契約を毎年結び、アドバイスやターゲット企業への橋渡しなどをお願いしています。この事業が自立するまで、来年度以降も事業の進捗や企業ニーズを踏まえつつ、契約を結んでいきたいと考えております。以上でございます。
副 町 長	お疲れさまでございます。3番目の信州短期大学と小海町との連携はということと、4番目の介護就職の現状を改善するにはということで、併せて私の方からお答えさせていただきます。ちょうど、昨年12月26日ですけれども、佐久大学と小海町、協定調印式ということで結ばせていただきまして、1年になろうとしているということでございます。1番は介護関係の実習生受入れ、こうみの里とか、あとベトナム人等々、質問、ご提案いただきましたけれども、現在、進めているところでは、佐久大学のほうでミャンマー、ベトナムではなくてミャンマーのほうからの留学生を受け入れるということで、具体的には令和3年度の4月から3名ほど予定して、その方々を小海町に住んでいただいて、佐久大学の看護福祉の専攻のほうに通わせて、資格を取って卒業した暁には、最低5年とかそういうところを小海町の施設で働いてもらったりしていくと。それで引き続き、これが結果がよければ、ミャンマーの方から留学生を引き続き受け入れたいというようなことで具体的には今、そういうことで進めてきているということでございます。以上です。
総務課長	それでは、5番目の行政として駅前活性化への具体策はというものにつきまして、私のほうからお答えを申し上げます。アルルを含めた駅前再整備ということで、昨年度1月27日に駅前再整備検討のための準備委員会を開催しまして、今年度5月8日から11月27日まで8回にわたり、アドバイザーの先生をお願いし関係する皆さん20名ほどでワークショップ形式で検討を行い、議会初日にご報告したとおりの答申をいただきました。しかし、ご覧いただいたとおり、具体的な提案はありませんでしたので、今後、もう少し時間をかけ

	て、直接の関係者と具体策を詰めていかなければならないと考えております。令和3年度で改装工事等に着手したいと考えておりましたが、大変重要な問題ですので、もう少し時間が必要と考えております。 続きまして、6番目の移住定住事業に対する検証結果はというものにつきましては、町長のほうからお願いします。
町 長	引き続きまして、移住定住事業に対する検証結果ということで、開会日に皆様にお配りした長期振興計画の実施計画でも取り入れてございますけれども、本間区の区長さんから、地元は責任を持ってまとめるから、ぜひ本間上地区の宅地造成をしてほしいというご要望をいただき、今年、調査をいたしました。その結果、総面積1.5ヘクタールで35区画ほどの宅造が可能ということでありますので、予算がお認めいただければ、3年度で調査設計、4年度で造成工事、5年度に分譲というスケジュールで進めてまいりたいと考えております。以上です。
産業建設課 長	お疲れさまです。7番目のレストハウスふるさとに関連してということで、周辺の整備の状況ということでございます。町では、平成30年度予算におきましてレストハウスふるさと建物北側の北牧財産区有林を伐採いたしました。このことにより、レストランや駐車場からの眺望が各段に良くなりまして、また中部横断道、八千穂高原インターから上がってくる車両にも施設の存在が大きく分かるようになりました。展望のやぐらについてですけれども、建築物でありまして、八ヶ岳中信高原国定公園第3種特別地域という、そういう場所に該当するために許可基準がありまして、具体的には、建物の高さであります。既存の建物、レストハウスふるさとの高さを超えてはならないという基準でありまして、その高さ3.5メートル以内というふうになります。今年度当初の予算で調査設計費として100万円を頂戴しております。今、設計を進めているところですが、いずれにしても、町民の皆さんのご意見、それから指定管理者である有限会社ホソヤさんの要望等、使い勝手、そういったものもお聞きした上で進め、事業内容や規模、それを決定して令和3年度の予算に反映してまいりたいと考えております。以上でございます。
6 番議員	1年経ちましたけれども、皆さんの丁寧な答弁をいただきましてありがとうございます。去年話したことをいろいろと思い出すわけですが、この1年間で幾つかのことが進展しました。このコロナ、もしくは豪雨災害、そのなかでありましたけれども、これについて前向きに検討していただきましてありがとうございます。この件については、今、理事者の皆さんからお答えが

	ありましたもので、そのとおりに進んでいるということで、1回終わりました、次に、今回提案します4つのことについて行いたいと思います。1つは、この前、現地監査の現地視察の際に、井上総務課長と大畑に新設された児童公園、これは区民によりわんぱく公園と名づけられていますが、そこでの話で、そのわんぱく公園の隣、旧町営住宅の空き地を、現在は個人の方に分譲するという計画ですが、これを南町住宅と同じ仕様の町営住宅にしたらどうか。ここは昔、沼地であり、産業廃棄物が埋められており、今でも宅地の嵩上げをしないと水が湧き出てくるところであります。ここを個人の方に分譲するのには、適さないのではないかという内容でした。この件については、今回の長期振興計画の住宅整備計画に盛り込まれており、私の一般質問が後手となってしまいましたが、それはともかくとして、つい最近、南町住宅で1戸の空きが生じて、十数名の応募者があったと聞いています。そのような人たちのためにも、大畑町営住宅の建設は時を捉えた施策であると思いますが、この件について黒澤町長の考えを伺います。
町 長	現場につきましては、議員の皆様も視察をしていただき、承知をいただいているかと存じます。1区画につきましては応募があったということですが、残りは個人の皆さんに販売するには非常に厳しい状況となっております。ご指摘のとおりであります。条件が整わないということで、これも先ほど有坂議員さんおっしゃったように、長期振興計画の中に盛り込んでございますが、これが予算が認められれば、3年度に町営住宅6戸分を建設したいと考えております。
6 番議員	ありがとうございました。あの土地、それからあの場所については、前に町営住宅があったのですが、それがまた新しくこのような形で生まれ変わると。大畑にも15名ほどの小さいお子さん、保育園、小学校へ通っている方がいます。またそこにそのような6戸の住宅ができるということは、区としても非常に有り難いことです。それともう一つは、あそこには、今言ったように10名、15名くらいの子供がいるんですけれども、そのお母さんたちが、わんぱく公園をよく利用しています。区からも要望があると思うんですけれども、遊具が1個しかありませんので、またぜひ区長のほうから要望があると思いますもので、その件も併せてよろしくお願いします。 ただいまの質問に関連しますが、町は移住定住のための施策を幾つか行っており、本間大田団地や南町、栄町住宅、新田住宅等により、移住定住が促進され、新たなお子さんも誕生しています。これらの施策により、小海町では、今年27名の新生児があるようです。人口減少に対処するための施策は切れ間

	なく行い、かつ各年度にばらつきのないようにお願いをします。その意味においては、今回、本間上区での宅地造成は必需であります。また、町営住宅建設計画の中に、令和5年度本間上区での住宅8戸分も載っていますが、さらに長期振興計画にあと2棟ぐらいの建設をお願いしたいところであります。中部横断自動車道の開通はまだまだ先であり、臼田地区の工場誘致の区画整理が進む中、本間区から臼田まで15分程度で通勤が可能となります。小海町は子育て、医療、福祉、教育が突出されており、近在の市町村でも住むなら小海でとの声も聞かれます。移住定住政策を掲げる小海町が、この臼田などを含めて将来、ベッドタウン化となるべき対処策としては講じることは必要不可欠であります。本間上区の造成では、35区画とのことですが、私としてはそのうちの5区画ぐらいは町営住宅として建設し、将来の移住定住対策や人口減少対策として補完となるような整備をすべきであると考えています。この件について黒澤町長に伺います。
町 長	有坂議員ご指摘のとおりだと思います。本間上区の造成は、これは目玉の施策となることは間違いないことは確かでございます。また中部横断道の開通によりまして、臼田の工業団地へのアクセスもたった15分ということで、そこへお勤めになる皆さんが住宅を求めるということは考えられるところであります。私も町長になりまして、町営住宅、これは本当に空きがなくて、また1つの条件を出せば、すぐに埋まるという状況でございます。ということは、これは町民の皆様、あるいは社会のニーズに求められているという結果ではないかというふうに考えております。したがって、戸数等々は今はっきり言えないわけですが、本間上区の造成の中の何区画ということは、ひとつ考えられる方策ではないかというふうに思っておりますので、前向きに検討していきたいと思います。
6 番議員	先ほど来、本間の大田団地、これが19区画販売されて、今、残り1区画ということでありまして、この宅地造成は急がれるものと考えておりますもので、ぜひ調査を行い、早期に着工していただきたいというふうにお願いします。 次に、なかよし児童館の件で伺います。私はかねてより、現在の児童館は毎年、利用者が増加しており、子供たちがのびのびと活動できない状況にあると考えています。現在の児童館の敷地は、契約上6,000平米以上ですが、実際は、使えるのはその半分ぐらいであります。周囲は民地で囲まれて拡張できず、千曲川の法面は少しずつ崩落し、さらに敷地が減少しており危険であります。私は前、1度、黒澤町長ともこの件について話をしたことがあり、

	その近くに現在空き家となっている2軒の方の敷地があります。その所有者に対し、交渉を行ってほしいとお願いをしましたが、その後はどうなっているのでしょうか。今の児童館の跡利用については、現在も午前中に行っている未就園児の親子が遊べる子育て支援センターとして1日を通して利用できるようにしていただきたいと思います。これは未就園児のお母さんからも要望があるようです。また、結婚相談や育児相談、そして未就園児のお母さんたちが集える施設として利用もできます。町の宝であります子供たちのためにも、長期振興計画のなるべく早い時期に載せていただきますようお願いをいたすところであります。新しい児童館の建設について、黒澤町長の考えを伺います。
町 長	なかよし児童館の件につきましては、昨年から有坂議員等々、議員の皆様からもご指摘、ご指導伺っているわけなのでございますけれども、私もその利用者の当事者としての1人として思うこととございますけれども、サービス等々につきましては、本当に行き届いているというお話を聞いております。その中で、手狭であるということは本当に今、分かっていることなんです、なかなか建物の構造上、増築というものが難しくなっております。したがって、現在行政として行えることは、あの周りの土地の所有者の皆さんと交渉をして、そして別棟といいますか、そういったものを考えるか、あるいは今、敷地の中をそっくり移動して、そちらに運動場、駐車場を設けて、今のところへまた別棟というような考えになろうかと思っておりますけれども、大変多い要望でございますので、これは町としても、先ほど有坂議員のおっしゃる宝を要するに育てる場であるということにおきましては、これは本当にそのとおりだと思います。そういった観点を含めながら、慎重に進めていきたいと思っております。
6 番議員	今の答弁の中で、今のところというような返しがありましたけれども、あの建物も40年くらいたっています。ですから、できるだけ私の言ったような形で新しく移転、新築をして、その残った今の児童館は子育て支援センター、育児相談、そういう施設として再利用していただきたいと、このように考えています。 次に、明日、現地視察の予定である松原湖の遊歩道が今年度中には完成します。憩うまちこうみ事業の一環で、たぬきや改修の際、テレワークの件が議会で盛んに議論されました。今年はコロナ禍の中で、テレビや新聞、テレワークやワーケーションのことが度々話題となりました。当時はそれほど気にはとめませんでした、湖畔館から湖を眺めていますと、松原湖を一周する

	遊歩道がウォーキングに最適であり、この景色を取入れ、テレワーク、ワーケーション事業を小海町の新たな振興策として取り組んではいただけないかと考えています。松原湖周辺の皆さんの協力を得ながら、そして憩うまちこうみ事業とも連携をしながら進めていただきたいと思います。かつて、松原地区はスケートが盛んで、旅館、民宿なども多かったようであります。しかし、現在は高齢化もありますが、実際に営業をしている方はかなり少なくなっています。最近、テレビで茅野市が移住定住の方が多いとの番組を見ました。茅野市ではテレワーク、ワーケーション事業に積極的に取り組んでおり、八ヶ岳の自然を利用した移住者やコロナに起因する人たち、そして都会を離れる人たちが多く訪れているとのことでした。また、先月27日の信濃毎日新聞に小諸市の島崎藤村で有名な旅館、中棚荘でリモート勤務との記事が載っていました。その中でそば打ちや星空観察などを体験し、2泊3日の滞在中の経費は出勤扱いで全額会社が負担すると、このような内容でした。そこで提案ですが、松原地区の旅館や民宿が営業できない理由は、宿泊者や後継者がいないなど、幾つかの課題があると思います。通常の旅館のように、お風呂や食事のサービスができないことも理由の一つであると考えています。そこで、松原地区の皆さんの協力をいただき、食事もお風呂も提供をしない、空いている部屋をショートステイによる1部屋貸しとして、食事や風呂などは八峰の湯などの施設を利用していただく。空いている部屋を有効に活用し、松原地区全体がサテライトオフィスとなり、企業や個人の方の誘致を町が率先して行う。そして、松原湖周辺の旅館や民宿がリノベーションなどを行い魅力ある地域づくりが必要ではないかと考えています。小海町は、行政としてこのようなシステムを構築しなければ、今後、憩うまちこうみ事業においても、提携先企業や個人の方のニーズに応えることができないのではないかと考えています。そのためには、今ある店舗新築等助成事業などの活用を行い、必要であれば、現在使われていない民宿や空き家などに対し、小海町の新しい政策として積極的に取り組み、支援を行う。この件について、黒澤町長の考えを伺います。
町 長	ただいま有坂議員から、とても斬新的なナイスアイデアだと私自身はそう考えております。それを推進するに当たり、数々の課題が出てこようかと思っておりますけれども、やはりそういった斬新な考えを持つこと自体が大切だと考えておりますので、そのお考え、私の1個とさせていただきます。
6 番議員	ありがとうございました。松原地区が先ほどの八ヶ岳中信国定公園の中にあり、インターチェンジができたその頃には、松原地区も再び活性化を取り戻

	していけるような形になればと思って質問をしました。前回は今回もお願いをしました、幾つかの提案が施策として行政に反映にさせていただきますよう改めてお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。
議 長	以上で第6番 有坂辰六議員の質問を終わります。
<u>第5番 小池 捨吉 議員</u>	
議 長	次に第5番 小池捨吉議員の質問を許します。小池捨吉君。
5 番議員	5番 小池捨吉です。通告に従いまして、一般質問を行います。端的に質問しますもので、答えのほうも端的にお願いしたいと思います。 最初に、令和元年度発生しました台風19号の災害状況から見て、小海小学校を安全な場所に移転すべきと考えます。現在の場所に決まって10年が経過しましたが、そのときとは状況が変わってきていると思います。昨年の豪雨災害、それから将来、温暖化で気温が2度上昇すれば、今の降雨量の1.1から1.2倍になると推定されています。これも平均ですので、地域によってはかなり違います。山間地での降雨量も多くなるのではないかと思います。自然災害時、避難場所は学校等が圧倒的に多いと理解しております。小海小学校は災害のとき、いち早く逃げ出すような場所と思います。環境も上流ではダムもあり、地震でダム等の崩壊も考えておかなければなりません。よって、私は、小海小学校は安全な場所に移転すべきと考えます。以上のような状況を踏まえまして、町長としての考えはいかがでしょう。
町 長	小池議員からの意見であります。現在の小海小学校の位置、あそこに小学校を建てるといったのは、昭和7年、尋常小学校として建設されて以来、88年間、その建物に対する大きな水害は受けていないと承知しております。昨今の異常気象によることを懸念されているわけですが、小学校も北牧小学校と統合し、平成29年から大規模改修等々を行ってまいりまして、現在の状況になっております。完成も来年度でひと段落ということをしてまいりました。そのことを踏まえましても、あそこが危険であるという判断をしなかったためにこういう判断をしたというのが実情でございます。台風19号で裏の河川の護岸が崩れたというのはたしかではありますけれども、校舎自体に何の災害もなかったということであります。また、学校では常に相木川の増水に備えまして、高台の土村公園への避難訓練も実施しております。したがって、この段階での小海小学校の移転は考えておりません。

5 番議員	今、町長が移転を考えてはいないということでありますけれども、自然災害でも、台風と大雨の場合は事前に対応できるでしょうが、地震でもし上流のダムが崩壊したような場合、学校での対応、100%取れるとは確信できません。私は小学校を現在の中学校の付近に移転すべきと考えております。ここで話が上がったとしても10年20年先の話ではないかと思いますが、常に長として頭の隅に置いて、用地の確保を考えておいていただきたいということですが、その辺はいかがでしょうか。中学校付近ということで前提は今、考えておりますが。
町 長	長い将来的なことをどう見ていくかということは、長の宿命でございます。されど、今のところの近い将来、中学の近所ということとは、私とすれば今、考えておりません。以上です。
5 番議員	今、町長の答弁では、考えていないということですが、いずれにしろ、生徒数も少なかったり、いろいろとするとしますもので、ぜひその辺も検討しておいてもらいたいと思います。 次に、少子化を見据えた対応ということで挙げてありますが、以前、私が小・中一貫校について質問した経緯がありますが、再度いたしたいと思います。現在、小海の小学校の児童数、また保育園の児童数を見てみますと、人口の推移から見て、今後、子供の増加を考えられないと思います。南北相木は小学校の組合立については反対とのことです。教育のレベルアップも考えて、両相木に小学校、5年、6年生を一貫校に組み入れる提案をと考えておりますが、こういう考えは町長に問いたいですが、いかがなものでしょうか。
町 長	現在、中学校は小海町から北相木、南相木という3町村での組合立となっていることはご存じかと思いますが、一方、小学校はそれぞれ町村立となっております。学校の設置者が異なっており、なかなかそういった中で、小・中一貫といったものは、その制度設計というものは難しいのではないかとこのように考えております。
5 番議員	町長、それも考えていないということですが、いずれ中学校の教室も空いてくると思います。両相木も含めて、小海町の主導でもって一貫校の実現に努力していただきたいと。これも、話題に上がっても長い歳月がかかると思います。地域のリーダーとして実現するよう、努力していただきたいということで、南北相木の議員とも話しても、学校がなくなるということは、村がなくなったということは、ということで、非常に懸念はしておりますが、学校の子供のレベルアップを考えたりもした中で5年、6年ぐらいは一緒にという考えを提案していただきたいと思いますが、いかがなものでしょうか。

町 長	先ほど来、お答えしているところではございますけれども、この問題も早急に進めていくことは、非常に難しい問題だというように思っております。と申しますのは、特に北相木小学校、山村留学というような時代に先んじた方策をもう長きにわたって行っております。また、南相木におきましても、そういった町、村独自の施策を行っているところでありまして、そういうところに手前どもが足を踏み入れるというようなことは、ちょっといかがなものかと思いますが、小池議員おっしゃるとおり、少子化ということで進んでいく中では、どこかで何かを模索しなければいけないというような時代が来ようかと思いますが、そういう時代がまた来た折には、一つの考えとして頭の中へ入れておきたいと思います。
5 番議員	私もすぐという考えではなく、長期的に考えていただきたいということでその辺はお願いしたいと。次に、前回もこれも質問しましたが、小学校入学時にかばんを支給できないかということです。過日、新聞で見ますと、あしなが育成会の会長が訴えておりましたが、ひとり親世帯、特に母子世帯で年収200万円ほどの非正規で働く保護者が非常に大変だということが報じられておりました。育成会の調査では、1日何も食べない日もあるというようなことも新聞記事に載っておりました。衣服や教材に限らず、食にさえ事欠いているというような状況が報じられました。国も町もコロナ支援で大変であります、コロナが収まっても影響は数年、尾を引くということが想定されます。このような状況を理解し、小学校入学時にかばんの支給を考えていただきたいが、前回も話はしましたが、この辺の状況が少々変わってきておりますが、いかがなものでしょうか。
町 長	前回、令和元年度の第3回の定例会で小池議員からご質問、提案をいただいたわけなんですけれども、現在、小海小学校は私立小学校と違いまして服装が自由になっております。制服で通っている小学校には、いわゆるランドセルというものが統一化されているというようなものがございますけれども、私の考えでは、そういったものは自由にする。そうしてお子さんに自由に選んでいただく。そして、現在では、父母、祖父母の皆さんからのプレゼントが大変多いようでございます。そういった楽しみもあるということの中で、自由な色、自由な形のものをお選びいただくのが賢明ではないかというのが考えでございます。町がかばんの支給ということよりは、もっと手厚いものを今もしているわけですので、そういった中での要望にお答えするということが先ではないかというふうに考えております。したがって、ランドセルはそれぞれ自分の好きなものをご自由に買っていただきたいというのが考え

	でございます。
5 番議員	今の町長の回答でありますと、かばんの支給はできないけれども、ほかで援助したいというように聞こえました。私としては、今の保育園の状況を見て、今後、定住人口とか見て、年間多くても子供が20人から30人前後の子供の出生ではないかというふうに理解しております。かばんが大体ながらということで平均すると5万円ぐらいのかばんを支給しても、20人から30人ということで100万から150万あればいいじゃないかということを考えておりました。この田舎の小さな町です。誹謗中傷も非常に怖いということでもあります。困っていても、どこにも相談できない親もいます。余談になるかどうか分かりませんが、スケートセンターの運営費と設備費を考え、長期振興計画では前期で、5年間で5億3,500万円ものお金をかける計画になっております。それから比べれば、ちょっと100万円から150万円はいいではないかと考えます。この辺を理解していただきまして、できれば予算化することを望みますが、町長も総務課長もその辺はいかがでしょうか。
町 長	先ほど来、お答えしているとおりでございます。スケートセンターの運営費が何億かかるとか、それは全く別のことでありまして、それをこっちへ回すというような発想では、ちょっと違うような気がいたします。私はスケートという文化を残すには、小海町がやっていかなければいけないんだというような強い意志を持っておりまして、更新の時期には大金がかかるんですけども、やっていきたいという考えであります。また今、100万から150万円で済むではないかというお金の問題ではなくて、やはり先ほど申し上げたとおり、それぞれ生徒の皆さんにも夢と希望があり、そして選ぶ自由があるということを私は言いたかったわけでございまして、そこに対する祖母、祖父母の楽しみ、あるいはその成長を見る中での自分のそのときの主張等々を鑑みましてお答えしたわけでございます。
5 番議員	前にも1回質問しましたかばんの件ですが、いずれにしろ現物支給ができないということでもありますもので、ほかの面でなるべくその辺、変わるような予算的な措置をお願いしたいと思います。これについてはこの辺で終わりにしておきます。 次に、小・中学校、高校までということで部活についてですが、これをちょっと聞きたいのですが、昔は部活についてはスポーツが主流になっております。近年はこの間、文化祭とかやったわけですけども、音の芸術で小学校では合唱クラブ、中学校では吹奏楽部が盛んにということであります。そこで、また新聞やいろいろもって報道されたりしましたが、囲碁とか将棋

	等が最近、注目されるようになっております。囲碁、将棋等について、学校で大変忙しい教員でなく、シニアのノウハウをある人が学校へ行き指導に当たってはと考えますが、これは、教育長、どう考えるか、それが可能かどうかお願いしたいですが。
教 育 長	面白いと言えば失礼かもしれませんが、提案だとは存じます。ですが、現状は中学校の部活等の運営を考えると、生徒数が少なくなってきた、それをグループ化してある特定の部活というような動きの中、もう一方では先生方も働き方改革といったところで考えましても、特にここで囲碁、将棋というものを前提としてのクラブ化というご提案ですけれども、そもそもとして先生、シニアの方が指導に当たるとは言っていますが、子供たちが実際、どうなのかということが一つの大きな論点になるかと思います。もう今どきのお子さんは、小学校のときに僕が中学生になったらあの部活をやりたいという気持ちを持ちながら学校へまいります。中には、小海中学校にはこの部活がないと、僕は転出してあの中学へ行ったら違う部活をやるといふような形までお持ちのお子さん最近増え始めているのが事実です。ですので、例えばそういった子供たち、中学へ入って、囲碁、将棋をやりたいというお子さんがたくさんいれば、それは学校側も受け、それなりに学校側も動いて指導員の確保等をするでしょうけれども、現状、そういった文化系の部活については、要望等がないと承知しておりますので、現実的には難しいものになるうかと考えております。以上です。
5 番 議 員	今、教育長の答弁では、学校ではちょっと難しいということではありますが、学校でできないのならば、小学校は児童館においてやるとか、中学生は楽集館にて週1回、シニアが教えてくれる人を募ってやるようなことは可能でしょうか。その辺は誰がいいかな。
子育て支援課 長	お疲れさまでございます。今、ただいま囲碁、将棋のクラブの関係でございますが、児童館等というお話がございましたので、こちらから取組状況についてご説明させていただきます。児童館におきましては、小学生を対象に将棋等様々な経験ができるようにボランティアグループの子育てサポートこうみや地域の皆様にご協力いただきながら放課後子供教室を実施しているところでございます。その中で、将棋、あとはオセロ等でございますが、子供たちに教えていただいて、ボランティアの方、シニアの方が相手になっていただいているという状況でございます。いずれ、今後、今、小池議員からもお話ありましたように、将棋また囲碁等につきましましては、子供たちも大変関心が高まっているという状況の中でございますが、いずれ、このような

	様々な経験ができて、ボランティア、地域の皆様に見守って、そういう取組をしていくということで進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。以上でございます。
5 番議員	いろいろ意見がありますけれども、今、非常にこういう時代でありまして、親が忙しくて子供の世話ができない家庭の子供の居場所として、シニアが1人でも2人でも子供を見守るという意味からも、囲碁とか将棋、興味を持たせ、また、地域のシニアが共に活用することを考えてほしいと思います。今日、1番先、3番議員からも話ありましたが、団塊の世代の人が非常に増えてくるということでありまして、ぜひ子供とシニアが一体となって町でノウハウを伸ばしていくようことを考えていただきたいということです。私はこの囲碁とか将棋については、最終的には地区の大会にも参加できるようなシステムを考えておりますが、この辺は生涯学習課というか、そういうところではどのように考えているのでしょうか。
生涯学習 課 長	囲碁の大会等についてですが、そういう需要等が高まって、皆さん多いような状態になれば、教育のほうでも考えてまいるということでございます。以上です。
5 番議員	将棋については、何か楽集館にてちょっとやったということでありまして、結構興味を持っている子供もいるようでありますもので、今後また考えていただきたいと思います。 次に、通告しましたとおり、西の玄関口、レストハウスということで、先ほど6番議員の方も話がありましたが、観光案内板について聞きたいと。現在も観光案内板ということで、茅野方面から来たときに大きな看板というかゲートがありますけれども、最近はいあいう看板、着いては来る人はスマホとかカーナビで把握してくる人が多いと思いますが、車で来て、レストハウスのふるさとのところで車から大きく一見して分かる大きな案内板が魅力的だと思います。案内板について、レストハウスから特に国道141号線に下りられると強調したり、その途中にはゴルフ場もスキー場もありますよと、観光交流センターありまして、松原湖もありますということを願うわけですが、特に車で来る人は駐車場とトイレが問題ということで、看板の中にも駐車場とトイレもきちっと入れることを望みます。いずれにしろ、一番ここでは141号線、あそこに地図がありますけれども、もうちょっと松原湖のほうへ向かっての道路のはっきり、こう行けばこうなりますよというような看板設置、それから駐車場とトイレ、松原湖の湖水のふちにありますよということを強調してもらうような看板をお願いしたいのですが、その辺はいかがでし

	ようか。
産業建設課長	レストハウスふるさとの案内板というご質問ですけれども、峠を越えまして、小海それから八千穂の高原のほうに下りてくる途中の国道でございますが、そこにレストハウスふるさとの案内をしたその看板はあります。既に道路に表示するということになれば、やはり国道ですので建設事務所の許可などを得て表示する必要があると思うんですけれども、また増やすことが必要であれば、そのように検討してまいりたいと思います。それから、あと国道と松原湖高原線の分岐、上から下ってきますと、ちょうどレストハウスふるさとの手前になるところですけれども、今、大きなゲート式の案内が松原湖高原線側に設置してございます。その内容につきましては、八峰の湯がこれから先、8.1キロメートル先にあるというそういうものと、あと松原湖高原線はこの先ですよというそういう大きいドライバーにとっては見やすい看板になっていると思いますので、また現地を確認の上、そのような必要があれば検討してまいりたいということでございます。以上です。
5 番議員	私もあそこにゲートがあることははっきり把握しておりますが、もう少し141号線とかその辺、それから松原湖の駐車場とトイレを強調してもらいたいということです。それと、これは、あまりはっきり通告はしないですが、レストハウスの駐車場に呼び込む方策として、先ほど6番議員からも話ありましたが、360度見える眺望があればいいということでありますが、眺望の現状は浅間山に向かつては非常に目を見張る眺望であります。富士山とか金峰に向かつての眺望はいまいちであるということで、先ほど6番議員が質問しましたが、高さ、展望台があればということで考えますが、前のほうの立木、立ち木を伐採するとか、展望台を設置するとか、どちらかを考えていただきたいですが、この辺はいかがでしょうか。
産業建設課長	先ほどのお答えと重なる部分はあるんですけれども、いずれ、現在、今年度当初予算において調査設計費を頂いておりますので、その中で展望、富士山方向につきましては眺望も確保できるようなそういった内容のものを検討しておりますので、また時期がきました折にご案内をさせていただきたいと思います。以上です。
5 番議員	今、6番の有坂議員のほうも話ありまして、高さが3.5メートル以下でなければ駄目だというようなお話がありましたが、私としては、もしあれば、仮設の見晴らし台のステージでもつくったらどうかということを考えます。いずれにしろ、松原湖に向けて人の流れをつくることが大事でありますもので、知恵を出し、車の流れで町の発展につながるよう望みたいということ

	あります。 最後に、火災時の出動に対して、役場内に初期消火班の設置を要望するということではありますが、この辺はいかななものでしょうか。町内の各分団で昼間の出動は団員が集まらず時間がかかります。役場に可搬ポンプまたは可搬消火器数個を配備していただいて、初期消火だけでも人がそろっている役場職員で対応できないかということでもあります。役場職員も各分団に入っているので、だぶるというか、重なるところはあると思いますが、要請分団がそろったところで初期消火班は撤収というような考えでいきたいのですが、この辺の何かいい案というか、できる初期消火班をつくるということについてはいかななものでしょうか。
町民課長	火災時の出動につきましては、常備消防と非常備消防が連携して消火活動を行っております。町の消防団員は現在157名ということで、年々減少しております。新入団員確保のために、各分団ごとに地区内を個別にお伺いしてお願いはしておりますけれども、団員の確保に苦慮しているのが実情でございます。こうした中で、役場内に初期消火班が設置できないかということでございますが、近隣では佐久穂町でこれに近い活動がされております。役場班ということで、その活動するのは消防団員である役場職員ということでございます。活動の内容としましては、土曜、日曜、夜間を除いた平日の昼間に火災が発生した場合に初動するというもので、主に現場付近の交通整理等を行うものであり、初期消火活動は行わず、また可搬ポンプ等は配備されてはいないということでございます。こういう形態としましては、班の編成はしておりませんが、小海町でも同様の対応をしているというのが実情でございます。初期の消火活動につきましては、まず常備消防である南部消防署で対応いただくことが基本でございまして、非常備消防につきましては、消火活動に合わせて中継送水の水利の確保や残火処理等の対応を行っております。役場内の初期消火班設置、また可搬ポンプの配備につきましては、今後に向けて研究してまいりたいと考えております。
5 番議員	今、町民課長のほうからいずれにしろ、またいい折があれば検討するよというような話ではありますが、ぜひ消防団員、なかなか町の消防団員も町外に勤めたり、それから農業とかそういうふうにやっても山のほうに行っているということで、すぐには集まらないと思いますので、ぜひまたいい折に検討して、よい方向に進めていただきたいと思います。以上をもちまして、私の質問を終わりにいたします。ありがとうございました。
議 長	以上で第5番 小池捨吉議員の質問を終わります。

	ここで1時まで休憩といたします。 (ときに12時07分)
<u>第8番 篠原 義従 議員</u>	
議 長	再開いたします。 (ときに13時00分) (会議録から削除)
6 番議員	(会議録から削除)
議 長	それでは、議事録から削除をさせていただきたいと思います。 次に、第8番 篠原義従議員の質問を許します。篠原義従君。
8 番議員	8番 篠原義従です。通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。町民の要望でもあります、議論のかみ合う、分かりやすい一般質問にしたいと思いますので、30分ほどよろしく願いいたします。 小海町は中山間地と言われる立地条件にあり、そのため、経済投資、地域活性化がなかなか難しい状況にあります。また、中山間地特有の少子高齢化問題があります。順次質問させていただきますので、よろしく願いいたします。小海町の主要産業は、農業、林業、観光であります。そこで、その主要産業の根本のところを質問させていただきます。将来、町からカラマツ林がなくなったら、どうなるんだろう、猟友会会員がいなくなったら、農業の食害はどうなるんだろう、町から子供がいなくなったら、どうなるんだろうと、加齢になったせいか、いろいろ行く末が心配になります。どれもこれも、小海町を脅かすゆゆしき問題です。 最初に、カラマツは一時期低迷しておりましたが、カラマツ合板及び集成材、地盤改良杭等々に利用され、活気が出てまいりましたが、手の行き届かない放置林というのが見受けられます。現在の状況を産業建設課長、お答え願えればと思います。
産業建設課 長	お答えいたします。当町のカラマツを主体とした人工林の面積は約5,200ヘクタールとなっております。また、そのうち主伐期を迎えているものが約2,000ヘクタールありまして、これについては、伐期を過ぎてしまうと木材として利用できないリスクがあります。代々育ててきた財産を早期に有効活用して、次世代への更新を行うことが重要な課題となっております。林業事業体につきましては、中部森林組合をはじめとして、個人事業主が数名おりますが、今後の町の林業規模を想定した場合、事業体数、労力とも不足していることは言うまでもございません。また、近年、次第に進んでまいりました主伐事業後の再生林が行われないことが課題となっております。伐採した

	まま、植林が行われないことは、防災の観点、そして、地球環境の観点からもマイナスとなります、主伐後の地ごしらえや植林後10年間の下草刈りや除伐などの手間のかかる作業やその費用負担を国民全体で支えていく仕組みが必要であります。このような中ですけれども、平成元年度より森林環境譲与税が創設されました。これを財源として、市町村において森林整備の推進を図ることとされました。併せて、森林経営管理法に基づく新たな森林管理システムの導入が各自治体にて今、行われているところです。このシステムは、民有林のうち、現に経営管理が行われていない、荒れたといいますか、そういった森林を市町村が所有者から経営委託を受けて、林業経営者に再委託する、そういう制度でございます。放置森林対策や山林の再生問題の解決につながるものと考えております。当町におきましても、今年度、実施方針の策定に向けて事業を進めておるところでございます。以上です。
8 番議員	山の再生ということが非常に大事になってくるわけなんですけど、孫、ひ孫の代はもとより、末代まで林業を続けるには、山の再生が、課長申したとおり大事であると認識しております。カラマツ材を売った坊主山をどう再生させていくのか、町長の将来への事業希望みたいなものがありませんでしたら、お答え願いたいと思います。
町 長	篠原議員おっしゃるとおり、林業は町の基幹産業であることは間違いございません。そういった中で、この自然を守り、防災にも役立たせるということで、自然林、それから人工林と、大きく2つに分かれるわけですが、そのいずれも守るために森林環境譲与税というものが令和6年から施行されるわけですが、その前倒しとして交付されるお金が来ております。したがって、こういうものも最大限に利用しながら、手をかけていくということでございます。皆伐事業というものは、非常に自然破壊だとか、環境に悪いというものはややもすれば言われるわけですが、これは逆でございまして、人類のためにも、そして自然のためにも、これはいいよという結論は出ております。と申しますのは、森林の木があまりにも大きくなりますと、二酸化炭素の吸収量は激減し、そして、酸素の排出が少なくなります。ある程度のところで木は切るというのがベストだという、学者が言っておるのを私もそのとおりで思っております。そして、皆伐をしたところにまた植林をするという作業は、これ、次の資源としてその木を使うには、木がそろっているということで、非常に産業としても役立つということでございます。したがって、我が町も、手の入れられるところは、これは本当に手を入れて、そして造林をし、続けるということが我が町の林業の育成ではないかというふうに思っ

	おります。
8 番議員	はい、ありがとうございます。私は、この再生をしていくには、若い人たちが理解して、林業に取り組まなければ駄目だということを思っております。町の若手職員と森林組合等々、林業に携わる若者が、年二、三回ぐらい交流をして、いろんな意見を出し合い、そして、将来こういう方法で町林業を再生させていくというような話に持っていければ一番幸いだと思っております。コロナ問題等々、いろいろあって大変なんですけども、コロナはコロナ、町の将来を見据えての事業は事業として進めていただきたいと思います。町長、よろしくお願いします。 それでは、次の質問に移させていただきます。中山間地における問題は農業にとっても深刻であります。猟友会員が不足してきまして、この有害鳥獣対策というものが非常に困難になっていくということが想像されます。ただいま行っております鳥獣駆除対策について、産建の課長、答弁ひとつお願いします。
産業建設課 長	現状についてお答えいたします。小海町での有害鳥獣による被害面積についてですが、平成30年度が100ヘクタール、令和元年度が90ヘクタールとなっております。猟友会員による駆除頭数ですけれども、平成26年度917頭、大変多く、昨年、元年度は517頭、減少傾向ではありますが、まだまだ農家からの被害報告は後を絶たない状況です。また、現在の猟友会員ですけれども、38名いらっしゃいます。平均年齢59歳ということです。今年度2名の新規会員登録がありました。猟友会員の高齢化は顕著でありまして、会員の確保が重要な問題となっております。町では、駆除を進めること以外に、鹿柵の設置に対する助成制度、具体的には、ワイヤーメッシュや単管などの材料の支給制度、それから、個人に対しても5万円以内の補助を行っております。両面から引き続き有害鳥獣対策に取り組んでまいります。以上です。
8 番議員	今の駆除の頭数は小海町の、南佐久全域の頭数は分かりますか。
産業建設課 長	南佐久猟友会というものがございます。令和元年度の頭数なんですけれども、南佐久地区、ちょっとこれ南牧1村が抜けた数字になりますけれども、令和元年度で2,162頭ということでございます。ただ、この頭数なんですけれども、補助制度がありまして、郡下の各町村、利用しております。その対象にしている数字ということでして、若干少ない、補助対象全くなっていない、若干少なめの数字というような状況でございます。以上です。
8 番議員	補助金等を使いまして、でき得る限りの努力はされているようですが、根本解決というところから言いますと、ちょっと物足りない気がいたしますけど

	も、猟友会の会員も高齢になり、駆除対策は年々困難になりつつあります。ハンター不足が一番の大きな問題だと思いますが、この猟友会員を担う策を講じなければ、ネットやわなでは限界があり、会員がそろわないと、そのうちに鹿やイノシシに小海町がのっとられちゃう、そういう状況になりかねない、そうすると、小海町の産業である農業も立ち行かなくなる。農業の従事者も戦意を喪失しちゃう、作っても作っても鹿やイノシシに荒らされていたでは。そういう観点から、ハンターを何とかしなきゃいけないということなんですけども、新聞報道なんか見ますと、女性がジビエに興味を持って、どここの猟友会へ入って、鹿、イノシシなどの料理、ジビエ料理を研究しているなんて報道もありますけども、これらも踏まえまして、猟友会員を増やしていくと。これ、私も法律やルールは知りませんけれども、私のちょっとした考えなんですけども、小海町に住んでいなくても、都会から、昔の記事はありましたよね、県外からよく狩猟に来ていましたけども、そういった形にして、都会の人たちに、興味のある方に駆除をしてもらったらと、その人たちが年に10回、15回、小海町に来れば、10人いれば150人という数字になる。そうすると小海町にもお金が落ちるし、という考えを私ちょっと持ったんですけども、これは、法律的な何かいろいろあれば、また難しい問題になってきますけども、町長、そこら辺どうでしょうかね。
町 長	猟友会の件ですが、昨年も射撃場の補助等を行いまして、手前どもも多くハンターができることを望んでおります。また、小海町、38名ということですが、最近では、若い皆さんもぼつぼつ入っていただけるというような形になっております。そうした中で鹿の猟をお聞きしますと、チームでなければちょっとできないと、1人でぼつと山に行って猟ができるものでもないし、また、回収、処理等々も重量もあり、大変ということで、小海には3つほどのグループがあるようでございますけれども、仮にそこへ参加していただけるという話になれば、その免許を持って、銃を持ってと、法律にのっとったルールの中でできることであれば、それは、今度は猟友会のメンバーの中の相談になろうかと思いますが、ちょっと今、篠原議員おっしゃるのは、レジャー的な部分も含んで、町の収入にもということだと思いますけれども、それはそれでまた、猟友会の皆さんと十分協議し、相談した中でできれば、私もいいと思っております。
8 番議員	鹿の駆除をした後のジビエ料理に使うということもいろいろあるんですけれども、南佐久の広域で考えたらと思いますね。私たちも、喬木村でしたっけ、ジビエの解体の施設を見学に行ってきたんですけどもね。私は、これ、移動

	式の解体の車を南佐久広域で作ったと、捕獲した場所へ車が行かれる。それやこれやいろいろ言いましたけれども、いろいろ考えてみて、これ一長一短でいきません、長い年月がかかりますけども、いずれはやっていかなければならないことだと思いますので、ひとつ、よろしくお願いします。 それでは、次の質問に移させていただきます。今、中山間地で起きている子供たちの少子化減少ということなんですけども、先ほど小池議員が質問してダブる面がたくさんありますので、この質問は省略させていただきます。ただ1つだけ、教育長、いいですか。小中一貫校とか、いろいろ話して、南北相木の児童も寄ってとかという話もありましたけども、小学校の建て替え、小中一貫校とか、そういうことは抜きにして、建て替えは何年頃の予定、そういうことはまだ決まっていないですか。
教 育 長	お答えをいたします。今の小学校の建て替えはというご質問でございますけれども、町のほうで昨年度までに公共施設の調査等を行った中で、その計画を立てた経緯がございます。当然ああいった建物の耐用年数につきましては、最低でも50年というものでございますので、建て替えということになれば、それ以降という話になろうかと思います。でなければ、結果的に、町長の答弁にもありましたが、統合の段階で現校舎を使って、小海小学校へという考え、それから、小海小学校に移りまして、平成29年頃から集中的に大規模改造を行ったこと、それから、さらには、今回の国からのGIGAスクール構想ということでW i - F i 環境とかを整備し、さらにはエアコンを整備しといったもの。じゃ、その整備そのものは、そういった大規模な建て替え計画があったら、逆に予算化されて、また議会の皆さんにお認めいただくことはおかしい話になってしまいますので、現状では、まだ建て替え計画というものはない状況です。将来的に、遠い話かもしれませんが、近い話かもしれませんが、仮に小池議員さん質問になられたように、小中一貫校というものの下地、つまりは南北相木村の小学校の在り方を考えたときに、もうこれ以上はという段階が来れば、必然的に小学校も組合立という時代が訪れる可能性もあるというふうには頭の中では考えている状況ですので、具体的にいつというのは実際にはありません。
8 番議員	はい、分かりました。ありがとうございました。 それでは、次の質問に移させていただきます。今、日本でアニメーションがかなり活発に上映されたり、単行本で出たりしておりますけども、小海町でも新海誠監督という偉大な監督が生まれまして、活躍しているわけなんですけども、そこで副町長にちょっとお聞きしたいですけども、前の新井町長の

	ときに副町長を座長にして、新海監督を応援しつつ、町の活性化に寄与するようなイベントとかを行っていききたいという話があったんですけども、その後はどうなっておりますかね、お願いします。
副町長	はい、お答えいたします。平成28年10月に最初の、役場内でのプロジェクトチームというのを発足した経過がございます。そのとき、リーダーとして副町長、事務局を美術館の係長ということでやって、現在までやっているんですけども、全員で10名前後の役場職員で組織してきております。内容としては、監督のいわゆる応援とともに、町の活性化に結びつくことを全体で協議したり、検討して、実施してきております。具体的に今、今年度、令和2年度では、高原美術館で新海誠監督、前のやつですね、作品の上映会の開催ですとか、あと、新海誠監督の巡回展というのをほかのところでやっているんですけども、そこへ出品した模型の、もう使わなくなったものを寄贈して、それを受入れしたということで、来年以降、その展示等を計画しているということを取組しております。令和元年以前につきましては、バスのラッピングですとか、パンフレットですとか、新海誠展ですとか、いろいろやってはきたんですけども、一番は、「君の名は。」というのと最近の「天気の子」等のやっぱりその著作権の問題がありまして、いろいろやりたいことはいっぱいあるんですけども、なかなかその著作権の使用で使えないということがありまして、ちょっとなかなかぱっと見た目が進まないというのがあるんですけども、引き続き新海誠監督を応援しながら、それとともに町の活性化につながる取組を検討、実施してまいりたいということでございます。以上です。
8番議員	はい、ありがとうございます。なかなか著作権だとか、何だとかって、いろいろ縛りがあって思うようにいかないというのが本音のところなんですかね。長期振興計画見ますと、新海誠監督調査研究とだけあって、漠然としているんですけども。私がちょっと考えたんですけども、せっかくすばらしい、日本を代表する監督が生まれたんですから、小海町にアニメーション専門学校を作ったらどうかと、私が考えたんですけども。後々調べてみますと、なかなかやっぱりハードルが高くて、それで全国に、教育長、何校でしたっけ、100校の上あるそうですね、百何十校ってある。長野県にも1校、松本にあるそうです。100校あろうが200校あろうが、いい学校を作れば、生徒は集まるということなんですけども、なかなかそうも簡単にもいきません。だけど、町長、せっかくすばらしい監督の生まれたところですから、何かやらなきゃいけない。アニメーション学校でなくても何でも。ただ、東宝が強くて駄目だ駄目だで済まさないで、頑張ってくださいと思います。答弁は

	いいです。さて、じゃ、最後の質問にまいりますけども……。
議 長	今の関連ですか。
産業建設 課 長	はい、お願いします。すみません、先ほどの回答の中で、1番の中山間の将来というところで、すみません、鳥獣対策につきまして面積をお知らせしました。被害面積が30年度100ヘクタールと私、申し上げました。100アールの間違いですので訂正、それから、令和元年が90ヘクタールとお知らせしました、90アールということで単位を間違えてしまいました。お詫びして訂正いたします、すみません。
8 番議員	最後の質問になりますけど、匿名による誹謗中傷、嫌がらせについてご答弁をお願いいたしたいと思います。卑劣でひきょうこの上ない行為が匿名を名乗る人間から発せられ、嫌がらせを受け、町住民も迷惑を受けています。町長は、人権を考える集いで、誹謗中傷、嫌がらせなど、人権侵害のない小海町にと挨拶しました。こんなことが頻繁に起こるようでは、小海町に移住を考えている人たちも考え直すのではと心配です。私の知っている限りで、私の2期目の4年間で、私が知っている限りで6回を数えます。こういった現況を町長、ひとつお考えをお願いします。
町 長	篠原議員のおっしゃっていることなんですが、私宛てに来たものは一つもございません。周りから教えていただいたということが実情でございまして、できれば、私に対することは私に直接言っていただきたい。それから、議員の皆様に対しては議会に対してというのがルールではないかと存じます。そういう中で、匿名ということではなく、ぜひ、私との討論、あるいは議会に対しての希望ということがあれば、実名でお寄せいただければ、ちゃんとそれなりのご返事は用意いたします。そして、私、人権の集いの中での誹謗中傷というのは、やはり人間、皆平等でなければいけないという理念の中で、そして、幸福な毎日を送らなければいけないという理念の下で発しました。これはいささかも感じておりませんし、これからもそうやって貫くつもりでございまして。文章も、私は3通ですけかね、見させていただいたんですけれども、やはり抽象的な部分が多かったり、それから、私とすれば、これは違っているんじゃないかというような部分もございましたが、いずれにしろ遺憾でございまして。
8 番議員	はい、ありがとうございます。この問題は、日頃教育現場でいじめてはいけませんと教えている先生の立場、そして、インターネット、SNS等による誹謗中傷、嫌がらせを受け、自殺者が出ている現実を踏まえ、小海町の匿名問題、教育関係の立場から、教育長ひとつお願いします。

教 育 長	はい、お答えをいたします。先ほど何度も出てまいります、「人権尊重の町」というもの、小海町は宣言をしているところでございます。また、教育関係から、人権教育といいますと、町民一人一人の方が、難しいテーマではありますが、それぞれの学習機会を通じまして、何とか自分の人権感覚、研鑽しようというふうに努めていらっしゃる。そうした中、今、議員さんがおっしゃられるような事例があるとすればいいですか、あるということにつきましては、特定の個人、誹謗中傷するようなことは、もう本来、子供たちのお手本であるべき大人がそんな程度ですかとか、私も思いますし、教育行政をやっている人間といたしまして、大変寂しく、悲しく、遺憾であります。今後、エスカレートするようなケース、時期が時期ですから、その時期に向かって可能性はあるかと思っておりますけれども、そうしたときにはもう最後の手段しかないんじゃないかと思っております。しかるべきところへいくというようなのも、もうやむを得ない状況になれば、そういった方法も選ばざるを得ないのかなというふうには思っているところでございます。
8 番議員	はい、ありがとうございます。秋の議員、町職員による親睦ゴルフコンペの中止について、匿名の電話があり、中止になりました。いろいろありましたが、議会と行政が車の両輪のように、歯車が合うようにと計画されたものであります。匿名者に脅かされて、中止とはいかがなものか。毅然とした態度で臨んでいただきたいと思います。総務課長、そこら辺のお考えをひとつ。
総務課長	その件につきましては、経過を申し上げますと、これを担当しておりました係長の自宅に電話がかかってきたと、ある方が、ある方は分からないんですけども。それで、町としては、こんな時期ですから、今一番コロナということが前提になっていたわけですけども、ちょっと簡単に判断できないということで、議会事務局を通して議長のご意見を伺ったというところで、やはり議長のほうも、そういう指摘があれば、やめたほうがいいという判断をされたということで、町も、それではやめましょうということでやめたわけです。おっしゃいますように、匿名のそういったことに脅されてというご指摘ではありますけれども、時期的にコロナで町民の皆さんも敏感になっておられるというような中では、やはり町を代表する議員の皆さんでもございますから、それ以上いろいろなことを言われてはいけないということも考えまして、取りあえずやめさせていただいた次第でございます。
8 番議員	はい、ありがとうございます。匿名による文面を自前の通信に載せたり、第三者機関に流したり、コピーをして、町なかに配っている暇な人間もいる

	とのことです。人の不幸は楽しいでしょうが、立場を変えて、自分がされたいと考えていただきたい。町長に意見があるなら町長室へ、町長はドアをオープンにして、いつでもお待ちしているそうです。それができないなら、町長選に打って出て、当選してから町の改革をしたらどうですか。議会が気に入らないというなら、議員選に出て当選し、議会改革をしたらどうでしょうか。いずれにせよ、匿名による誹謗中傷、いやがらせは、大人になり切っていない人間のすることです。以上で、私の質問は終わりにしたいと思います。ご清聴ありがとうございました。
議 長	以上で第8番 篠原義従議員の質問を終わります。
<u>第2番 渡辺 均 議員</u>	
議 長	次に、第2番 渡辺均議員の質問を許します。渡辺均君。
2 番議員	2番 渡辺均でございます。通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。私は今日、安心・安全な地域・集落づくりについてというテーマと、それから、気候変動に対する宣言、これにぜひ、町も宣言に賛同を図っていただきたいという、その2点について、説明し、お尋ねし、町の見解を聞かせていただきたいと思います。初めに、安心・安全な集落ということで、昨年の19号台風の以降、町を歩いておりまして、私の耳に届いている問題として、1点は、新開・稲子地区を歩いているときに、大月川の増水、河床に土砂がたまり、樹木が大きくなって、橋桁等にかかる危険性が高いと、こういった土石流や鉄砲水の危険度が高まっていることに対する危惧の声が強く届いたんですけれども、河床の掘り下げや河川敷の樹木の撤去等、必要でないかと思うんですけれども、この辺についての対応は町はどのようにお考えでしょうか。産業建設課でお願いします。
産業建設課 長	はい、お答えいたします。昨年10月に発生した台風19号による豪雨災害で、小海町においても大変大きな被害を受けたということでございます。町内では、町管理の重要河川で4か所、県管理の相木川で5か所、県管理の千曲川で5か所が被災し、現在、災害復旧工事が行われているところです。今、ご質問のありました大月川の樹木ということでございます。こちらが災害につながりやすいというようなご指摘でございます。町の中では、河川内の樹木の伐採等も県に要望をしております、随時行っていただくよう要望を行っております。毎年、大体6月に建設事務所との打合せ会議というものを持しまして、樹木の件、それから河川内の堆積の土砂、そういったもの、また、

	道路についてもですけれども、様々な要望事項をまとめてお願いしていることでして、今の太月川の件についても、県のほうへ要望していきたいと思えます。以上です。
2 番議員	分かりました、ありがとうございます。今回の千曲川、今、相木川の補修・改善が進んでいるという話と併せまして、今回の19号台風の特徴として、主力河川の氾濫もですけれども、そこに流れ込む支流域の氾濫、これはある面で災害規模は少ないんですけども、その局地的な場面においては、非常に大きな増水等で家屋の浸水、この北牧でもありましたけども、そういったことが生じておりまして、例えば本間川とか、親沢川、そういったところ、あるいは本村を流れている、あれは中沢川と呼ぶんでしょうか、ああいったところの、とりわけ橋梁部分のかいわいに流木等が重なって、増水するというような懸念が非常に高まっておるんですけども、こういうような点についての河床の掘り下げとか、流木除去とか、そういったことについての点検、チェックというのは十分なされておるんでしょうか、ちょっとお聞かせいただけますか。
産業建設課長	ご質問の意図ですけれども、内容については、主要な河川の支流の河川が問題だというご指摘だと思えますが、いずれ、隣の佐久穂にしましても、北相木にしましても、橋梁に流木が引っかけたことによって、護岸が決壊し、浸水したというような災害の形態が多かったことは事実でございます。町につきましては、通常、先ほど言われました河川内の樹木、そういったものがそういう災害をもたらす危険性をはらんでいる、そういうことにつながっていると思いますので、まずは、主要河川の樹木、それから土砂の撤去、今度は支流になりますと、今度は町管理のものもでございます。町の管理のものにつきましても、河川内の樹木、それから護岸、護岸については、点検等、区の皆さんからの意見、そういうものによって確認に行くわけですけども、上流まで全てできているわけではありませんが、順次、進めておるところでございます。以上です。
2 番議員	一応、対策が相応に講じられているというようなご答弁をいただいたと思いますので、私は、できればそういった事実を具体的に各地区に開示して、区長さんなりを通じて、地区住民に、ここはこういうふうな手だてを講じているから安全なんですよというようなことをしっかりお示ししていただきたい。要は不安感を除去するというような活動も並行して進めていただきたいと思うんですけども、その辺は、今後、防災訓練なんかもあります、やる予定だろうと思っているんですけども、あるいはハザードマップ作るときと

	か、そういったところでしっかり開示していただくという手順は用意されておりますでしょうか、お願いいたします。
産業建設課長	現状を言いますと、どちらかといいますと、各地区の要望、こちらのほうも毎年1回は最低ありますし、それから、区によっては数回ということもあります。その要望の中には、やはり道路も多いんですけども、河川の内容についても多く記載がされております。現地を確認に行くわけですが、先に、地元の皆さん、やはり地元に住まわっていて、いち早くそういった危険に気づくということでもありますので、もちろん建設係、パトロールもするわけですが、その区の指示に従って、まずは現地確認をして、それで、いつ頃、どのような整備をしたい、そういうやり取りをその都度実施しておりますので、内容を改めてまとめて示すというより、随時やっているのが現状でございます。
2番議員	はい、分かりました。逐一、末端の住民の方々にもしっかり届くということをご心掛けていただきたいと。私のところに入ったときには、町は何をやってくれるだいねという、その声にもつながってくるんで、町はちゃんとやっているんですよということをお示しして、安心して暮らしてくださいというようなクレジットを住民の方に与えていただきたいと思います。それをぜひお願いいたします。 続きまして、こういう中小河川の支流の予測体制について。これは、前回ぐらいの質問のときに町民課長に、例えば本間川の下流域の増水は、上流域に降った降雨量に応じて下流域の増水が発生すると。その時間差、上流域に何時間ぐらい降れば、何時間後に、あるいは何十分後に本間川は、これだけ増水するんだという、その予測体制をしっかり取って、緊急避難を発令する時間的な検討がそこで加えられるという体制を取ったらどうかなと思って質問したんですけども、その後、本間川に限らず、中沢川とか、親沢川とか、あるいは上流域の川平のさらに上流域での降雨量、そういったものが、例えば川平地区に何分後に増水するんだと、そういう時間差の増水予知というような体制については、今、どのようなことが検討されているか、これは、建設課長がいいのか、町民課長がいいのか分かりませんが、ちょっと教えていただけますか。
町民課長	降雨量等の把握、それから氾濫の危険、それから時間的なものということでございますが、前回ご質問いただいたときもはっきりしたお答えはできなかった部分ございました。なかなか科学的といいますか、そういった専門的知識というのが欠けている部分は確かにございまして、どうしても県の防災情

	報とか、そういったものに今は全て頼っているというのが現実でございます。ご指摘のとおり、中小の河川等につきまして、地域的に具体的な検討といたしますか、状況把握というのは、なかなか難しい部分がございますけれども、現在のところは、消防団、それから、地元の皆様からのご連絡を待つというのが現実的な状況ということでございます。
2 番議員	まさに私が今質問している要旨としては、千曲川とか、かなり大きな河川については非常にみんな関心を持って、増水の監視カメラ等を通じて見えているんですけども、この間の19号なんか見ますと、まさに中小河川の増水が田畑や家屋にも影響を及ぼしているということで、できれば千曲川等に流入している支流関係の整備で、これは、1つは河川の流量・容量という、どれだけのキャパシティーを下流に流し得る能力を持っているか、その容量と上流域の降雨量、この関数の多分、方程式ができていると思うんで、それを県等に打診して、ぜひ、危険度が強く感じられる本間川とか、相木川、あるいは親沢川、あるいは、私はつきり名前を確認できていないような河川もありますので、細かくチェックして、ここは何ミリまで大丈夫だ、もちろん完全に大丈夫なんてことはあり得ないんですけども、そういった事前の予測値を出して、避難の発令体制を考えていただきたいと。当然、気象庁がいろいろな数字を出すんですけども、中山間地の場合には、総じて谷あいのところに集中して起きた場合に災害の発生頻度が高いと、そういったところにも十分配慮した取組をしていただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。建設課長、町民課長でいいですか。
産業建設課 長	おっしゃられるとおり、明確にそういった基準が設けられることは安心につながるものであると思います。ただ、状況としますれば、豪雨の場合、それまで降ってきた総雨量、そういうものも関係が出てしまいまして、降り始めから何分たてば、何ミリ降れば、こういうことが起こる、増水する、そうとも限らない部分があります。地盤に含まれたその水分量、そういうものが飽和状態なのか、あるいは渇水の状態なのか、そういう様々な条件によってということが出てまいりますので、いずれ、早め早めのお知らせと避難、そういうものに尽きるのではなからうかと思えます。以上です、
2 番議員	本当に難しい案件ではありますけども、本間川地区のハザードマップを作るときに私も勉強させていただきまして、過去の経験則で、あのときはこの辺まで来たと、あのときはこの辺まで来たと、そういう、一見非科学的かもしれないけど、事実を積み重ねて、増水の予知の一つの参考事例にしていくということの取組をぜひ進めていただきたいと思えます。

	その予測値に基づいて、それが具体的に避難という形でつながっていかねればいけないんですけども、避難について、誰がどなたをどこにというような、具体的、個別的な避難体制はどのように整備されているのかお聞きしたいんです。それで、通告に必要書類として、対象集落別の世帯数と送迎などが必要な方の人数等、頂きましたけども、この人数、介護度4、5の方と車椅子の方の人数らしいんですけども、例えば避難3の警告のときには高齢者が全員避難だというふうに書いてあって、じゃ、高齢者というのはこの集落ごとに何名いるのかというようなこともちょっと分かればなと思っているんですけども。取りあえず、避難の、この要介護4、5等の方々に対して、避難をきちっと集落で、誰がどう誘導するのかというシナリオというか、マニュアルはできておるのでしょうか、ちょっとご回答お願いします。
町民課長	資料としまして、資料つづり2ページのほうに地区別の避難所ということで資料を申し上げてございます。その資料の中では、指定避難所というものが町の地域防災計画の中で定められておりまして、それを記載したもの、それから、下の欄外には、指定避難所にはなっておりませんが、昨年の台風19号の際、避難所として実際町で開設した役場と、それから、今後、避難所として川東で保育所のほうを避難所にしたいという意味で欄外に掲げてございます。一番下に松源寺さんとありますけれども、これは今年に入りまして、9月に災害時における避難所施設としての使用に関する協定ということで、町と協定を結んだということで、避難所として掲げてございます。資料の一番右に避難時に送迎などが必要な方の人数ということで、個別にいろいろケースがございますけれども、一般的に避難のとき送迎が必要な方と思われるとして、介護度4、5、それから、車椅子の方というのが数字としてつかみましましたので、これを掲げてございます。一般的といいますか、避難誘導につきましては、まず、避難発令を防災行政無線等で町民の方に呼びかけまして、自力で避難できる方については、ご自身で避難先へ避難していただいて、移動が困難と思われる高齢者や体の不自由な方など、さっき申し上げた送迎が必要と思われる方につきましては、役場、町の保健師、それから、包括支援センター、やすらぎ園の職員などによって、個別に電話連絡を行いまして、必要な方には送迎を行うという対応をしております。地元の方に全てお願いするというわけにいきませんので、町のほうで送迎できるところについては、把握している部分、連絡を取って、早め早めに送迎、避難をお願いしているということでございます。また、先ほどから川、千曲川とか相木川、また、その支流等、河川の決壊とか、越水のおそれがあるという地区におき

	ましては、現状では、消防団員によって個別の訪問を行って、避難誘導をするという避難誘導体制を取っております。
2 番議員	分かりました。この指定避難所という設定について、先ほど河床の高くなることについて、逆にその部分が増水で危険度が高まるんじゃないかと。例えばここに松源寺ってありますけど、例えば小海橋を渡らないと松源寺には行けない。ところが、増水によって小海橋は果たしてどこまで安全なのかと、いわゆる避難誘導の道路として、そこは増水時に対応できる橋として機能できるのかどうか、ちょっとそんな疑問を感じたり、あるいは本間川の公民館の場合には、その約50メートルぐらい下にやっぱり橋がありまして、そこを流木なんかが重なって段化して、公民館まで水が押し寄せる懸念があるというようなところもここに入っております。また、ここには小海小学校の体育館もありますけども、ここも、先ほど町長、88年間何事もなかったと言いますけども、100年に一度の災害が最近頻発するという言い方されておるわけでした、こういった個々の避難先と指定されている公民館の安全度と、そこへのアクセス道路がきちっと担保できているのかどうか、改めて町民課長の判断をお聞かせください。
町民課長	お示した資料のこの指定避難所というものにつきましては、過去に防災計画ということで作成した表でございまして、個別、具体的に実際、これが避難所として適当かどうかという検討は、個々に細かくしてまいる必要が十分ある資料だと思っております。先ほどちょっと触れられましたが、地区防災マップというものを、本間川、それから本間地区、宿渡地区ということで、現在3地区でマップが作成されております。そのマップ作成に当たりましては、地元の住民の皆様にお寄りをいただいて、過去、実際こういう危険があったということの話合い、この話合いをして、何が危険で実際どう動いたらいいかという話合いが一番大事なことで思っているんですけども、これにつきましては、やはり地区ごとに温度差といいますか、本当に怖い思いをした地区の皆さんは、こういうマップの作成について非常に前向きに取り組んでいただいております。今後も、今年度からも5つの地区、それから、今後、数年間で全ての地区でこういった防災マップの作成をしていきたいという計画でございまして、そのマップ作成の際に、地区ごとの危険を細かく、みんなで話し合って、防災につなげてまいりたいという考えでございます。
2 番議員	地区ごとにとというのは非常に大事なことで、ぜひ、それを積極的に進めたいと思います。例えば、私、杉尾地区に住んでおりますけども、杉尾で検討

	したときに、例えば杉尾に何か洪水、大水が出たときに、例えば総合センターに避難することと、それから、杉尾の公民館に避難することと、どちらが安全度が高いのかというような意見も出まして、取りあえず、区長と相談して、誰々さんと誰々さんは、じゃ、区長が、私は誰々と誰々に確認して、公民館へというような、口頭での申合せ事項をつくっております。そのときに、じゃ、杉尾の公民館に食料はあるのか、水はあるのか、暖房具はあるのか、あるいは発電機はあるのか、あるいは、携帯電話でつながればいいんですけど、固定電話はあるのかという課題が出されて、緊急避難的にも公民館というのがある程度想定されているのであれば、おのこの公民館に最低限1泊2日、2泊3日程度のその手の備品を用意しておくという必要があるんじゃないかなと思うんですけど、その辺はいかがでしょうか。
町民課長	おっしゃるとおりだと思います。各公民館等で必要なものというのは、昨年の台風19号でかなりそういう考え方も町としても持っておりますので、今後、もし台風が明日、明日来るといった状況になりましたら、前日等に区とお話をしをして、こういったものは必要ということがあれば、あらかじめ運んでおくことも可能でありますし、本当に最低限必要なものを話合いをしながらそろえていくということは、早急に取り組むべきことだと思いますので、また、考えてやっていきたいと思います。
2 番議員	ありがとうございます。ぜひ取り組んでいただきたいと思います。 併せて、別荘住民で既に別荘に20世帯ぐらい、住民票移されている方がいるというようなことを聞いております。そのほか、私の知り合いでも、中・長期にわたって、住民票はないけども、別荘生活をしている方がおられます。そういう方に対して、防災に関わる無線の配置ですとか、連絡網ですとか、避難誘導とか、そういったものについての配慮は今どんなふうになされているのか、これはどなたに、公社に聞いたらいいのか、ちょっとどなたか所轄の方がおられたら、ご回答お願いしたいんですけども。
総務課長	防災無線については、町民の方には、ご希望に沿って、1台を無料で配布しております。以上です。
2 番議員	避難誘導とか、そういったものの体制はどうなっているのでしょうか。
総務課長	台風19号のときもそうだったんですが、八峰の湯が別荘に一番近いということで、八峰の湯をずっと開けておりまして、お1人で不安な方はぜひ避難をしてくださいという呼びかけは行いました。今後も同じような呼びかけをやっていくしかないと思います。別荘の方は、どちらかというと、冬以外ときには別荘にいたほうが安全ではないかと、私は感じております。冬、雨水

	だとか、大雪が降ったときには孤立してしまう可能性がありますので、これはもう避難していただくように誘導しますが、別荘地、渡辺議員も一時期住んでおられて感じていると思いますが、別荘地って本当、安全なところじゃないかというふうに私は感じております。
2 番議員	もちろん個人で八峰の湯に避難するのはいいんですけども、例えば過日の大雪、何年か前の大雪とか、ああいったときには完全に閉じ込められてしまったり、また、道路の開設等で時間がかかる。高齢の方も結構多いわけです。したがって、今、松原区の所轄で別荘も入っているかと思いますが、できれば公社が中心になって、永住している方及び長期にわたって滞在している方の実態をしっかりと把握して、横の連絡のネットワークをきちんと取って、公社にも食料等の備蓄はあるから、安心して別荘暮らしをしてくださいといったようなメッセージをぜひ公社を通じて、私は届けていただきたいと思いますと思うんですけど、いかがでしょうか。これは、公社の局長の仕事になるのか、ちょっと分かりませんけど。
観光交流 センター 所 長	ご苦労さまです。今のご質問に対しまして、公社の局長ということであれば、そのようなことを情報発信して、今後やっていきたいと思います。
2 番議員	ぜひ、別荘も一町民として重要なメンバーですんで、町民同様に対応をお願いしたいと思います。それから、次に馬流地区のことについて少し触れますけども、例の急坂の改修に向けて、家屋の撤去は進んでおるんですけども、緊急車両等の交通に対して、やはり早急にあそこの急坂の改修が求められると、これは陳情にもされたわけなんで、一步、施設の撤去は進んでいるんですけども、今後、改修の計画見通しのようなものを地区の住民の方にも同じように開示して、これこれこれで、いつまでにやるから安心してくださいというようなことをメッセージとして流すことはできませんでしょうか。
産業建設 課 長	すみません、おっしゃられた場所がちょっと分からなくて、馬流から木の木沢……
2 番議員	そうですね。
産業建設 課 長	へ向かうということだと思うんですけど、建物につきましては、ご存じのように撤去に至りました。今後ですけども、今後については、まだとても拡張ですとか、改良に入るような段階にはなりませんので、当面、入り口が広がったということで、一方向からでなくても、上のほうからも入れるような、切り返しは必要ですが、そんな環境は出来上がったということでございます。以上です。

2 番議員	ということは、広げたので一段落というお考えなんですか、いかがですか。
産業建設 課 長	急な傾斜というふうに言われましたとおり、やはり登り口が傾斜の度合いが高いということでございます。なので、それをなるべくなくすには、あそこに水路がございまして、その関係で、そこから下に向けて、下というのは下の町道に向けて、距離を稼ぐといえますか、長い道にしなければ斜度は軽減されないということなので、その辺を検討して進めていきたいということでございます。
2 番議員	ですから、検討して、地元の方に、いつ頃までにここはこういう形でやりますよということをしつかり説明する必要があると思っていますんですけども、そのことについてのお答えをいただければ。
議 長	渡辺議員、避難体制と、それから避難先の受入れ体制について冒頭で質問しているんですけど、あまり飛躍すると、道路の拡張工事のことなのかどうなのか、区別して質問をお願いしたいと思います。
2 番議員	分かりました。
議 長	通告もそのようにはなっていないと思いますので、いいですか。産建課長、答弁できますか。
産業建設 課 長	じゃ、すみません、最後にさせていただきます。地元の区の皆さんと相談して、また決定してまいりたいと思います。以上です。
2 番議員	今、この道路のことを話したのは、避難誘導であの道がなかなか大変じゃないかという絡みで質問させていただきました。ご注意については受け止めさせていただきます。 私は、こういった防災計画を地区ごとにつくるということの重要性を非常に感じておりまして、強いて言えば、何か問題が、災害が生じようとしているときに、地域がしっかりしていれば、非常に被害が、一時的な被害は最小限にとどめられるだろうと。町や消防署が駆けつけるのは、一次避難の後の二次避難的なところには間に合うけども、直後にはやはり地域でしっかり受け止める必要があるということの必要性を非常に感じておりまして、ついては、やっぱり集落単位でしっかり自主防衛といいますか、そういった能力を高めていく必要があるだろうと。いわば集落の自治能力の向上、これを図る必要があつて、そういうものを一つのきっかけとして、緊急避難対策、あるいは地域別のハザードマップ作り、こういったものに取り組んでいただきたいと思います。それで、そこまで踏み込んだ地域での、先ほど町民課長、防災マップを集落ごとに作るって言ったけど、そういったような配

	慮を含めながら、前提を含めながらの防災マップ作りを進めていただきたいと思いますと思うんですけど、町民課長、その辺まで踏み込んでいただける、どうでしょうか。
町民課長	防災マップの作成につきましては、できるだけ踏み込んだ内容で作ってまいりたいと。先ほども申し上げておりますが、住民の皆さんの心構え、自分たちの地区は自分で守るという心構えを持っていただくことが大事だと思いますので、自発的な防災活動につながるように活動してまいりたいと思います。
2 番議員	ありがとうございます。ぜひそういった根本を踏まえながら、集落の自立ということを目指しながら、防災マップ作りを進めていっていただきたいと思います。それから、次の課題に入ります。地域から気候危機を止めるための政策提言についてということで資料をお配りしております。これは町長にお聞きしたいんですけども、地域づくりの大きな表題、スローガンとして、グローバルに考えて、ローカルに実践するという言葉があります。町長、この言葉をどのように受け止められて、まちづくりに反映させようとされているのか、ちょっとお聞かせいただければと思います。
町 長	グローバルにとおっしゃいますけれども、やはりこの範囲というものはあるというふうに私は認識しております。そういう中で、先ほど来渡辺議員さんおっしゃるとおり、安全・安心なまちづくりというものは基本中の基本でございます。その中に、また、幸福感を求めるというものが生じてこようかと思いますが、それは、じゃ、どこから出てくるんだという話になりますと、経済的なもの、健康的なもの、いろんなものが加味した中で、そのものが生じてこようかと思いますが。それには、まず環境づくりを、行政と町民の皆様と一緒につくっていくということが一番の根源ではないかというふうに今の質問に対しては思います。
2 番議員	幸福感というのも非常に大事で、私が今、グローバルに考えて、ローカルにという話を申し上げましたのは、1番目の中小河川まで含めた河川の氾濫、こういったものの背景に異常気象があって、温暖化があって、非常に局所的な集中豪雨というのが多くなっていると。気候問題は全世界的な規模で考えなければいけない。しかしながら、対策はローカル、まさに何々集落の何々川というレベルまで掘り下げていった取組が必要だと、そういう意味がグローバルに考えて、ローカルに実践するという意味なんですけども。この1番目にいろいろ対策を講じながら、一方で、世界に向けて小海町はこういう対策をとるという発信をぜひ進めていっていただきたいと思います。それで、気象問題につ

	いては、老若男女、お年寄りもお金持ちも貧乏も、誰もかも一緒くたに襲われるととかく認識はされているんですけども、したがって、誰もが取り組まなくちゃいけない問題であります。この温暖化対策というものを、まちづくりの中でやはりしっかり、どこかしこに配備していく、そういう政策がグローバルに考えて、ローカルに実践していくことのまさに具体策なんですね。したがって、できれば小海町としても、今度の菅政権も2050年に排出ガスゼロを目指しているわけございまして、この国の方針、それから、併せて長野県も非常にこの問題に積極的に取り組んでおりまして、国や県の意向を受けながら、CO₂排出ゼロに向けた取組をぜひ町長にもお願いしたいんですけども、その辺の見解、町長いかがでしょうか。
町 長	この問題につきましては、2番議員さん十分承知だと思いますが、の紹介で請願が出ております。そのことについて、議会と町と、これは両輪であると私は思っております。町としても議会と歩調を合わせた中で、十分な対応をさせていただきたいと思います。
2 番議員	ありがとうございます。ぜひ、長野県内でも既に7、8町村が宣言に同意しておりまして、多分、12月の定例でほかの町村もかなり手を挙げてくるんじゃないかなと思います。何はともあれ、阿部知事が非常に力を入れている政策でございますので、県と歩調を合わせて、積極的に進めていっていただきたいと思います。 それで、実は、この温暖化対策について、最も積極的に取り組んでいる市区町村として、東京の世田谷区があります。世田谷区ではRE100というような、どういう意味かと言いますと、Rはリニューアブル、再生可能なという意味で、Eはエネルギーです、再生可能なエネルギーで100%エネルギーを賄おうという方針が出ております。この世田谷区については、町でも連携をしようという試みが示されておりますので、町もRE100、町なりのRE100構想を具体化すると、併せて世田谷区のRE100事業にも連携を図って、協同で推進していくと、そんな枠組みで交流の柱が立ち上げれば、非常に有効的な実効性の高い交流事業になると思うんですけども、町長、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。
町 長	先般も世田谷区へお伺いしまして、私は行かなかったわけですが、町を代表して、議会からも2名の皆さん、そして、副町長、総務課長と行ってきたわけですけども、やはりそのRE100というものは、私は初めて聞いたわけなんですけども、取組とすれば、大変立派な取組であり、すばらしいと思います。そういった、規模は相当でかい、私どもが思っている以上に大きい区で

	ありまして、それから、その中での施策ということで、これは本当に、見習うものは見習うと、いいものはいいで教わるというような形になろうかと思えます。しかし、我が町を考えますと、果たしてそういったことがまねできたり、いろいろなことができるかということにつきましては、十分な調査・研究、それは必要だと思えますので、見本にさせていただいたり、ご意見を拝聴したりした中で、進めていきたいと思っております。
2 番議員	今、町長、RE100というののあれ、存じなかったらしいですけども、既にもう4. 5年前から始まっていて、それで、世田谷区の幼稚園・保育園等の電力は、例えば川場村の小水力発電バイオマス、そこで発電した電力を世田谷区民で有志の方、何十世帯、あるいは公共施設で、東電ではなくて、こういったところから電気を買って、その収益は区の財政に振り替えていくという形で、自主財源の確立にもつながっております。先ほど調査・研究を進めてというお言葉いただきましたんで、ぜひ、交流、骨太の交流って私は呼びたいんですけど、こういう実効性を担保できるような交流に進めていただきたいと。それから、併せて、世田谷区と県企業局では、小水力発電を提携しております。こういった母体を中心にして、町でも一歩、小水力等に踏み込んでいただいて、グリーンエネルギーを世に広めていくと。そういったことに熱心な小海町ということにつながっていけば、憩うまちこうみ事業としても非常に箔がつくのではないかなと思いますんで、ぜひこういった、RE100というような絵柄に構想をすり合わせていただきたいと思えます。それから、引き続きまして、もう1点、今のはCO₂排出を少なくするという運動ですけども、もう一つは、吸収量を多くするという取組もあります。これはカーボンオフセットと申しまして、吸収量の多い地区の吸収量を吸収量の少ない、排出量の多い自治体・企業にそれを提供して、見返りを得ると、いわゆるカーボンを商品として扱う。このことの是非はちょっと私も疑問あるんですけども、例えば小海町の森林面積は、先ほど産業課長言いましたように非常に多くのものがある。1人の二酸化炭素の排出量は、杉の木、40年ぐらいの成木で30本から40本分ぐらいに相当すると言われております、これ林野庁の推定ですけども。小海町は少なくともCO₂を吸収する町、吸収して余ったCO₂削減量を、例えば世田谷区に供給して、その分を世田谷区から緑の保全・育成についての見返りを得ると、こういう、カーボンオフセットというような枠組みで緑を豊かにしていくと。先ほど再生林の担い手が少ないと言いました。素人はなかなか造林はできないんですけども、植林とか、造林活動に汗を流してくれる都会の方を迎え入れて、緑の交流とい

	うような形で、最低限、世田谷区民は1人40本植えてよねと、そうすれば、あんたのCO₂排出量はチャラだよといったような、カーボンオフセットの仕組みを交流の中に取り入れて、結果的にこちらに来ていただければ、飲み食い、宿泊等が発生して、地元にお金が落ちるというような仕組みが1点、考えられます。それから、もう一つは、町が関わる事業において、温泉やスケートセンター、美術館、こういったところの電気をリニューアブル電源に切り替えていくというような取組も考えられます。ぜひ、こんな取組について一歩踏み出していただけないかと思うんですけど、町長、いかがでしょうか。
町 長	やはり自然エネルギーというものの活用というのは、これからは大変重要なことになってこようかと思えますけれども、やはりそれには、私、あるいは職員等々が、さらにその部分の研鑽を深め、研究をし、納得のいったものにしていかなければいけないというのは基本でございます。そういった中で、またご提案がございましたら、町とすれば、これは受けますので、ぜひご提案願いたいと思います。
2 番議員	私なりの、また考えを町長に提案させていただきたいと思います。少なからず、世田谷区、保坂区長さんにつきましては、非常にこういった面で先駆的な取組をされておりますので、琴線に触れるような提案を町としても胸に秘めて、太い交流を提案していけば、必ずたたいた強さに反応して、保坂区長も対応してくれるんじゃないかと、私は期待しておりますので、ぜひそうしていただきたいと思います。それが、今までのは一例ですけども、それで、今回、私はこの気候宣言をぜひ小海町として宣言に同意というか、賛同していただきたいと、共同宣言への協賛をお願いしたいと思うんですけど、町長いかがでしょうか。
町 長	先ほどもお答えしたとおりでございます。渡辺議員さんの紹介で請願等々出ておりますので、十分に精査した中で決めていきたいと、議会の皆様ともご相談して決めていきたいというふうに思っております。
2 番議員	分かりました、ありがとうございます。以上で私の一般質問を終わらせていただきます。どうも失礼しました。
議 長	以上で第2番 渡辺均議員の質問を終わります。 ここで2時45分まで休憩といたします。(ときに14時32分)
<u>第 1 番 古 谷 恒 晴 議 員</u>	

議 長	再開をいたします。 （ときに14時45分） 次に、第1番 古谷恒晴議員の質問を許します。古谷恒晴君。
1 番 議 員	1番 古谷です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。 当小海町におきましては、年少から中学、高校まで、教育分野において非常にスムーズな動きを今、していただいていると感じております。電子黒板、それからエアコン、それと、今回タブレット等、いろいろな分野で先に先に進めていただいておりますが、今回、9月中に小学校・中学校においてタブレットが配布されておりますが、新聞の報道でもオンライン通信だとか、小学校3校と中学校とのオンラインの通信がされたり、それから、中部横断の事業の中でもそういったことが記事にされております。そこで、学校で電子黒板、それとタブレット、これが配布された後の状況について、ご説明をいただきたいと思います。
教 育 長	お答えをいたします。学校での電子黒板、また、タブレットということでございます。電子黒板につきましては、小・中学校のほうに7月中には設置が完了しました。令和元年度に2、3台ずつ入った後に、令和2年度にそれを増強すべく、8台、9台というような形で増設をしたものが7月中には設置完了しました。夏休み中に先生たちが幾らか研修した中で、夏休み明けの2学期から本格的に授業での活用が可能となりました。電子黒板用の電子教科書がインストールされた先生用のタブレットパソコンというものととも、今回の電子黒板につきましては、ちょっとぜいたくをさせていただいて、ハイスペックな機種を選定したため、タブレットや黒板、フリーズ等、固まることもなく、スムーズな授業ができるようになっております。実際の教育現場での活用度、黒板の活用度ですけれども、コロナ対策も踏まえまして、国の補助金が前倒しになるなどしまして、ICT化の流れというものが想定していた以上に急過ぎる感じです。ですんで、現場もそれに追いついていないというのが私の率直な印象でございます。ですけれども、小海中学校のように、校内にたった1人の幾らかICT慣れした先生がいるだけで、その先生がリーダーとなって教員を引っ張り上げ、学校全体が飛躍的に進歩している姿が見られます。一方で、小海小学校についてはなかなか進んでいないのが実情でございます。ですけれども、今申しました中学の先生が空き時間に小海小学校の先生を指導するなどしまして、徐々にではありますが前に進んでいると考えております。一方、児童・生徒1人1台のタブレットの話でございますけれども、このタブレットにつきましては、一時的にですが、中学校に試験的に1学年分提供されているだけです、現段階で。当然、ほかの子供たちには

	まだ届いてはならない状況です。実際には、間に入りました販売店のほうには、9月中には、それ1台1台の台数、調ったわけですが、問題はその中身ということでございます。今回、国のG I G Aスクール構想で想定された端末というものにつきましては、子供たちが長く安全に使用するためにセキュリティの面で特別な設定が必要でございました。その特別な設定というものが、最近になりまして、やっと、うちの場合はウィンドウズパソコンを導入するわけですが、その販売会社であります日本マイクロソフトという会社から最近になって配布され始めたということでございます。見通しになりますけれども、2学期中には、その設定も済んだ端末が児童・生徒1人1台配布される予定でございます。そうすれば、3月初めには1人1台が実現しまして、授業での活用が始まるのではないかと考えております。その反面ということで、試験的に導入した中学校で確認できた項目としましては、これまでの中学校や小学校のパソコン関係、インターネット関係というものが、一時に百数十名の子供たちがアクセスするのを想定しておりませんでした。ですんで、今後につきましては、そういった大量の児童・生徒さんが同時期にアクセスしてもダウンしないようなサーバーの確保ですとか、また、さらには、先ほど先生の話をしていただきましたけれども、やはり先生方を指導してくれる、また、相談に乗ってくれるようなI C T支援員といった方・企業といったものを確保しながら、今後、宝の持ち腐れと言われぬように、I C T教育の推進には努めてきたいと考えているところでございます。よろしくお願いします。
1 番議員	ありがとうございます。今の回答の中で課題というものも述べていただきましたので、3月からできるというような状態ですが、人の問題も何か言われているようなことですが、また、来年に向けての新しい教育体制、そのことも十分に考えていただいて、やっていただきたいと思います。次の質問に入ります。私が前々から、交差点の交通安全、いわゆる子供たちの通学、それから下校に対しまして、危ない部分があるので、その部分を何とか県と警察、それと町とで協議をしていただいて、横断歩道の中に入らないような施策をしていただきたいということを申し上げておりましたけれども、交番前につきましては今年やっていただきましたんですが、その中でも、少し問題といいますか、プラスのようなことが考えられているというふうにお聞きしたんですが、そのあたり、いかがでございしますか。
産業建設課長	お答えいたします。昨年度は、第2回の定例会一般質問の中で古谷議員さんへお答えしてまいりましたとおり、ハード面とソフト面、両方からの施策が

	必要でということで、鋭意進めてきているところでございます。まず、小海トンネル前の交差点についてなんですけれども、30年度までにガードポール、ガードレールの設置が完了しました。そして、交番前の交差点につきましては、昨年度から建設事務所へ要望をしております、本年度、7月頃だったと思いますが、ガードポールを設置していただきました。横断歩道が2方向にあるわけなんですけれども、小海大橋側と、あと、国道は総合センター側、こちらにございます。横断歩道の利用者の保護として、歩行者の保護として、両側に4か所に4本、または3本、ガードポールが設置されました。ただ、全ての方向、4方向にガードポールが設置されたわけではありませんで、建設事務所のほうで、国道の附属施設ということの安全性を考えて設置できるのはここまでというふうに聞いております。これ以上、例えば交番側、あと、総合センター側に設置したいのであれば、協議をして、町単独で行って欲しいというような回答でございます。以上です。
1 番議員	はい、ありがとうございます。今、交番側、いわゆる住宅方面のほうのところが少し未整備だというような話で、まだ、協議をすれば、それができるんじゃないかというようなニュアンスで回答をいただきましたけれども、そのあたりは、また十分やっていただきたいというふうに思っております。 そのほかに考えていらっしゃる場所、交差点ですね、通学路という形で、ほかの場所はあるんでしょうか。
産業建設課長	初めに、交番前の関係ですけれども、ニタ子池の集落に向かって入っていく、そこに向かって右側の歩道なんですけれども、縁石が大きく開いているということでして、ここには以前、自動販売機が設置されておりました関係で、車両も入れるようなつくりだったと思われます。現在はそれがありませんので、場合によっては、そこに建ててもいいのではないかとことを交番の方とは話はしたところなんですけれども、ただ、今後、建設事務所との話の中ではどうなるのか、その辺は協議して進めていきたいと思います。 また、あと、その他ということなんですけれども、現在、馬流橋につきましては、国道141号側の交差点、緑色のガードポールが設置されております。また、清流ふれあい橋については、国道側の交差点の川側に2本、やはりガードポールが設置されております。それは、車両の侵入防止の町で設置したものと併せて設置されております。これは、これで一定の安全対策はできているのではないかと考えてはおります。また、歩行者の皆さんの意見、地元区の皆さんの意見、そういうものをお聞きして、今後は進めて参りたいと思います。
1 番議員	改良できる余地があるのであれば、また、随時相談をしていただいて、進め

	ていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。 交通安全についてなんですが、このところ国道141号、福山、この部分にいろんな商業施設ができてきております。今度また、コインランドリーだとか、ドラッグストア、これが新規に開店するような話も聞いておりますので、その辺り、いわゆる141号の中に歩道を造るというような、非常に安易と言っ てはいけないですけど、そういった安全対策が語られておりますけれども、福山全体として考えた場合に、町として、あの141号の交通安全対策というものをどのようにお考えなのかをお知らせいただきたいと思います。
産業建設 課 長	令和2年3月の定例会の小池捨吉議員さんの一般質問に、やはりナナーズさんの前の押しボタン式信号機の設置というようなことでご質問がありました。そのときの答弁とおおむね同様になりますが、現在は新しくコメリさんが出店しているということでございます。安全対策をするには、押しボタン式と横断歩道がセットであれば、最も有効なのではないかと考えてはおりますが、押しボタン式の信号機を設置する場合にはやはり一定条件があるということとして、そのときにも協議をしたときには、横断する歩行者の数がやはり多く見込まれるということと国道の自動車の交通量が多い。交通量については結構な量があると思うんですけども、いずれも公安委員会が判断をするということになりますので、そういった商業施設が設置され、そして、お客さんの横断が多く見込まれるということになった場合には、基準を満たすことにもなろうかと思っておりますので、折を見ながら、建設事務所や公安委員会と現地確認等をお願いして、進めてまいりたいと考えております。以上です。
1 番議員	福山にはいろんな商業施設が出て、にぎわいがこれからどんどん増えてくると思います。そのあたりを考えていただいて、町としても国道141号の福山が安全であるような、そういった施策を考えていただきたいと思います。 次の質問に入りたいと思います。災害復旧の進捗状況はということで質問を投げかけているわけですが、それに答えるように、公共土木災害復旧工事の発注状況という中でリストを頂きました。その中で、小海小学校、先ほど小海小学校、80年間そういった災害がなかったということと、それから、あそこは危ないんじゃないか、いろんなことを皆さん申し上げておりますけれども、災害復旧ということで、何ていうか、優先順位ということから考えた場合に、小海小学校は我々の宝、小学生の学ぶ学びやでございますんで、まず、これが第一ではないかなというふうなことを考えるわけですが、相木川の小海小学校ほか2で、来年の3月22日工期ということで工期が設定されておりますけれども、何か優先順位について、県とか国とか、そういった方に

	対して、小学校だけ先にやってくれというような形をやることはなかったのかなという、そういう質問、いいですか。
産業建設課長	お答えいたします。資料つづりの3ページをお願いいたします。こちらに公共土木災害復旧工事の発注状況ということで資料がございます。それぞれも発注はされていて、業者さんもそこに記載のとおりであります。県のところの2行目に小海小学校ほかとあるんですけれども、2か所、これは大州ですとか、はんね石橋とか、広い範囲で含めて受注をされているということです。この資料にございますように、令和3年3月22日までというふうにございますが、これについても、暫定といいますか、今現在はこういう契約をしているということでございます。小海町側からしますれば、小海小学校、学校施設でございますので、例えば川遊びで利用する、そういう使い方もしているところでございますので、そんな内容を県にお願いをするところなんですけれども、やはり県のほう側でも、どれも優先順位は高いというような回答がされます。小海小学校の除ケ下橋の下、今、しゅんせつ工事をしております。ここもやはり浸水があった場所でありまして、河床の碎石を持ち出す、そういったこともやはり大事な工事だということで、できるだけ優先順位が高まるようお願いもこれから続けるわけなんですけれども、そのような県の判断ということもありますし、また、このように一覧表の中でも大変いろんな場所を各業者さんが担当しているということで、時間的、あと労力的な制限もあるということで、時間がどうしてもかかっているという状況になっております。以上です。
1 番議員	やはり先ほど申し上げましたように、小海小学校、我が町の宝が学んでおりますんで、できるだけ早めな災害復旧をお願いしたいと。そのほかに、あそこが小海小学校に適さないというような話が出ていますけれども、そういったものに関しまして、いわゆる災害復旧ではなくて、改修という部分で、もし折がありましたら、その旨も進めていただきたいというふうに思います。次の質問に入ります。新田住宅が完成して、入居されておりますけれども、もう完全に満杯になっているということで、佐久大学との協定があるんで、そのあたりが、先ほど質問の中でミャンマーの留学生を入れるというような話なんです、佐久大学との協定の進み具合はそういう形でいいんですけれども、新田住宅の兼ね合いをどのように考えていらっしゃるかを質問いたします。
副 町 長	私の方からお答えさせていただきます。新田住宅につきましては、雇用定住促進住宅ということで、これは、医療関係の従事者を優先して入居させるで

すとか、あと、医療・介護関係の法人ですね、そこに部屋を貸出しできると、2部屋という上限がありますけどもということで募集を始めまして、当然、佐久大学へもお知らせをしております。今年の4月には全部、8戸あるんですけども、全て、即、入居者が決まったという状況でございます。実際、医療・介護関係者はいないというのが現状でございます。いずれ賃貸住宅につきましては、全町的に、先ほども出ましたけど、空き室が少なく、特に新しく安く、当然ですけどね、新しく安ければ、即埋まるというような状況が続いているというのが現状でございます。引き続き、佐久大学との協定の進み具合もよろしいですか。じゃ、続きまして、佐久大学との協定後の進捗状況ということで、先ほど有坂議員さんのときも少し、1点ほど述べましたが、もう少し詳しく、3点ほど、全体的な進み具合というかを申し上げたいと思います。

1点目ですけども、先ほど申したとおり、ミャンマーの関係です。佐久大学の短期大学部介護福祉専攻というところにミャンマーからの留学生3名、女性ですけども、ある程度日本語ができて、優秀と言われている3名らしいんですけども、ぜひ、小海町に住んで、佐久大学に通わせたらどうですかという提案をいただきまして、ぜひ、大変いいことですので受けましょうということで話を進めてきております。来年4月からということで、まだ確実に確定ではないんですけども、佐久大学も小海町もお互いに介護人材の育成と介護人材の確保という意味では、お互いに協力して今後もやっていこうということでございますので、ぜひ進めていきたいということでございます。2点目ですけども、昨年、協定した中で、佐久大学は、来年4月から社会福祉士等を養成する人間福祉学部というのが来年4月から開設されます。その学部の学生の教育課程の一部にフィールドワークですね、地域に行ってやる授業があるんですけども、その場所をぜひ、親沢の移住体験施設を利用して、当然、親沢区民の皆さんの協力も得て行いたいという申出ですか、相談がありまして、それはぜひいいことですのでお願いしますということで、今月、また14日には、実際に佐久大学の教授の皆さんが来て、現地視察をしたりして、具体的に来年度からそういうフィールドワークで研修をするということになっております。3点目ですけども、これは佐久広域市町村全体でございまして、先ほど言いました新学部人間福祉学部ができます。その中で、もうこれすぐ始まるんですけども、人間福祉学部への入学者の自治体推薦入試というのをやるということで、ちょっとこれから具体的に要請が来るんですけども、来年度入試からやる各自治体の推薦枠を設けて、入学をさせ

	たいということで来ておりますので、ぜひそれも、お聞きした中で進めていきたいということで、主に3点で進めているということで、以上でございます。
1 番議員	はい、ありがとうございます。佐久大学との協定については、今、ご説明いただきましたような形でどんどん進めていただきたいというふうに思っております。新田住宅のほう、全て入居されて、応募者がかなりいるということで、かなり住宅というようなものが要望されているというふうに考えております。長振でも、先ほど有坂議員が質問されて、本間上に分譲地というような形で計画されているということなんですが、その内容は先ほどお伝えいただきましたので、それ、関連しまして、土村、それから馬流の空洞化といえますか、いわゆる空き家とかの処理といえますかね、いい方法があれば、何か考えていらっしゃると思うんですが、その点について説明をお願いします。
総務課長	ただいまのご質問の土村、馬流の空き家ですけれども、これは確かに最近、中心部の空洞化が目立っているというのが私も感じておりまして、憂慮すべき事態だというふうに感じております。先般ご覧になったかと思いますが、信毎に北相木の村長選に出られる方のコメントの中で、移住者向けの住宅用地が確保できないということで、空き家が出れば、積極的に買収していきたいというような話が載っておりましたけれども、まさに個人の権利があるところでございますので、なかなか難しい部分はあるんですが、そういった施策が小海の中でも認められるようであれば、積極的に地主と交渉して、用地を集約といえますか、まとめて、そこに、例えば集合住宅、町営住宅を造っていくだとか、そういったことも中心街活性化の一つの手段ではないかというふうには感じております。ただ、中心部ですから、固定資産評価額を考えながら算定しますと、大体、坪当たり、土地を取得してある建物を壊してというところまでいきますと、坪当たり10万円ぐらいの最低でも経費がかかってくるということが予想されます。こういったところが活性化のためにどんどん進めろというお話であれば、町としても真剣に考えて、対処していきたいというふうに考えております。以上です。
1 番議員	総務課長おっしゃっていただいたようなことができるのであれば、進めていただきたいなというふうに思います。それが、駅前の活性化だとか、そういったものにつながってくれば、もっとよくなるのではないかなというふうに感じております。よろしく願いをいたします。 次の質問に入ります。小海リサイクルセンター、これの跡地と、それからあ

	と、廃材の処理について、まず、お聞きしたいと思います。
町 長	小海リサイクルセンター跡地の廃材の処理ということで、今年2月6日に静岡県富士宮市に本社を置く業者が県へ連絡し、そして、町への連絡がありました。それは、旧小海リサイクルセンターの跡地に管理型最終処分場と焼却炉を設備したいということでございまして、これに伴って、その残置物を処分させていただきたいという申出がありました。町は、こういう計画があることを関係する地元区及び佐久穂町近隣区の役員様、町議会、千代里財産区、近隣町村に対して事前に告知を行い、その時点で計画概要の説明をいたしました。町の基本的な考えとしましては、関係する地元の皆さんとよく話し合いをして、ご理解をいただきながら進めていくということが大前提でございます。区民の皆様の建設に一つでもかなわぬことがあれば、これは進まないということでございます。この事業を様々な観点から総合的に考えてみた場合に、広域的な機運につながり、地域の発展の一助になるのではないかという認識も持ちました。そういったところで、残置物の処分をしていくというのは一つでございます。
1 番議員	産業廃棄物の最終処分場というところにちょっと私は、疑問といいますか、本当はないほうがいいんじゃないかなというふうに考えておりますけれども、草刈久保を今度、全部埋め立てられまして、その後、もう永久的に水質検査だとか、そういったものをやんなくちゃいけないというような形になってきている中で、やはりそのあたり、慎重に地元の方々と意見を交換していただき、町がそれによって得するといいますかね、住民が安心して住めるような地域であってほしいなというふうに期待をいたしまして、この質問は終わります。次に移ります。前に私の質問の中で、「君の椅子」というものをちょっと町長にお聞きしたことがあるんですが、それがぜひ実行したいというようなことでご返答をいただいたんですが、これからどのようにされますかという質問です。
町 長	この「君の椅子」というプロジェクトの件につきましては、2019年9月から11月に、我が小海町の美術館で行われました「北欧の灯り展」というところで今までの12年分の椅子を展示いただき、北海道文化財団の催物ということで展示させていただきました。そして、その中で、毎年デザインは変わるわけなんですけども、非常に精巧にできているという私の感じを受けました。この技術が北海道旭川に100社ほど、そういったものの家具屋さんがあるということで、一歩先んじて出たすばらしい技術というふうに捉えました。そういう中で、「君の椅子」プロジェクトということで、その年に生まれた皆

	さんにしか提供できないというシステムでございます。そして、長野県では売木村がまず手を挙げて、もう現在進んでおります、6年ぐらいになるんですかね。そういった形の中で、私もこれは大変いい企画じゃないかということで、古谷議員にもお答えをしたところでございます。ただし、今、コロナ禍という中で、果たして一製品をここで作るかということの決断には至っておらなかったわけですが、やはりこういう質問が出るということは、私は進めたいという形のものを取っていききたいというふうに思っております。
1 番議員	はい、ありがとうございます。じゃ、随時進めていくということでよろしいですね。では、最後の質問に入ります。お豆腐関係の協力隊がもう1名入りまして、小山豆腐さんの事業を継承しているわけですがけれども、どのくらいといいますか、内容的に考えていることをお答えいただきたいと思うんですけど。
総務課長	はい、お答え申し上げます。今月の3日に長野朝日放送の夕方のニュース番組の中で、鞍掛豆腐の承継に取り組む協力隊の様子が紹介されましたけれども、現在取り組んでいる方は、群馬県出身の糸井康広さん、40歳です。そして、昨日7日で、もう一人の協力隊員である松澤葵さん、この方は南信の出身の方ですがけれども、年は22歳が着任をされました、本日から活動を開始しておりますけれども。それと、もう一人来ることになっておりますけれども、コロナの関係で着任日がまだ決まっておりますけれども、最終的には3名でこの事業をやっていくということになっております。3年度になりましたら、早々に工場を移転して、3名で独立してやっていくことを目指していきたいと考えております。今まで小山さんのやってきたことは一通り承継することを考えております。ただし、豆腐の製造・販売だけで3人が将来的に独立していくということは実際問題、厳しいものがあると思われますので、協力隊の任期が切れるまでの間で、3人が食べていかれる方策をそれぞれ考えていただくということで考えております。以上でございます。
1 番議員	小山豆腐さんのものを全て継承していくということでよろしいんですね。工場ということが今、出られましたけども、どんな工場を造る、どこにどんなものを造るかというようなことをちょっと質問していいですか。
総務課長	これにつきましては、また、明日の現地視察の中で候補地を皆様にもご覧いただこうというふうに考えておりますけれども、今のところ、2か所候補地がございます。1か所は、だいくやさんの裏の駐車場に現在なっている町の土地でございます。それと、もう1か所は、これはまだはっきりとはしないんですけれども、アルルの事業組合のほうから、ぜひアルルの一角にそう

	いったものに入っていただけないかということでもちょっとご希望をいただいております。これは、だから、駅前再整備との絡みもございますので、その方向性を定めた中で考えていかなければなりませんけれども、いずれにしましても、小山さんとの約束の中で6月いっぱいまでには今の小山さんの位置から移転をするという約束になっておりますので、それに間に合うようにやっていきたいと。建てるものについては、基本的には小山さんの規模の、あの中にあるものをそっくり入れられるものということで同じような規模のものを考えております。例えばアルルの中に入る場合にはまた、それとはまた違ってきますけれども、独立して造る場合には、同じようなものを造っていききたいというふうに考えております。
1 番議員	順次、順調に進んでいるようでございますので、また、頑張っていたきたいと思っておりますけれども、あと、今までのお豆腐の概念を変えるようなおいしいものだということで、いわゆる特殊な豆腐だというようなことがこの前のテレビ放映でもされておりましたんで、そういう部分を見せるような、見せるといいですかね、それをアピールできるような、そういった工場であるような販促策もあるかと思っておりますので、そのあたり、着任しました協力隊の皆さんと相談していただいて、よりよいものをつくっていただくということを期待いたしております。以上、私の一般質問は終了させていただきます。ありがとうございました。
議 長	以上で第1番 古谷恒晴議員の質問を終わります。 ここで3時40分まで休憩といたします。(ときに15時27分)
<u>第 10 番 井 出 薫 議 員</u>	
議 長	再開いたします。(ときに15時40分) 次に、第10番 井出薫議員の質問を許します。井手薫君。
10番議員	10番 井出薫でございます。一般質問に先立ちまして、しばらく時間をいただきまして、皆さん、今日、信毎の新聞にも載っていたんですけども、松本市の91歳の方が満州事変に従軍されて、負傷して帰ってきたというような話が載っていたんですけども、実は昭和16年12月8日、今日でありますけれども、中国で侵略戦争を続けていた日本は、当時イギリス領のマレー半島、コタバル島、アメリカのハワイを奇襲攻撃し、対米英戦争に突入したと、その日から79年たつということであります。日本の戦争は、アジア少国民と日本国民に甚大な犠牲を出しました。悲劇を絶対に繰り返してはなりません。安倍晋

	三前政権を引き継ぐ菅政権は、日本学術会議の人事に介入し、学問の自由を蹂躪する強権姿勢があらわであります。日本国憲法前文は、政府の行為によって、再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意すると宣言しました。憲法が定める国民主権や恒久平和、基本的人権などの原則は、悲惨な戦争の経験を踏まえて築かれたものであります。昭和20年8月の日本の敗戦からは今年で75年であります。日本の侵略戦争で310万人以上の日本国民と2,000万人を超すアジア太平洋の諸国民が犠牲になり、日本の戦争責任は今も問われ続けているわけであります。安倍前首相が打ち出し、菅首相が継承する憲法9条改憲の狙いは、自衛隊が海外での武力行使に本格的に道を開くことであります。こうした策動を断念させる、このためにみんなで頑張っていこうではありませんかということをお願いしたいと思います。ちょっと苦しくて申し訳ない、マスクを外させていただきたいと思っております。それでは、一般質問に入りたいと思っております。議長、最初に質問順序を変えまして、南環の問題を先にやらせていただきたいと思いますというふうに思いますが、よろしくお願いします。 南佐久環境衛生の問題でありますけれども、負担金の算出についてということで通告しましたけれども、この問題は、南佐久環境衛生組合の定例会や本会議でも私は問題提起をし、委員会審議の中でも議論をしてまいりました。組合役員である町長や町民課長にも理解をしていただき、組合の会議で頑張ってもらいたいと。また、負担金の問題でありますので、同僚議員の皆さんにも知ってもらいたく、通告しました。最初に、条例14条と別表、備考の資料をお願いしておりますので、説明をお願いしたいと思います。
町民課長	それでは、資料つづり9ページをお願いしたいと思います。南環の規約の抜粋が申し上げてありまして、下のほう、第14条、組合の経費の支弁方法とございます。その14条の2項に、前項に規定する組織市町村の負担金は、別表に掲げる割合をもって、それぞれの事務を共同処理する市町村で負担するとあります。10ページをご覧くださいまして、別表、し尿処理表にある上がし尿処理施設の設置及び経営に関する事務、それから、下が公共下水道となっております。し尿処理につきましては、小海町とそのほかの4村、そして、公共下水道につきましては、佐久市、小海、佐久穂町ということで、小海町のみ両方の事務に関わっているということでございます。表の右側に負担割合とございます。し尿処理施設の設置及び経営に関する事務につきましては、均等割10%、人口割が10%、処理量割が80%、それから、下の公共下水道につきましては、計画排水区域の面積割50%、計画排水人口の50%という

	ことが載っております、負担割合でございます。備考のほうにつきましては、 (1) で、人口割の算定基礎は、予算の属する年の前年の10月1日現在、それから、(2) 処理量割の算定基礎は、やはり予算の属する年の前々年の10月1日から前年の9月30日までの間の処理量とすると。(3) し尿処理施設の建設費の負担割合は、均等割10%、人口割が40%と処理量割が50%ということが規約で申し上げてございます。11ページにつきましては、令和2年度、今年度のし尿処理業務の町村負担金の分担率の割合ということで、一番上の表はし尿の普通分担金、均等割10、人口割10、処理量割が80と。それから、真ん中がし尿処理場の分担金ということで、均等割が10%、人口割が40%、処理量割が50%ということで算定がされております。
10番議員	ただいま南環の条例での分担金の説明を課長からしていただいたんですけども、し尿処理、それから、下水道処理が、それぞれ均等割、人口割、処理量割と、あるいは、下水道は面積割と人口割ということで条例で決まっております、人口は備考の(1)のようになっていると、人口割はそういうことであります。実は、資料の次のページの12ページを見ていただきたいんです。これは、具体的に令和2年度の各市町村の負担割合ということで計算されたものでありますけども、私が言いたいのは、表が衛生センター費負担分と公共下水道事業費負担分というふうに分かれているんですけども、衛生センター費負担分、問題は人口割です、の人口であります。小海町は衛生センター、衛生センターってまだ書いてあるわけです、衛生センター割4,427人と、それから、先ほど課長も言いましたけども、南環で小海町だけが下水道関係もやっている、両方やっているということでもありますけども、そういった中で、下水道のほうの計画人口というのが3,040人という計算表になっているんです。これだと、小海町は7,000人の上の人口があるというふうな表になってしまうわけでもありますけども、そこら辺で、小海町の人口は今どの辺かということをもとに最初に伺っておきたいと思います。
町民課長	この表にありますとおりですが、小海町の全人口は4,400人で、公共下水道の計画区域内人口が3,000人ということでございます。
10番議員	それはこの表を見りゃ分かるんですけども、今、実際の小海町の人口は幾人かということを知っているんですけども。
町民課長	現在、4,400から500人の間でございます。
10番議員	ですから、先ほどの表を見てもらっても分かるとおおり、小海町は実際には4,400前後の人口しかないのに、南環の負担金は7,000人分を超えるような負担金をぐっと払ってきていると。私は、やはりこういうことは改めるべきだ

	ということを南環の議会でも申しましたし、今日、ぜひ町長がまた、組合行って、頑張っていたきたいということで問題提起をしているわけでありませす。それで、もう1点、今度、その前の12ページを見ていただきたいんですけども、一番上の表で結構ですけども、普通分担金ということで、小海、川上、南牧、南相木、北相木という表があるんですけども、ここでやっぱり人口が4,427人ってなっているんですけども、実はし尿の処理というのは、南佐久南部ただでね、佐久穂は加わっていないわけ。ですから、南佐久南部の会議の中でも、やはりこういうことは見直すべきではないかという一致ができれば、南環での条例改正は可能だというふうに思います。ですから、頑張ってもらいたいんですけども。それと、もう一つ、私見てもらいたいのは、人口の数とその分担率のその横に年間搬入量というのが書いてあるんですけども、小海はそういう人口の在り方でちょっと対象になりませんが、例えば、川上村は人口が4,709人という計算に対して1,017トンと、搬入量がね、それで、南牧は3,324人なのに1,790トンと、結局、人口と処理量は比例していないわけでありませす。それは、小海以南の各町村それぞれの事情の中でこういうふうになっているというのを見れば、私、南環の事務局とも話したんですけども、やはり処理量割で、処理量で負担金を頂いていくというのが順当な方向ではないかな、みたいなことも南環の事務局ともお話をしました。ですから、そこら辺見た中で、町長のご意見を伺っておきたいと思ひませす。
町 長	南環の議会で、薫議員、お務めになった役の中でこういうことが出ましたけども、まさにこれは、搬入量というものがお金に反映されるというのはそのとおりだと思ひませす。今までこの数字がどういった形で出たかというものも明記されていませんでしたので、私のほうもそういった形のものを南環のほうに求めたいと思ひませす。
10番議員	ぜひ町長、努力していただきたいというふうに思ひませす。それで、人口割が、先ほど言ひましたけども、この表のように、衛生センターのときにやった、その表をそのまま使っていると、私はそういうふうに見ているんです。ですから、ぜひ、そんな方向で努力をしていただきたいということを改めてお願いして、次の問題に移りたいと思ひませす。 次に、小海町店舗新築等助成事業からということで、不正領収書問題での町の対応についてと通告をしました。この問題は2名の町会議員が関係した問題であり、議会としては真剣に議論をし、賛否は分かれましたが、辞職勧告決議は可決されたと。結果に対してはいろいろな意見がありますが、議

	会としての対応は示されたと私は思っています。そこで今度は、町の対応はどうだったのかと。また、これからどうするのかということ議論したいと思います。最初に、改めて、今日資料も出ていますけども、この制度のあらましの説明と手続の仕方、それから、申請から交付決定まで、実際に交付されたわけでありますけども、そこまでの説明を時系列で資料もお願いしてありますので、お願いしたいと。
産業建設課長	それでは、お答えいたします。まず初めに、制度と手続ということでございます。資料つづりの5ページに実施要綱がございますので、こちらも併せてお願いします。店舗新築等助成事業実施要綱に基づきまして、店舗の新築やリフォームを行う場合に助成を行うという制度でございます。当初はリフォームのみでしたが、平成29年度から新築も該当しております。手続ですけれども、助成金の交付申請をしていただきまして、申請書に事業概要書、事業計画書、現況写真、見積書などを添付していただき、提出していただきます。その後、提出された申請書を審査し、必要に応じて現地確認も行った上で、交付決定通知を発行いたします。その後、申請者は工事をしていただきまして、終了後に実績報告を提出していただきます。実績報告書には、様式の下段に注意事項や添付書類が記載してございまして、工事の写真や領収書の写しを添付していただくようになっております。それで、実績報告書を受理したところで申請者と相談して、現地に検査に伺います。申請者と必要に応じて工事施工者との立会いの下、工事箇所の説明を受けておるところでございます。確認ができたところで、提出されている請求書により、助成金を支払うというのが制度上の手続の流れになっております。 今回の事例につきまして時系列でということにして、4ページに時系列の表がございますので、それをご覧ください。まず初めに、申請ですけれども、第5条に当たります。日付については、令和元年11月25日ということで、金額はご覧のとおり、添付書類も備考欄に記載してあるものでございます。次に、決定通知、やはり第5条に相当するところです。令和元年12月2日で助成金額は工事金額の2分の1ということでございます。実績報告、これにつきましては第7条に、6ページですね、7条に記載がございます。令和2年3月23日ということで、添付書類については、実際の添付書類がこれなんですけれども、工事写真、工事領収書、請求書というものです。そして、現地検査、書類及び現地検査ということで、第7条に記載がございます。令和2年3月27日ということで、申請者、施工者立会いの下、行いました。支払いということですが、これは第9条に当たります。令和2年5月29日ということでございま

	す。改修の箇所につきましては、下にありますとおり、キッチン、食堂、まき置場、食材庫ということになっております。以上です。
10番議員	ただいま制度と、それから、実際に今回問題になった件での時系列の資料を出していただきました。そういった中で、申請が11月25日にされ、行政の手続をそれぞれに終わらせた中で、検査もしながら、よしということで、支払いを令和2年5月29日に73万4,000円を払い込んだということでありますけど、私が聞きたいのは、ここまでで何も問題がなかったのかと。皆さんご存じですけども、3月12日の総務産業常任委員会で総務課長の発言がありました。本件に対して、申請書のプランは全然プランなんか書いてありませんでしたと、それで、町に100万円も補助金をよこせと言っておられる、この発言が問題になったわけでありますけども、それでも問題はなかったという判断で交付したという認識でいいのでしょうか。
産業建設課長	お答えいたします。申請書の添付書類を見させていただいて、こちらの備考欄にあるとおりの添付書類ということでございます。営業許可証等も添付されておりました。この許可証によると、申請以前から営業していたということでございまして、後のことにはなるんですけれども、実績報告のところで営業の分かるものと……
10番議員	それはまだいいから、そこまででどうかということを聞いている。
産業建設課長	これを交付決定しておりますので、内容は認めて、交付決定をしたということでございます。
10番議員	交付決定で助成金を交付したという時点までは問題はなかったというふうに、今、課長の答弁でも、私はそうだったというふうに認識します。それで、今、話し始めましたけど、その後があるわけですよ。それで、ぜひその後の説明ですが、補助金の返還までの対応を、行政としてね、どういう対応をしたかということを説明していただきたいんですけども、普通はこれで終わるわけですよ。なぜその後があるかということも含めて、説明をお願いしたいと思います。
産業建設課長	これにつきましては、支払いまで完了しておりますので、その後、令和2年8月7日に議会の全員協議会がございます。その中で、議員さんからこの件について不備があるのではとの意見をいただきまして、担当としますれば、これについて内容を再度調査して確認をする、その必要を認めたので、その後、申請者、施工者からヒアリングを行わせていただいたということでございます。
10番議員	補助金返還まで説明して。

産業建設課長	そして、そのヒアリングの結果、添付されている領収書の部分ですけれども、実際に支払いの行われていない領収書だったことが確認されたということでございます。そして、9月の定例会でその内容を報告しておりまして、ご承知のこととは思いますが、このような手続です。そして、その後、やはり不適切であるということとを判断しまして、返還の請求を行ったということでございます。資料つづりの6ページに、10条に交付決定の取消し及び返還という条項がございます。これに基づいて返還請求をさせていただいたということでございます。以上です。
10番議員	今、補助金返還を請求して、してもらったというところまで説明をしていたんですけども、その前にちょっと説明してもらいたいんですけども、何が問題だったのかと。8月7日の全員協議会で、ただいまね、議員から再調査をとという話があったということで調査をしたということですけども、議員は、民泊の社長は誰だか分からないけども、本当に適正に申請をして、申請どおりに活動しているかと、商売をやっているのかということとを議員は言われたわけですね。それで、皆さん、聞き取りという形ですか、何ですか、再調査をされたということですけども、ここで議員が言った、適正に申請をして、申請どおりに活動しているかどうかと、この部分は、実際に町がこの事業を受け入れた中でね、不正があったのかどうかという点を伺いたいんですけども。
産業建設課長	ヒアリングの中では、実績報告書の添付書類に従いまして、一通り、一通りと言いますのは、工事を実施した時期ですとか、それから、今おっしゃいましたような、利用の実績、そういったものについてもヒアリングをさせていただきました。そして、支払い、工事金の支払いの関係、これについても、もちろんヒアリングをした中で、領収書の日付の時点で実際には支払いが全て完了していないことが分かりまして、そこの部分が不備だったということが判明しました。以上です。
10番議員	だから、何が問題だったのかと。議会でも辞職勧告決議をしたわけでありまして、最大の原因がやっぱり虚偽の領収書で申請をしたという結論を議会は出したわけであり、社会的にも虚偽の領収書では通用しないことは世の常識であるわけですから、私は、だから、今度の件で一番の問題は、領収書が正確でなかったという、一番は領収書が悪いんだというのが結論だと私は思うんです。議会もそういう認識だったと私は思っています。 そこで、虚偽の領収書を補助金申請に使用したので、要綱にのっとって、補助金返還命令をしたということですよ。9月8日の全員協議会で、井上議員

	から、井上建設として補助金の交付申請から実績報告書、補助金交付申請書まで委任を受けたと、本人の承諾はもちろんいただきながら、事務処理を行ったという発言があったわけですよ。行政として、こうした虚偽の領収書を発行した井上建設に対して、何か指導はされたのかどうかと、こういうことはやはり前例になりますからね。やはりそれなりの指導は、住民の皆さんにも分かり、二度とこういうことがないようにということで、きちんと指導すべきだと思いますけども、何かされたのでしょうか。
産業建設課長	お答えいたします。委任状、確かに委任状が添付されていたのも事実でございます。ただ、町側と直接やり取りしている、やはり申請者とやり取りをしまして、窓口の方にも来ております。そういう関係がありまして、実際に全てを全く委任されたということであれば、それも申請者の代理人ということで当然の事務手続になると思うんですけれども、それは事務の委任ということですので、このお金、金銭関係については申請者に対して返還をお願いする、そういうことは申請者に対して行うことができると思われます。町は、申請者が施工者に対して依頼したわけございまして、直接、その施工者は町との関連という面で見ますれば、直接やり取りはないわけございまして。あくまでも申請者が選任した工事者ということでありますので、町側から直接何かをする、そういうことはしてございません。以上です。 その後の、事後の関係ですけれども、施工者の方から、確約ということで、町関係のこの店舗新築等助成事業、それから、住宅リフォーム助成事業等の仕事については、以後、請負を、委任を受けない、そういうような内容のものを自主的に頂きましたので、それに町側としての判断は、これによって一定の制裁といいますか、罰則に値するものと受け取って、それを受理しました。期間は令和3年3月までということでございます。以上です。
10番議員	本人が自主的に、業者さんが自主的に、令和3年3月までは町のこういった関係の仕事は受けないというふうにしてきたから、町はそれを受理したという説明ですけども、そういうことだということで、文書か何かあるわけですか、あるようでしたら、また資料を出していただいて、私の認識が間違っているかないかという点を改めて確認したいと思います。
産業建設課長	じゃ、資料の提出につきましては、また、相談の上、検討させていただきます。
10番議員	あるんですか、資料は。
産業建設課長	確約書というものがございます。

10番議員	私はね、小海町のこれだけの事業の中で大問題になったわけですよ。議員は辞職勧告までされた大きな事件ですよ。その一番の原因が不正の領収書なんですよ。それを確約書として出したということですから、それは本人の姿勢だと思いますけども、やはり行政として、これが前例になるということであれば、やはり私は行政からきちんとした処置をすべきだというふうに思います。資料は相談してなんていう、人に見せられないような確約書なら、行政としてしっかり処置をお願いしたいと。町長、いろいろの意見の中には、百四十何万返しゃ、それでいいだかと、確約書出しゃ、それでいいだかと、こういう意見だってあるんですよ。だから、やはり私は、先ほども言いましたけども、決して、私は井上建設ともお友達ですし、私の家も修繕してもらいましたよ。そういう仲ではありますけども、間違ったことをしたならば、それはきちんと処理をすると、行政として主体的に処理をするというふうにしないと、これからの先のこういった不正のような事件がまたまた起きるかもしれない。そういうことからしても、だから行政がしっかりと対応すべきだということを改めて申したいと思いますけども、町長のお考えを伺いたいと思います。
町 長	ただいまの罰則につきましては、私と課長等々と副町長含めた中で相談がございました。そういう中で、町の指名停止いうことを考えたわけですが、指名願いが出ていないということですのでどうしようかと言っていた矢先に、当人からそういう申出があったということで、これは、じゃ、もうそれ以上のことは望まないということで、私も来た確約書の確認をし、判を押して、係のほうへ戻してあります。したがって、一つの罰といいますか、それは、行政として与えるべきものは与えなきゃいけないという認識がございましたので、そういう相談をしていたところ、井上建設さんのほうからそういうものが出ましたので、受理いたしました。以上です。
10番議員	私は、議会への今の確約書を提出していただくということを議長にお願いしたいと思います。
議 長	提出できますか。
産業建設課 長	できます。
議 長	いつ、できますか。
産業建設課 長	コピーでよろしいでしょうか。 じゃ、はい、今、させていただきます。
議 長	今、今出すってことですか。

10番議員	いいよ、休憩になってからでいいよ。
議 長	休憩取りますか。
10番議員	いい、いい。
議 長	いいですか。
10番議員	後でいいですよ、出してもらえれば。
議 長	じゃ、質問の終わった後、出してください。
10番議員	ぜひそのようにお願いしたいと思います。 それで、問題はこれからの対応と、不正の領収書は絶対に許されないと、こういうことを前提に私は議論をしていきたいと思います。 それで、おかしい話だと言われる方が町長、いるんですよ。助成事業が最初の申請書どおりに行われたと、役場の皆さんが、職員の皆さんが確認されて、上司の決裁もされたらうに、補助金返還だと、何ともおかしい話だと言われる方がございます。それで、この問題を町はどう町民に説明するのかなと思っていたら、今日コピーでお願いしました役場からのお知らせ第523号の補助金返還についてというのが出ました。ぜひ、資料の説明をお願いしたいわけでありますけども。
産業建設課 長	資料つづりの8ページをお願いいたします。店舗新築等助成事業についてということで、制度の当初からの利用状況等、上段は掲載されています。この制度についても、当初はリフォームだったというところ、また、当初は上限100万、それが変わってきている、そういうこともございまして、内容をお知らせする必要があるということと、下段ですけれども、町側としての事実の広報、そういったものを新聞等だけではなく、発しなければいけない、ということで内容を掲載させていただきました。文面については特別読みませんが、いずれ……
10番議員	読んで、時間あるから。
産業建設課 長	そうですか、はい、じゃ、下段。令和元年度助成事業において、助成金の返還命令を実施した案件が1件発生しました。町の調査及び申請者への聴取の結果、実績報告書兼補助金交付請求書に添付された領収書の写しが虚偽のものであることが判明したため、補助金の返還命令を行いました。当町は、不服申立ての機会、手続を教示した上で、申請人に対し返還命令を発しておりますが、申請人からは特に不服申立てはなされず、当該補助金全額の返還を受けております。本件補助金は、工事の完成及び対象工事費全額の支払いが完了していることを条件として支給されるものです。現地調査により、町は申請された工事の完了を確認しましたが、交付請求時点において工事費を完済

	しておらず、工事費全額の支払いが完了したとの虚偽の領収書を本件補助金申請に使用したことは看過し難い重大な事態であると認識しております。なお、申請人が事後に工事費の支払いを完了した事情があるにせよ、規則に違反する補助金の交付請求でした。今後、このような事例が起きないように、要綱の見直し、より丁寧な申請手続の説明、確認の実施などを検討しております。本件事案の発生により、補助金の活用、申請が委縮してしまうことは、町として望むところではございません。助成希望者の店舗等の皆様には、より分かりやすく、利用しやすい助成事業にし、店舗の魅力向上、誘客力向上につながるように、助成事業の活発化を目指してまいります。以上です。
10番議員	ただいま役場からのお知らせを読んでいただいて、補助金返還についての町の対応を資料を読んでいただいて、説明していただいたんですけども、私がまず気になったのは、6行目ぐらいのところですかね、「本件補助金は工事の完成及び対象工事費全額の支払いが完了していることを条件として支給されるものです。」と、この行がうんと苦になって、本会議でも町長と議論させてもらったんですけども、今度、私のほうで説明させていただきたいんですけども、資料つづりの6ページ、第7条ですけども、事業実績報告という中の（2）番でありますけども、助成対象工事の請求書、または領収書、またはその写し、ここを読むと、無理に領収書でなくもいいというふうに読み取れるわけですよ、この文を読むとね。そうすると、助成対象工事の請求書をもし出されれば、条件として支給されるということが成り立たないというふうに私は思ったんです。それで、この本会議で議論をした中で、いや、別の書類があるんだということと言われて、書類を出してもらったと。7条の2行目の括弧書きの中に様式第3号と、以下、実績報告書というということで右側に、7ページにその実績報告書があるんですけども、添付書類という中に補助対象工事の領収書の写しと、領収書の写しだけを出せということになれば、この役場からのお知らせの文章のとおりなんですよね。全額払っていないと、正しい領収書は出せないということですから。そこで、私は、この要綱と様式3号が何で理解が二重にできるような形になっているのかという説明をお願いしたいんですけども。
産業建設課長	一見して食い違って確認ができるということですけども、支払いは、現金で行われる場合もありますが、振込の場合もあると思います。金融機関の振込書には金額だけが記載され、金融機関の領収印が押されるということになります。これでは内容は分からないということで、請求書の場合には内容が記載されることが多いと認識しております。このセットであれば、支払いの

	確認、そういうことも可能だろうというふうに、これは当時のことを推測ということでございますが、そういう判断をしております。いずれにしても、今おっしゃられるように、この2つを見比べると分かりにくい、そういう記載にはなってしまいます。ただ、申請者の方々、または相談者の方々には、このような要綱で説明することはほぼなく、申請の様式、こういうものをお示しして、一番最初には交付申請をしてください、添付書類はこれらですというような説明をしておりますので、これまで申請者の皆様方に、このことについて特別質問があったかと、これについての問題が生じたとか、そういうことはございませんでした。以上です。
10番議員	28年でしたっけね、この事業が始まったのは。それで、その前に住宅リフォームの助成事業というのが平成、たしか23年だったと思うんですけども、町が初めて、住宅改修やリフォームに対しての補助金を出したと。事業費の20%、最高20万円という事業が23年度から始まったんですけども、そのときの様式を見ると、町長もご存じだと思うんですけども、この要綱どおりになっているわけですよ。それで、この店舗改修から変わったという経過だということを私は今度知ったんですけども。 ちょっと話ずれますけども、町長、この要綱だとか、支給実績だとか、こういうのが我々は調べようがねえだよね。例規集にも載っていないし、ホームページにも載っていないということですから、ぜひ町民の皆さんにも見てもらえるようにホームページに載せていただきたいと。これは産建だけじゃねえわと、町民課の関係だって、町独自でうんといろいろいい制度をやっているんだけど、なかなかホームページに載っていないと。だから、全課を挙げて、やはりせつかく町がやっているそういうことは、町民の皆さんも見れるようにということを、ちょっと話はそれましたけども、お願いしておきたいというふうに思います。それで、対象工事費の支払い、これも町長、確かに重要だと思うんですよ。それで、例えば資金が300万しか準備できないお店の方が、200万円の助成があれば、500万円の事業になるんですよ。今度は5割ですから、250万で上限200万なら、今度は町長200万にしたでね、今年度からさ、こういう仕事が私はできるようになると思うんですよ。ですから、最初から、満額払っていなきゃ駄目だなんていうやり方をすると、300万しか資金できない人は、300万の仕事しかできないわけですよ。私はそういうことを考慮に入れて、もう少し、ちょっと検討していただきたいというのが1点。それから、それよりも、町、行政がチェックしなきゃならんのは、工事の計画と工事費の見積り。先ほど挙げた300万円、あるいは500万円の工事

	費が適正かどうかと、こういうことを私は見極めなきゃならんというのが役場の皆さんの、私は大きな仕事だと思うんですよ。入札でやるわけじゃねえわけだからね。業者さんと施主さんで話合いの中でやっていく仕事だから。やはりこれをしっかりと担保しなければ、この助成事業は、私は真に生かされたものにならないと思うんですよ。それで、聞くところによりますと、県や大きな市では建築課というのがあって、その中には設計士さんもおられると。小海町は建築係もないんですよ。この4月から、先ほども言いましたように、助成金が事業費の50%、限度額200万というまで引き上げられたわけですから、一層、助成の対象事業費が適正なのかどうかという検査の在り方、体制を整える必要があると私は思うんですけども、町長、そこら辺が町民に信頼される行政だというふうに私は思うんですけども、体制を整えるというようなこと、考えていただけないでしょうか。
町 長	井出議員のおっしゃるとおりだと思います。したがって、今までは、私も見積りを見れば、しっかり分かるわけですし、定款の処理とか、そういうものをしていたのは2、3注意しました。あるいは、これはちょっと差し戻すというものもございましたけれども、基本は、町民を、そして施工人を心から信頼しての施策ではないかというふうに思います。見積りの見極めについての合否、あるいは適正かというものに関しては、一考させていただきまして、考えさせていただきます。
10番議員	ちょっとあまり私、言いたくないんですけども、やはり今回の問題は、総務課長言われたわけ、プランなんかねえじゃねえかと、ある議員は言ったわけ、本当に商売やって、本当にそれだけ金かけてやっていのかと、中には、領収書は百四十何万だって言ったって、実際にはもらった工事費120万じゃねえのかと、こういうことを言われる住民の皆さんがまだまだいるわけですよ。だから私はやはり、さっきの総務課長のプランの話だって、渡辺議員は守秘義務を問題にしているけども、私は、そういうのでさえこれまで許可しちゃっているというところにやっぱり住民の信頼を損なう側面があったと思うんですよ。町長、業者だから、私も見たと言うけど、町長やりや、また付度があったなんてつまらねえこと言われりゃいけねえから、やはりしかるべき人に、事業の規模や、そういうものにのっとった場合には、しかるべき人にちゃんとチェックをしていただくというようなことを私はしっかり考察していただく。それから、事業が本当に健全に進んで、より商店などの皆さんが希望を持って事業をできるように、領収書が100%払ってなきゃ駄目だ、領収書はもちろん払ってなきゃいけないけど、申請時に100%払って

	いなきや駄目だなんていうことでなくて、先ほども言いましたけども、300万の資金のある人は、町から200万来りゃ、500万の事業できるんですから、やはりそういった部分こそしっかりと見極めて、行政を進めていっていただきたいと、住民の信頼を得られるような行政をやっていただきたいということを改めてお願いしたいわけですけども、いかがでしょう。
町 長	今回、一番この問題になったのは領収書の問題でございます。それは、領収書の意味というものを研究させていただきました。それは、どこに問い合わせても、それから法律的にも、経理的にも、全額払っていなければ、領収書としての体はなさないということで、この書類の不備というところで返還をお願いしたということでございます。それから、それは、経緯はお分かりのことだと思いますんで、先ほど申しました、200万円までのキャパシティ、どこにあるのかということで、希望の事業が遂行できないんじゃないかというお考えだと思います。そういったものについても、これは先ほども申したとおり、私は、町民の皆さん、あるいは施工者を信用しておりますので、そういった中で検討をさせていただきたいというふうに思います。
10番議員	今回は、この町、私は、全国見ても、商店や何かに町がこういう助成事業をやっているという自治体は本当にこのくらいだと思うんですよ。そういった意味では、小海町としては、私は先進的な事業だというふうに思います。ぜひ本当に、商店の皆さんもよかったし、町民の皆さんも、やっぱり行政が頑張っていてしっかりとやっていると、それなりの担保も持っているということが見られるように、信毎で9月は5回も新聞報道されたんですけども、やはりいいことで報道されるような、そういう努力を町長、お互いにしようではありませんか。私はそのことを申し上げまして、一般質問を終わりにしたいと思います。
議 長	以上で第10番 井出薫議員質問を終わります。 あと3人の方の質問が残っておりますが、明日の日程の都合もありますので、もう1人、本日のうちに実施したいと思います。 ここで休憩を取りたいと思いますが、なおかつ、5時過ぎると思いますので、5時を過ぎて会議をやることにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。それでは、トイレタイムだけということで、4時45分まで休憩といたします。 (ときに16時39分)

第7番 篠原 伸男 議員

議 長	再開いたします。 (ときに16時45分) 次に第7番 篠原伸男議員の質問を許します。篠原伸男君。
7 番議員	7番 篠原伸男です。実態をつかめないコロナ禍対策に対しまして、町長はじめ、職員の皆さん、大変ご苦労さまをなさっていることだと思います。そして、さらに私、今日、16時45分からの質問ということで、さらにまた、お疲れさまですと申し上げておきまして、質問をさせていただきます。ローマ字にしたときに、頭文字を取って、5Sという標語が産業界ではおなじみの活動だそうです。その5Sは、整理、整頓、清掃、生活、しつけ、または指導のことだそうです。いろいろなものは排除する整理、最近、判この不要が論じられておりますが、前例にこだわらず、時代に適した行政手続を研究し、無駄を省くこと、後日、委員会だと答弁せずに、必要なものはすぐ出せるように整頓しておくこと、きれいにする清掃や汚れのない状態を保つ清潔は大きな問題であります。国政を見れば、元の農林大臣が卵業者から不正な金をもらったり、夫婦による参議院議員の選挙の買収事件や桜を見る会の前夜祭が改めて問題化してきております。政治というものは常にクリーンで公平でなければ、納税者の国民は納得しないものであります。我が小海町においても、町長はじめとする特別職や私たち議会議員、役場職員は、町民に不正と思われるようなことは絶対にしてはならないのであります。そして、ルール遵守を習慣づけるしつけ、指導。前回の一般質問で私はガバナンスを取り上げましたが、行政は公平無私が基本でございます。職階制の組織である以上、上司は常に指示、命令、監督をゆめゆめ怠ってはいけないと思っております。この5Sは、産業界だけではなく、行政においても活動の礎としていくことが肝要だと私は思っております。さて、前置きが長くなりましたが、通告に従いまして一般質問をいたします。黒澤町長は、「元気な小海町をつくる」を公約にして、就任されました。そして、就任し、挑戦・新鮮・実行をキーワードに政策をなされてきたと思いますが、また、職員には就任の挨拶のときに、職員に対して5か条を提示されまして、徹底されていきたいと思いますと述べられております。そういった観点から、特に力を入れてなされた政策は何でありましょうか。また、その効果はいかがでしょうか、お尋ねいたします。
町 長	私は、平成30年3月6日告示の小海町長選に意を決して出馬をいたしました。

	そして、3月26日に初登庁して以来、先ほど篠原議員のおっしゃった、挑戦・新鮮・実行、これを掲げて、町長に就任させていただきました。そして、私がまず、職員の皆様をお願いしたのは、この明るく、平和な小海町をもっとやる気を持ってやろうじゃないかということで、職員の皆様をお願いしているのは、とにかくやる気を出そうと、そして元気になろうということをお願いしてまいりました。その中で今、実績というお話ですので、かいつまんで私のほうから、報告を含めた中で話させていただきます。 まず、総務関係では、「憩うまちこうみ」、平成31年2月15日に東京におけるシンポジウムを長野県知事、C・W・ニコルさん、協会けんぽ理事長等々のご参加により、活性化に向け、大きなきっかけをつくることができました。それから、チャレンジ支援事業、令和1年分ということで17件、令和2年度現で8件と、25件ということでございます。それから、雇用定住促進住宅、新田住宅ですが、8戸の建設をいたしました。そして、先ほど来出ておりますとおり、8戸全部、入居が即決まり、大変好評のようでございます。それから、大畑団地の町営住宅を解体し、造成し、それも有坂議員から本日出ましたけれども、3区画の造成とミニ公園造成ということを行いました。それから、移動販売車を商工会とともに始めまして、34地区のうち、21地区、2施設、それから、北相木村のほうへも販売を行っております。また、大田団地も18区画が売れたということで、残り1区画となっております。それから、憩うまちこうみ事業は、12の企業と提携をすることができ、現在も事業の推進に当たっております。セラピストは全員小海町のセラピストということで、これもまた好評を得ております。それから、大きな買物であります、役場のこの敷地の購入をいたしました。念願でありましたが、1億6,596万8,000円ということで、議会でお認めいただき、農協とも合意をし、購入をいたしました、それから、河川監視カメラということで、災害時の予防ということで、2か所に設置いたしました。また、佐久穂町との同盟協定を締結し、この締結の中で、観光、イベント、災害等で協力をするということでございます。その中で、私の選挙の公約でもありました、道の駅と、それから高速バスの発着所の計画は、現在、八千穂高原インター下りたところに工事用のテトラポットがいっぱい置いてありますが、あの場所ですが、そちらへ、私は当初、本間の下へ考えていたわけですが、八千穂、佐久穂町があそこに道の駅の認定を受けたということで、私どもがお願い申し上げまして、佐久穂町と一緒に、その道の駅を進めていくということで、その中に高速バスの発着所というリクエストもしてございます。
--	--

	それから、町民子育て、社協の件ですが、タクシー利用助成事業の充実ということで、運転免許自主返納の皆様等への事業の充実ということで、交通弱者対策に大きく効果があったと思います。それから、人間ドック・脳ドック補助、対象者の拡大ということで、町民全員を対象にし、予防が大切であるということを訴えてまいりました。元気高齢者応援事業ということで、令和元年から行っておりますが、85歳以上の健康増進に係る事業でございますが、介護予防等々に効果が出ておると思っております。それから、次になりますが、宅老所なごみ移転新築ということで、令和元年4月から運営を開始し、地域密着型通所介護施設として、利用者も社協職員も利便性の向上があったということを伺っております。 続きまして、産業建設の関係なんですが、雇用定住促進事業の拡充ということで、奨学金関係を3年から5年に延ばしております。令和2年10月現在、54件あります。それから、指定管理、レストハウスふるさとの件と農産物加工直売所を指定管理といたしました。これは、現在、どちらの施設もそうなんですが、地域の皆さんのニーズに応えるべく、そして、働いている皆さんが元気になって、そして、自分のことだということでその経営をしていただくと、そして、町の負担が幾らかでも少なくなるようにということで行いましたが、両施設ともよく頑張ってもらっていると思います。次に、中部横断道八千穂高原インターの開通がありまして、私はお祝いだけ出させてもらうという大変役得だったんですが、これも大変便利になり、交流人口が増えているというところであろうかと思います。また、台風19号に被災し、令和元年10月12日から13日ですが、小海町では初めての避難をしたということで、200名弱、この庁舎と、それから総合センターに避難所を開設し、そして、その成果といいますか、も含めた中で、9月6日に総合防災訓練を行ったということでございます。また、防災訓練はコロナ禍ということで、役場職員と関係者だけで行ったということでございますけれども、助け合いマップ等々含めた中で、さらなる拡充をしていきたいということで行いました。それから、松原湖遊歩道整備でございますが、国定公園内整備で憩うまちこうみ事業等での活用が見込まれております。 教育委員会でございますが、奨学金返済支援事業新設、令和元年からですが、11名の申込みがありました。また、通学路防犯カメラ設置ということで、令和元年開始、15か所を設置しております。大学進学等支援給付事業創設ということで、33名、経済的な支援をできたと思います。また、教育の情報化、電子黒板、タブレットの整備、また、エアコンの各教室、特別企教室、これ
--	--

	は、中学校、小学校ともにでございますが、素早い対応で、これも他町村に先駆けてできたというふうに思っております。また、前年といたしまして、やすらぎ園、保育所等々にもエアコンの設備が整い、快適にその中で作業ができるというふうに思っております。また、新型コロナ対策といたしまして、国の交付金、約2億4,000万を活用し、コロナ対策の事業の実施をし、30弱の施策を行いました。 それから、職員採用でございますけれども、令和元年4月には5名採用、再任用2名と。令和2年度、職員新規採用6名、森林アドバイザー1名、協力隊2名という職員を迎えまして、事業に当たっているところです。主なところをかいっつまんで説明申し上げました。以上でございます。
7 番議員	改めて聞きますと、2年半経過の中で、数多くの大変すばらしくなされてきたんではないかなと私は思っておるところでございます。役場の常識は非常識だというような中で、町長、速やかな対応というものは私はすばらしいものだというふうに思っております。今挙げられたの、三十幾つかありますけれども、全部についてはなかなか全てお聞きできませんので、そのうちの幾つかについてお尋ねさせていただきたいと思います。 憩うまちこうみ事業ということでございますが、先般、信金との提携で12社ということで、それがまた、全国レベルのところに広がっていく可能性もあるということで、なかなか、新井町政のときにたしか種はまきましたけど、黒澤町政になりまして、大きなイベントをやりながら、東京でも開催し、それが今、花になってきているのではないかと。そして、私自身が思うのは、この憩うまちこうみ事業、今、大きな花も咲きつつありますけど、今度は収穫する実、この憩うまちこうみを今後、どのように発展させていくか。先般、決算のときに頂いた資料だけだと、人数的なものも分かりませんし、企業名も入ってはおりませんでしたけど、あれだけの企業が来て、表立った数字で550万ほどの投資というものがあるわけでございますので、町長自身は、憩うまちこうみ事業、今後はどのような方向に向けていくか、お尋ねいたします。
町 長	憩うまちこうみ事業につきましては、自立ということを最終的に目指しておるわけですが、提携12社の皆様、どの企業も健全・健康経営の徹底ということで、大変すばらしい会社でございます。その皆さんとの交流と、あるいは、町からのサービスは何にも代え難いものだ、私は信念として思っております。そういう中で、今後、今、さとゆめの小松さん、来年1月いっぱい任期切れということで、中野玲子さんが今、引継ぎをしているわけな

	んですが、先日のプレゼンも非常にすばらしくでき、期待しているところでございます。行く先、その自立した1つの形の中で経営ができるよう、目指しているところではございますが、それにしても、後2年強でそういうものをつくり上げていかなきゃいけないという中でございますので、職員一丸となって進めていかなければ、これは通じないのではないかと思います。 今年はコロナ禍ということで、非常にブレーキになってしまったわけですが、そんなことを言っているだけでも物事は解決できません。私の信念であります、元気な方法でということを進めていきたいと思っています。何かあるかな。
7 番議員	いいです。
町 長	いいですか。
7 番議員	はい。いつ、この憩うまちこうみ事業、まちづくり協議会というんですか、していって、独立して、自立してやっていくかと、模範としている信濃町では既に独立独歩で動いておるやにも聞いておりまして、それなりに、かなりのまだ、行政でサポートしていかなければ、私はちょっと難しいではないかなと思っております。そして、その中で難しいなと思うのは、この事業によりまして、小海町を訪れる人、あるいは小海町を知る人はもっともって増えてくるでしょう。しかし、それだけでは小海町の、私は経済効果が少ないのではないかと考えているところでございます。2020年度、ですから今年度からですけど、24年度までの5年間、国の地方創生総合戦略は、関係人口拡大を大変重要視しておりまして、そういった自治体、1,000自治体に対しては手厚くフォローしていくようなことを国の発表で出ております。ただ、今年はコロナ禍というようなとんでもないものが起きちゃったものですから、なかなか関係人口というと、町の中でもちょっと待てというような方もいるんじゃないかなと思いますけれども、そういった中で、いろいろ物議を交わしましたが、旧たぬきやさんのところも協定企業のほうからあったらということで、テレワークするようなところも造ったりしました。しかし、今、テレワークというのも大変、経済活動、企業活動には便利だと言われておりますけれども、一方では、家庭に引きこもったり、それから、家庭に引きこもって、鬱になったりとか、あるいは旦那様が毎日いたじやかなわれないというようなことで、家庭的な問題もどうもテレワークの中には含まれてきているようです。確かにリモートワークの中での一番大きな役割はしていると思うんですけど、そういった中で、私が昨年12月に質問させていただきました、リモートワークの中でのワーケーションというものが今かなり、軽井沢はじめとして、各地でやっている。要するにワーク&バケーション、働きながら、

しかも遊びに来て、遊びに来ていて、まだ仕事させられるのかというようなことで反対なされている方もいますけれども、ただ、これからはゆっくりとしたビジネス、仕事というものも大切ということで、これからの働き方の一つとして、私はワーケーションというのが出てくるのではないかなと思うんです。ただ、そういったことを考えたときに、協定企業の皆さんが4つのテーマ、瞑想から始まって、やっていって、旅館等々、あるいは、それからデトックスの料理を食べたりとはいいんですけれども、それよりも今度は、そういった企業が独自で、この憩うまちこうみ事業に参加しなくても、小海に来られるような私はインフラを整備することも必要じゃないかなと思うんです。そうすると、今度は逆に、仕事だけではなくて、家庭の家族を連れだりとか、友人たちと小海へ行ってみようじゃないかと、小海はいいところだよというようなことにもなるんではないかと思うんですけれども、しかし、それには、正直言って、先ほどこちょっと旅館のことについていろいろなことありましたけれども、受入れ体制、小海町の今の現状で、そういったものがちょっと、12企業、協定企業からさらに増えていった場合に、やっぱり、憩うまちこうみのときには町のそういったこともいいけれども、今度、全くプライベート的に会社の仲間たちでワーケーションやろうとしたときには、もうちょっとリラックスしたようなところが欲しくなるんじゃないかなと私は思うんですよ。そういったところで、協定企業の利用者の皆さんが使えるような施設、別荘とかですね、例えば特定の別荘を造って、私が昔、開発公社におりましたときに、最後の仕事として別荘を造っていくというときで、当時大反対されました。当時で500万でした。しかし、私のその後を継いだ篠原一彦さんという、今亡くなられた方が大塚商会連れてきて、それをそっくり覆してくれました。やっぱり一つの企業、あるいは協定企業の皆さんがローテーションを組んでやっていければ、これはまた、小海町の違った面での活用ができるんじゃないかと、そして幸いに、やっぱり何だかんだ言ってもリエックスという施設は大きいですが、この辺のところにはないです。ホテルもあり、スキーもあり、ゴルフもできると、テニスもできるというようなところでそういったものを活用する、そして、また、企業によってはサテライトオフィス、こういったものを誘致したりすることによって、私はさらにこの憩うまちこうみというもの、憩うまちこうみ事業というのは、私はもともと一つのきっかけというふうに位置づけておりました。これをもっと町に結びつけてやっていくためには、滞在型の施設というものも町もある程度提供してはいいんじゃないかなと思うんです。もちろん全ての企業が来て、自分たち

	で開発公社の別荘等を使って、建ててくれればありがたいんですけども、町からも、誘客するためにそういったインフラ整備というものについて、町長はどのようにお考えでしょうか。
町 長	篠原議員、ありがたい言葉と私は受け取りました。これは、積極的にやれよという信号を送ってくれたというふうに今、理解いたしました。私は、この町の長として、そういったことは非常に必要ではないかというふうに思います。また、今やパートナーと言ってもいいシャトレゼグループなんですが、大変ありがたく思っております。斬新で確実で、そして、先進的な発想の中で事業をやっておられるということで、非常に我々も見習わなければいけないというところではあるかと思います。非常に心強い激励を受けたというふうにとってもよろしいでしょうかね。また、先ほど出ておりますワーケーション、テレワーク等々につきまして、私も先日、明治大学の川嶋教授とテレワークしました。その中で教授が言っておられたのは、明治大学、今や結構難関なんですが、そこを突破した生徒はまだ1日も大学へ来ていないと。そして、家の中はテレワークの、父、母、弟がテレワークやっていると、うちの中で自分はどこでテレワークやりゃいいかというようなことで悩んでいるということをお聞きしました。このコロナ禍がいつ明けるか、ちょっと私には断言できませんが、そういったときこそ、こういった町ではチャンスではないかというふうに思います。力強い声援と私は解釈いたします。ありがとうございます。
7 番議員	ただ、町長、力強い応援だけじゃ困るんですよ、はっきりやるというふうに言ってもらわないと。そこまでの断言は、もろもろのことがあろうかと思えますけれども、長振があれば、毎月、毎年見直すローリングもありますし、そういったところも開発公社の別荘もあるだろうし、そして、また、あそこには本当にいろいろなものがそろっております。そういう意味では、大変、私は、そういう企業誘致というものが、これからはもうほとんど工場誘致は難しい、それからインバウンドも難しい、これからは、一番関係人口だと、交流人口は、ただ単にこれまでのように自然がきれいだ、空気がきれいだ、水がきれいだなんて、どこへ行ってあるんですよ。それじゃ、ただ単に交流してくるだけで、関係人口にはならないと思うんですよ。小海町に来て、副業をやったっていいじゃないですか、リモートワークで。それから、また、ほかのこともやれるような形の新しい、ぜひ、小海町をつくるような形のことを、第三者機関に移る前に、その方向を町でつけておいてやりませんか、なかなか大変だと思いますんで、お願いしたいと思います。この憩うまちこ

	うみにつきましては、もう1点、私、甚だ疑問に感じているんですけども、ほとんど、これは町の予算を使ってやってきております。先ほどお話がありました、企業人の小松さんもそうだし、さとゆめさんのところも、それから、窓口になっている渉外戦略係もそうであります、しかし、この町の予算をやって、どれだけのものの数字が、私が一般質問したときに550万ほど、それから、あとプラスアルファ、お土産等々にはちょっと分からないがというような報告は受けているんですけども、個人の買っていったお土産等々はいいんですけども、参加する企業に対しては、当然、協定企業からは参加金等々頂いているはずだと思うんです。そういったものに対して、町に何ら報告がない、町に報告がないというより、町民、私たち議会にもそういった説明が一つもないです。町を離れた第三者法人でやっているんでしたら、これは別ですが、現実には、先ほど申したとおり、町の職員が中心になってやっている以上は、協定企業のこの憩うまち事業に関わる費用の出し入れは、ただ単に歳計外現金として扱うのではなくて、総計予算主義の公会計の中、町の予算の中にはっきり入れて、それで、会計報告というものをすべきじゃないんでしょうか。これ、もうかるとかもうからないとか、そんなことは全然別問題です。例えばセラピーやった人にもどのくらい出すだということも誰も知らない、しかし、その人たちに費やしている金、また、セラピストで大阪まで公費で研修に行った人も過去におけるわけですから、そういったものを明朗に出していくべきではないかと。予算に組み入れるのが別でしたら、特別会計でもいいですから、実際にこれだけ入って、これこれこういうところに払った、それから、旅館にはこれだけこう払っていったとかというようなものは明示したほうが後々すっきりするのではないかなと思うんですけども、いかがででしょうか。
総務課長	その件につきましては、以前からもお答えを申し上げているわけですけども、今現在は、それも含めて全てさとゆめの方に委託をしてやっている状況ですので、さとゆめの方で全てお金のほうの管理もやっていただいております。その報告につきましては、渉外戦略係の方へまず、さとゆめから報告がまいりまして、私の方でも収入・支出を確認をして、間違いのないことは確認をしております。必要でありましたら、1年過ぎたところで、また、総収入がどのぐらいで、どこへどういった支払いがあったかということは幾らでもお示しできますので、お願いします。
7 番議員	総務課長、私は何も間違っているなんて一言も言っているわけじゃないんだよね。こういうものは公にしなきゃいけないということ。さとゆめさんだっ

	て、これ、さとゆめさんがさとゆめさんだけの給料でもらっているわけじゃないでしょう。これは、町のほうから企業人として金を出してやっているわけ。ほかにも町にはいろいろな特別会計持っているけれども、やはり町の銭が出てやっているものは、監査なりの対象のときに必ず受けておくべきですよ。必ず、さもないと間違いも出てきますし、それで、別にそれが出たから、赤字だから、黒字だからなんていうことは私はさらさら言わないんです。それは、やっぱりこれだけかかってこれだけだと、そうすると次のステップのときに、今度はもしこれを民間に任せたときにでも、これだけの経費、町がやってきたときにもこれだけだったらこれだけ、指定管理者と同じように補助出したってしょうがないじゃないかなということにも私はつながってくると思いますよ。そういうことでありますので、そんなに差し障りがあるものではないと思いますんで、ぜひそれは出す方向でお願いしたいと思いますが、いかがですか。
総務課長	もちろん先ほど申し上げましたように、全てまとまったところで、1年間まとめたところで、またお出ししたいと思います。損はしておりませんので、損をしないようにやっております。職員の給料と、それから、今、小松、それから、さとゆめに支払っている、そういったものについては、考え方によれば赤字ですけれども、それは投資ということでご理解をいただきたいと思います。
7 番議員	課長、何回も言っているとおり、赤字だ黒字だなんてことはそれはしょうがないことだ、こここのところへきてね。ただ、その中でやっていってみれば、今度は、そういう方法でやってきたことが町民も議会も分かりやすくなってくるわけ。今度はそうやって、今、さとゆめさんの企業人の方がやっているけれども、じゃ、その人件費もどうするだということになってきたら、果たして本当に黒字になるかということも出てくるし、今、渉外戦略係が関わっているが、職員が関わっている人たちの部分の人件費とか、もろもろも出費してくるわけだから、明らかにすべきです。今、事業の発展段階のところで赤字、黒字なんて言っていたら何もできないですよ。それから、事業をやっていくときにも、失敗を恐れていたらできないです。そんなもの1回やって、1回で成功するだったら、民間がみんなとっくにやっていますよ。行政というのはそういうものじゃないでしょう。福祉から含めていって、採算とかいうことじゃなくて、そのために税金を頂いているわけですから、私はそういうことで公にしていきたいというように思います。 続きまして、チャレンジ支援事業についてお尋ねいたします。これも先ほど

	町長申された中で2番目に挙げられました。やはりこれも私はそれなりにいい事業だと思います。ただ、今度私が思いますのに、この事業をどのように町の発展、あるいは特産品づくりに関わっていくかと。決算で見ると、令和元年度では15件の申請がありまして、今年、先ほどお聞きしました、8件ですか、令和2年度、ということできているわけございまして、そのうち、また継続しているところあるかどうかは分かりませんが、そして、特産品開発等に当たっては成果品の提出が義務づけられておりまして、私、9月に質問させていただいたときに、お餅と、それからビールというものを成果品の意味で私の一般質問のところで乗せていただきましたが、これらを町は、申請者とコラボして、とことんこれを町の特産品、あるいは町のものとしてやるというようなお考えはないのでしょうか。さもないと、ただチャレンジでやってきて、いいものは、たとえあれでも町が投資したって、私はつぎ込んでいって、それが長い目で小海町の特産品の一つになるんじゃないかなと。鞍掛豆についても、おそばはこれ、信州の特産品になっちゃいますからね、鞍掛豆にしてもかなり時間はかかってきておりますけれども、こういうチャレンジ支援事業で出てきたものを職員の皆さんの中で精査し、また、第三者を入れてでもいいですから、やっていった中で、これは町のどこかに使えないかなというようなことを検討したことはありますか、あるいはまた、これから検討していくお考えはありますでしょうか。
総務課長	昨年からチャレンジ支援金始めたわけですがけれども、取りあえず昨年2件です、実績が上がってきております。ビールにつきましては、ご存じかどうか、今年につきましてはリンゴのビールを作りまして、比較的評判がいいということで、今売り出しているところです。これにつきましては、ご存じのように、黒澤敦史さんが会社を立ち上げてやっていくということで、このチャレンジ支援事業の一つの成果ではないかというふうに感じております。それから、ごんぼっ葉餅というものにつきましては、もともとの始まりが飯館村でできないものをこちらで作って、そっち持っていくというものでございまして、本来の小海の特産品かということ、そうでもない、それから、今現在、それほど数量もたくさんできていないということと、じゃ、そう言うてはいけないんですけど、それほど売れる商品であるのかどうかなのかなということも見極めた中で、今後考えていかなければならないわけですがけれども、昨年申請された皆さん、今年は申請をされておられませんので、恐らくこれで終わってしまうのかなと。そう言っちゃなんですがけれども、2年、3年やるぞという皆さんに対しては町も一生懸命応援して、それで、いいものができた

	たらコラボして、販売等に協力をしていく、そういうことは幾らでもやりたいと思っているわけですが、今のところそういったものが今現在では出てきていないと。鞍掛豆の豆乳を使ったプリンの開発ですとか、そういったものも今、お願いをしてやっておるところでございますけれども、それもまだ今、開発途中ということですので、これもできてくれば、今、篠原議員おっしゃったような形で町も一生懸命応援をしながら、町の特産品として育てていきたいというふうには考えております。以上です。
7 番議員	チャレンジ支援事業、黒澤さん、この間も新聞にも出ていましたし、何か、なかなかあの資産家だから、それはそれでできるかもしれませんが、全てが全てそういうわけじゃありませんし、決して資産家だからやるというものじゃないと思います。なかなか、夫婦でコンビ組んで、うまくやっているんじゃないかなと思いますし、チャレンジ支援事業も申請者が出てきて、補助申請をしてきて、町もこれはいいいということで認めて、チャレンジ支援事業というものを、補助を最終的に終わったときに出すんですから、その辺のところをよくチェックしながらやっていきまさんと、ただ1年ぽっきりとか何だかんだってやっていると、ただ単なるばらまき行政ということになってしまいますんで、やる気が起きてきた人がいつ、あるいは町外から来た人でも、あっ、こんな制度があるんだということで取り組むようになりましたら、ぜひぜひ、私は積極的に取り組んでいただきたいというように思います。 さて、今年はCOVID-19、いわゆるコロナ禍で世界中が未曾有な体験をしております、どうにもならない、いろいろな状態が、現象が起きている最中ではありますが、しかし、ワクチンが開発されたやにも聞いておまして、いつまでもこのコロナというものが我々のところをあれしているわけではないと思うんです。もう既に町でもそうだと思いますけれども、町、コロナを終わった後のまちづくりをどうするかと、今年はほとんど地方創生の臨時交付金で、元気の出るまちづくりというところに、職員の皆さん、町長はじめとして、一丸となって取り組んでいったと思いますが、そういった中で、コロナの後、この後、これは何もコロナがあったからなかったからというわけじゃないんですけれども、町長のこれからの政策というもので、これはちょっと重点を置いてやっていきたいということの重点のあるものを、全部でなくていいですから、時間がないものですから、数少ないところでひとつよろしく願いいたします。
町 長	今回、コロナウイルスということで、私なりに大変勉強になりました。それ

	はワクチンの開発であります。アメリカの大手製薬会社は開発できたということですが、その会社の総売上は6兆円以上ということで、開発費もそれなりにかけられているかと思います。しかし、日本では第一三共ですか、が八千数百億でトップでございます。したがって開発費はその何分の幾つしかかけられないというのが実情であります。だからこそ、やはり日本政府はそこに投資して、していると思いますけれども、成果の出るようなことをやれたらというふうに思っております。今後ということではございますが、何といってもこのコロナの騒動が収まるといいですか、終息が見えなければ、ちょっと何とも言えないところというのは正直なところでございますが、長期振興計画、ローリングの中で私がお示したものの、それは全てにわたってやっていきたいというところでございます。ご理解のほどをよろしくお願い致します。
7 番議員	先ほど30近く挙げたから、今度は半分の15ぐらい挙げるかなと思いましたが、それはさておきまして、実施計画を頂いて、私も見させていただいた中で、私なりきに今後、小海町にとっていって、難しい面もあるかもしれませんが、可能性のあるものの一、二、申し上げたいと思います。 1つはブドウ栽培でございます。新しい取組として、今まで高原野菜とか、そういったものに取り組んでくる中、こういうものを新たに取り入れてやっていくということは、それなりにチャレンジの精神があって、私はいいいじゃないかなと思いますが、しかし、計画の全体が全くまだ見えません。これからそれを策定していくかどうかは知りませんが、今度の実施計画見ると、調査、調査、最後へいって補助金というようなことで育成というような形に載っているわけでございますし、以前頂いた資料では、栽培者募集及び説明を令和3年度に向けて2年度中に実施ということを聞いておりますが、その辺の状況はいかがでしょうか。
総務課長	今年度、お1人の方に1反歩ほど試験栽培をお願いしたわけでございます。来年、令和3年、令和4年、調査、調査ということで長振の中ではローリングさせていただいておりますけれども、これから、実際には、今年以外の方ではほかの場所で挑戦していただける方を募りまして、来年以降、試験栽培をしていただくと。私の考えなんですけれども、取りあえず1つは親沢でやりましたので、今度は、市ノ沢なり、笠原なり、あの辺りで挑戦していただける方をちょっと探したいなと。それから、ちょっとどうかと思うんですけれども、西山、要するに八ヶ岳の斜面に関しましては、なかなか挑戦するのに勇気があることだなと。というのは、平均気温が、例えば松原と親沢って標高的に

	はほぼ同じぐらいなんですけれども、多分私の感覚からすると、冬の気温が3度から4度ぐらいは違うだろうなということで、この親沢の栽培状況を見ながら、それでも西山のほうでもできるかどうか、そういったことも研究しながら、栽培可能地を広げていって、3年目からは、できたら、チャレンジしていただいた皆さんにもうちちょっと面積を広げられるような補助をして、産地化を図っていければというふうに考えております。
7 番議員	そうすると、令和3年に向けて、令和2年に説明するということはなかなかまだ難しかったと、そういうふうに……、やったの。
総務課長	やります、やります。
7 番議員	今からやるわけ、後残り少ないよ。それはいいけれども、そういうことでぜひ、進めていてもらいたいと思うんです。 そこで、私は、今度、親沢の土地を選んだということについては、東御市の企業の方ですか、が来て、選定してくれたように報告受けているんですけども、確かにそうだね。そういう中で、ただこれから、自治体が一つのこういう農業とか何かを進めていく場合に、大変天候も不順だし、それから、川西、川東でも気温の差、たしか松原と親沢なら200mぐらい標高の違いあるだかい、150くらいか、親沢だったら800、もっとあるだかい、1,100もあるだかい。そういったところの中で、最初、私は、このブドウ畑の事業というものが出てきたときには、特定のところを決めないで、町内の幾つかの地点で実験をやって、やっていくものだと思ったんですけども、それだと効率が悪いかどうか、そういう意味もあるだろうと思いますが、1反歩を借り上げて、そこでやるというようなことを聞いたです。これから進めていくときに、そういうことが間に合うかどうかは分かりませんが、私は今、やっぱり1つの事業を起こすときに、産、産業ですよ、それから官、官庁、それから学、教育機関、産官学の連携というものが私は大きいんじゃないかなと思うんですよ。産業でししたら、町長も知り合いの方が東御市におったりして、企業として、民間企業として取り組んでおるだろうし、商いの仕方も教えてくれるだろうし、また、学、これは、教育機関でやれば研究機関であります。この土壌、この種、どういうものが合うかということも、これは素人目よりもやっぱりそういうところの人たちにタイアップしてやっていく。そして、一番肝心な官、要するに行政、これは銭出さないわけにいかないと思うんですよ、やっぱり。産が経験を出してくれるなら、学は知恵を出すだろうし、そうすれば、官とすれば、これもお金を出して、地域の発展ということで私はうまくコラボができるんじゃないかなというように思う

ものでありますので、ただ単に特定なところでやるではなくて、希望者ということ、これは希望者手挙げてきたときに、失敗したら誰がその分の今までのものを持つかということにもなってくると思いますので、ある程度、こういう新しい新規事業をやるには、かなり行政も大きく包んでやってやらないと乗ってきませんよ。うまくいけば、その人たちは自分の手柄にするだろうし、うまくいかなければ、全て町が悪いということになれば、町は新しい事業に、私は突っ込むことができないということでもありますので、ぜひ、こちらには信州大学の農学部と言え、相当いろいろなところの研究にも関わっておりますし、また、ほかにもそういう専門があると思いますので、ぜひぜひ、産学官の連携ということも検討していただきたいと思います。

そして、次に、豆腐工場の建設についてお尋ねいたします。あと、時間が僅かでございますので、鞍掛豆というものを、豆腐として町の特産品にしていたいた小山さんご夫婦のお力添えというものは大変、私は大きいものだと思います。そして、また、今年も、来年の6月までは惜しみなく協力をしていただけるというものでありますので、ぜひこの人たちがこの豆腐に関わりに来た、この間、新聞に載っているのを見ますと、午前2時に起きて、午後8時まで手作りの豆腐だというようなことで、特徴あるものを作っているわけでございます。ただ、1度、小山さんと私、お話ししたこともありましたけども、1人じゃなかなか難しいと、9月のときには4人とお聞きしましたのがいつの間にか1人になってしまっていて、今度は1人、昨日からか、来て、今度いずれ3人になるということなものでございますので、この人たちが小山さんのお力添えを決して無にしないような、私は豆腐を、それには、今度、今2か所ほど、先ほど総務課長、候補地を挙げていました。我々9月のとき聞いたときは1,500万って言っていたのが、今度実施計画見たら2,500万になっている。あっという間に1,000万上がったかなと、それはさておきまして、そういったところからいくときにも、豆腐としてやっていくある程度の収支、計算というものも立ててやっていかないと、地域おこし協力隊の人たちが来たときに残れるかと。今、それと同じ問題がやっぱり移動販売車の中にもう出ているのではないかなと思うんです。そういった意味で、行政はいろいろのことをやらなきゃいけないことは当然でありますけれども、しかし緻密な計算は計算として、計画は計画として立てていかないと、それに関わるものは大変だと思うんです、私は。だから、計画行政って言われておりますのは、そういったことでございます。それでブドウ栽培についても、頂きました資料ではクラウドファンディングだとか、企業版ふるさと納税を

	財源というようなことも説明を受けておりますけれども、新規事業に取り組むこと自体は私は賛成でありますけれども、しかし、なかなかまだ母体がしっかりしていないところでクラウドファンディング、企業版のふるさと納税は、これは町ですからいいでしょうけれども、そういったところにおきましてもそうでありますので、どうかこのブドウ栽培とか、それから豆腐工場とか、そういったものには、今まで以上に、どうか緻密な考えで計画を立てて、そして、今回はここまで、次はここまで、次はここまでというようなステップの段階を含んでいって、ぜひぜひ小海町のまちづくりにいそしんでいただきますことを要望いたしまして、私の一般質問は終わります。以上です。
議 長	以上で第7番 篠原伸男議員の質問を終わります。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	本日の一般質問はこれで終了といたします。 なお、2名の方の一般質問を残しておりますので、明日10時から続けて行いますので、お願いをいたします。 その後、現地視察となりますが、服装につきましては、一般質問もありますので、普通の、現在の服装で結構でございます。ただ、外を歩きますので、上に何か持っていったほうがいいんじゃないかと思います。靴につきましては、多分天候が続いておりますので大丈夫だと思いますけれど、心配の方は長靴等を持っていてください、 それでは、以上で本日の会議を散会といたします。ご苦労さまでした。 (ときに17時38分)

令和 2 年 第 4 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 9 日」	
* 開会年月日時	令和 2 年 1 2 月 9 日 午前 1 0 時 0 0 分
* 閉会年月日時	令和 2 年 1 2 月 9 日 午前 1 1 時 0 7 分
* 開会の場所	小 海 町 議 会 議 場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さん、おはようございます。昨日に続き、一般質問を行います。なお、2名の一般質問が残っておりますので、本日、時間により一般質問終了後、全員協議会を開催し、午後の1時から現地視察を行うように変更をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思っております。また、お手元に、昨日の一般質問の中で資料請求のありましたものがお配りしてありますので、見ていただきたいと思います。なお、個人名が入っておりますので、扱いについては十分注意をしていただきたいと思いますので、お願いをいたします。
<u>日程第1 「一般質問」</u>	
議 長	それでは、一般質問を始めます。
<u>第 1 1 番 新津 孝徳 議員</u>	
議 長	第11番 新津孝徳議員の質問を許します。新津孝徳君。
11番議員	第11番 新津孝徳です。議員になって初めての2日目の一般質問をさせていただきます。通告に従いまして、行わせていただきます。 初めに、町の福祉政策、福祉政策といっても大変広い分野でございますけれども、その一部について伺いたいと思っております。よろしく願いいたします。福祉といっても、子供からお年寄りまで、いわゆる町民全体が対象であり、大変幅が広く、内容の濃いことになります。私自身、ふだんの感覚として、小海町には佐久総合病院の分院や診療所があり、本院や医療センターも遠く

	ないところであって、大変便利であると思います。これも福祉の一部と考えているというところもあります。老健こうみやこうみの里、やすらぎ園等も町内にあることが、老後に暮らす人たちにとっては、福祉施設が充実していると考え、安堵の気持ちになる方も多いと思われます。これらは、福祉の中の一部であって、関連する裾野の広い業務がたくさんあるわけです。物すごく内容のある部署であり、個人個人、見方、考え方は違うと思いますが、総称として、小海町の福祉の現状に対する認識について、それと、町のレベルはどうであるかと思っているのかを、まず町長に伺いたいと思います。
町 長	町の福祉ということですが、これは行政の、とにかくまずやらなければいけない業務の一つだと考えており、それにつきましても、我々のやっていることを御理解していただければ、それなりの施策は打っていると思います。細かいことは、また係のほうから説明させていただきますけれども、私といたしましては、できる限りのことはしているということで、他町村にも引けを取らないレベルであるということは認識しております。
11番議員	町長の答えたとおりだとは思いますが、それを聞いて、まずは安心ができるんじゃないかと、そんな気がいたします。たくさんある分野の中で、まず障害者の援助、助成について質問をしたいと思います。国の制度や町の助成もあると思われますが、障害者団体と助成金等について、資料の提出を求めていますので、説明をお願いいたします。
町民課長	おはようございます。お疲れさまでございます。それでは、資料つづりのほう、13ページをお開きいただきたいと思います。 資料請求ありました町から助成を受けている障害者団体一覧と助成金の内訳表ということでございます。町内の障害者団体といたしましては、精神障害者の皆さんによる「しゃくなげ会」それからあゆみ園の卒園者で組織します「つばさの会」知的障害者と肢体不自由者の2つの会が一緒になった「手をつなぐ親の会」という団体がございます。また、下の表は、町からの助成金ということで、2つの事業が予算の中で盛り込まれております。1つは、精神障害者外出支援事業の補助、これは、「しゃくなげ会」に対して外出支援補助ということで、1年間5万円の補助ということで、予算化してございます。令和元年度につきましては、コロナがはやり始めたということで、未実施ということになっておりますが、毎年年度末の2月から3月に実施をしております。令和2年度につきましては、様子を見ながらということになりますが、遠くへ行かずに町内でということも視野に入れて、今のところは実施する予定ということでございます。また、下の重度の障害者の皆さんに対する外出

	支援の補助ということで、「希望の旅」というものの実施についての補助、これも町から10万円ということで予算化して、毎年補助をしております。今年度も町外へ行かず町内のほうで1泊で実施をしているということでございます。以上でございます。
11番議員	ただいま助成金の話を伺いますと、非常にこれだけなのかというような気がするんですけども、やはりこれは国とかそういうところの助成、またはそういう形態に沿ってやっているということで、このくらいの助成金になるということでよろしいでしょうか。
町民課長	団体とか事業に対する補助金というのは、こういうことになりますけれども、平成25年に障害者総合支援法というものが施行されまして、措置から自己の選択へということで、障害者の皆さん、自らの望む地域生活を営むことができるということを目的に、法律が施行されております。この法律による事業、主な給付として、自立支援給付事業ということで様々なメニューがございまして、定率で国・県の負担が4分の3、町が4分の1といったことで、多くのメニューでそういった面からの補助をしているということが実態でございます。
11番議員	それでは、近隣町村との施設の共用等もあつたりするとは思いますが、対応については、統一されているというような見方でよろしいのでしょうか。
町民課長	障害者への援助、助成についてということですが、どこの市町村でも、ほぼこの法律に基づいた給付事業を行っているということでございますが、総合支援法による障害者への福祉サービスということでは、先ほど申し上げた自立支援給付、それから地域生活支援事業という2つの大きなくりがございまして、小海町の場合は、自立支援給付を実施しているという内容でございます。日常生活関連の支援としましては、福祉医療制度もあるわけでございますけれども、障害者に対して住宅改修の補助、それから補装具、日常生活用具の給付、また、交通関連の支援としましては、町内町営バス運賃の割引など、そのほかにも障害のある方を支援する施策というものは、市町村によって若干異なる部分はあるかと思いますけれども、数多い事業がございまして、以上です。
11番議員	今日ここに障害者への援助、助成について質問をいたしましたのは、半年くらい前から私、町民課の係の皆さんと相談をしてきたわけでありまして、その中で、なかなか返事が来なかったということで、ということは、返事しづらいのかなという、そういうことから、この一般質問に今、及んでい

	るわけであります。私がここで今日伺おうと思ったのは、当時、私に、南牧村にある「すみれ会」という通所施設のことで、ある人から話がありまして、小海町からも2人の方が通所しているとの話があり、その中で、細かいことですが、近隣町村の中で小海町だけが交通費を個人負担している、どういうことだという内容でした。私は、守秘義務的観点からも、私個人的には調査はしておりません。誰が行っているのかも知りませんが、この辺のところは、町ではどの程度まで把握しているかお聞きしたいと思います。
町民課長	御質問の南牧村のすみれ会さんのほうへの交通費という内容でございます。おっしゃるとおり、小海町からは2名通っております。就労支援のB型ということで、小海町から2名。小海町につきましては、町内にはあーと工房ポッポがやはり就労Bの施設ということでございまして、そちらへも7名から8名行っておりますし、また、ひまわりにつきましては、地域活動支援センターということで、日中活動の支援ということになりますけれども、内容的に就労Bと同等の活動をしている方も10名以上おられるということがございます。 御指摘の他町村、例えば両相木村とかですと、村内にそういった施設はないという状況でございまして、そちらの村では、先ほど言った自立支援給付以外の地域生活支援事業という事業の中で、通所サポート事業ということで、障害者の皆さん等が村外の、村の外の通所施設に通所する際に鉄道を使用した場合の交通費の一部補助ということを行っている村もございまして、小海の場合は、町外、それから町内、それぞれの施設もあるということでございます。そちらのほうのバランスも考慮した中で対応していく必要があるということで、ちょっと補助の対応は、現在検討中というようなことになっておりますが、またバランス等十分考慮して、検討を早急に進めてまいりたいというふうに思います。よろしくお願いします。
11番議員	ただいま町民課長から説明のあったとおり、やはり各町村で対応が違っていると、それはそういういろんな状況があるということで、よく分かりました。私に言った方も、そういう事情は分からないで、多分言っているということで理解し、これからまた話をしていきたいと思っております。 ですけれども、先ほども申しましたように、これが今日に至るまでの間にそういう返事がされなかったという点については、どのようにお考えでしょうか。
町民課長	担当課のほうでの十分な検討が進んでいなかった部分がございますので、申し訳ないと思っております。よろしくお願いします。

11番議員	やはり、先ほどのこの団体の件についてお聞きしましたがけれども、数多くの団体があって、ちょっと対応がという話までは聞いたんですけれども、やはりその辺は、町としての対応がもう一つしっかりしていなかったという点もあるのではないかと。それは福祉に対してという意味じゃございません。その中の話合的なことだと思いますので、また今後ともよろしくお願ひしたいと思います。それで、先ほどこの助成金についての中で、運賃についての割引等という話が出てきましたけれども、今、町民課長も、また検討して下さるといふ話がございました。私は最近、この議会生活の中で、物すごくこの助成事業が進んできている、いろんな意味でね。奨学金の返済支援から始まって子育て支援、助産費、それから多子世帯への支援、タクシー助成は違いますけれども、いろんな意味で多くの方が支援を受けていると。そういった中で、やはりこの障害者世帯というものは、ふだんの中で大変な、家庭内です、大変な負担があるんじゃないかと、そういうところで、できるだけの支援をしてやれないかというふうに思うわけですが、現状は、飛び抜けたあれはできないとか、これでいいとか、そういう感じでしょうか。
町民課長	交通費の面につきましては、町内では町営バスの運賃について、例えば障害者の方ですと、町民課のほうで身障とか療育手帳を確認した中で、2年間程度の有効ということで、無料券を出しているという事業があるわけがございます。先ほどの鉄道運賃等については、今のところそういう制度はつくっておらないわけで、近隣、それからほかの市町村の状況等を十分また研究をいたしまして、実現に向けて話合いをしてみたいというふうに思います。
11番議員	重なったことになりますけれども、やはりふだんの大変な思いといっちゃ申し訳ありませんけれども、苦勞なされている方には、これ僅かなことだと思いますので、私としては、ぜひとも支援を考えていただきたいと思いますが、町長の気持ちをひとつ聞いておきたいと思います。よろしくお願いします。
町 長	ただいま新津議員のおっしゃることは、誠によく御理解いたします。現状をよく把握した中で、これはぜひ前向きに検討していきたいと思いますが、また何かありましたら御意見を拝聴したいと思います。よろしくお願いします。
11番議員	冒頭申しましたように、いろんな施設が整っており、町長も言われたとおり、やはり福祉に関しては十分であるんじゃないかというような応答もいただきましたので、今後ともその辺がたがわぬことにならないように、ぜひとも努力を、私どもも一緒にしながら、やっていっていただきたいということを願ひいたしまして、私の質問を終わらせていただきます。

議 長	以上で第11番 新津孝徳議員の質問を終わります。
<u>第9番 的埜 美香子 議員</u>	
議 長	次に第9番 的埜美香子議員の質問を許します。的埜美香子君。
9 番議員	第9番 的埜美香子です。今回、私は、来年度事業に向けての提案1、2、3という形で通告をいたしました。これは、第6次長期振興計画の指針に基づいたもので、より具体的に、さらに充実させるにはということで、深められたらと思いますので、よろしくお願いします。 まず、1つ目の子育て環境の充実へ、保育料の完全無償化にということで、人口減少と少子高齢化は、今後、町にとっても大きな課題で、この間、小池民夫町長のときも新井寿一町長のときにも、子育て支援には力を入れていただき、10年、20年前、私が子育てしていたときに比べれば、かなり手厚い子育て支援がなされていると思います。時代の流れで、全国的にも少子高齢化の危機感から進んできました。逆に言えば、時代の先取りでもっと早く進めていれば、人口減少はここまで進んでいなかったかと思うわけですが、黒澤町長になってからも、大学等入学時の支援金や出産祝い金、そして、この次の質問でもあります給食費の半額など、子育て支援策をさらに進めていただきました。国の方では、やっと昨年から保育料の無償化に踏み切ったところで、こういう国の姿勢、少子化を招いたと言わざるを得ません。しかも、女性活躍社会とうたっておきながら、保育料は3歳以上の無償化、しかも待機児童問題も解決していません。言っていることとやっていることが全然違うんじゃないかと言いたいわけですが、ならば独自でやるしかないと思っています。町は、独自策でこの間、保育料の大幅値下げもしてきたわけですが、大きく改正されたのは27年ということで、26年から27年にどのように変わったのか、資料を出していただきましたので、説明の方をまずお願いいたします。
子 育 て 支 援 課 長	おはようございます。では、ただいま的埜議員から御質問ございましたとおり、保育料の関係でございますので、資料つづりをお願いしたいと思います。14ページからになりますので、お願いいたします。 まず、ただいま的埜美香子議員からもお話がありましてとおり、この保育料につきましては、平成27年度に大幅な改正がされたところでございます。一応、区分的に表にしてあるわけでございますが、まず、この間でございますが、まず、14ページにつきましては、3歳未満児というくくりで示してございます。こちら、向かって左側が改正前でございまして、改正前につきまし

	ては、1歳未満、3歳未満という2つの区分で保育料が定められておりまして、階層につきましては、住民税等の課税状況によりまして、第1段階から第8段階、その中で、なおかつ第3段階、第4段階、第5段階につきましては、定義でまた区分されて、11定義で定められているところでございます。こちらにつきましては、今度向かって右側の表になるわけですが、今度こちらにつきましては、まず、3歳未満児は、3歳以下ということで一本化されたところでございます。それで、区分につきましては、今度、定義に基づくわけですが、第1段階から第11段階に定められたところでございまして、定義も細分化されたところでございます。 あと、一番大きなところでございますが、今度、保育料の算定に当たりましては、標準時間、短時間という形で定められたところでございます。標準時間というのは、午前8時から午後7時までの保育の時間になりまして、短時間というのは、午前8時から午後4時までのくくりとなっております。それと同様でございますが、次の15ページになります。15ページにつきましては、今度、3歳以上児ということになります。3歳以上につきましては、改正前につきましても1本でございますが、階層区分、定義につきましては、第1から第8階層で、各住民税の状況で定められたわけですが、こちら、今度向かって右側になるわけですが、今度、第1階層から第11階層に細分化されて、3歳未満児と同様、標準時間と短時間というふうに定められたところでございます。まくっていただきまして、次の16ページを続けてお願いいたします。こちらにつきましては、今度、改正後の保育料の定めたものでございますが、こちらは、ちょうど表の真ん中辺にございますが、国の基準というものが当然定められているわけですが、こちらにつきましては、平成27年4月に在籍しておりました園児の区分を振り分けたものでございます。第1階層から第11階層までということで、括弧内でございますが、国の基準に当てはめた場合の人数、そして今度、そこから右側になりますが、3歳未満児につきましては、今度、標準時間、短時間、また、今度、3歳以上の国基準に対しまして、標準時間、短時間ということで区分したものでございます。最終ページ、17ページでございますが、当然こちら、今度26年度、27年度、決算ベースの比較になるわけですが、当然のことながら、こちら27年度におきまして、大幅な保育料の改正がございました関係で、こちら延べ人数というのは年間的人数でございますが、延べ人数につきましては、26から27につきましては、111人ほど利用者が、園児数が多いわけですが、月平均に直しましても9.3人増加しているところでございます。
--	---

	が、利用料につきましては、全体で275万円ほどの減、1人当たり直しましても2,800円の保育料が減になっているという状況でございます。27年度改正に当たっての状況については以上でございます。よろしくお願いいたします。
9 番議員	ただいま説明がありましたように、27年に保育料の大幅な改正があり、とはいうものの、小海の場合は、随分前に3歳以上は国の基準からかなり低く、3分の1程度まで値下げされていまして、ここでの改正は、階層区分を独自に細分化し、標準時間と短時間という区分が、今、説明されていたようにでき、これまで短時間保育でプラス時間、たしかプラス時間300円だったかなと思いますけれども、だったところを、4時を超えると一律100円ということで、その当時、そのように私もお願いをしたので、よく覚えていますが、それと、大きく変わったのは3歳未満児ということで、今説明ございましたように、1歳から3歳未満の年齢の区分を取り除いて、国基準の2分の1程度の保育料に減額がされました。これは、保護者にとって大変喜ばれ、かなり話題になったことが記憶に残っています。しかしながら、一方で、仕事に復帰したいけれども、未満で預けると保育料が高過ぎてという声や、共働きで夫婦とも正規で働いている家庭にとっては保育料が高過ぎると、そういう声もあり、働きながら子育てをすることの大変さも切実な声として感じてきました。そして、昨年度からの国の無償化が昨年度から始まりました。そのときに、未満児の保育料は据置きになりましたが、どのような理由だったのか、何が問題だったのか、ネックだったのか。私の記憶では、やたらと未満児を預けられても困るという、そういうような考えがあったように思うのですが、どのような理由だったか、そして今はどのようにお考えか、お答えください。
町 長	私のほうからお答えさせていただきます。的埜議員おっしゃること、確かにそうでございます。若年層の若い皆様の世代にとりましては、保育料というものはちょっと重きものになろうかと思いますが、私が町長就任以来、毎年続けております個人面談の中で、保育士さんたちも一緒に参加していただいております。その中で、私がそういったことについて逆に御質問したり提案したりする中で、非常に現場も大変ですし、それから、的埜さんのおっしゃること、重々分かります。しかし、その保育士さんたちが、ほぼ全員の皆様がおっしゃることは、できれば3歳までは母親の愛情を持って、父親の愛情を持って、そして子供を育てていただきたいという、本当に100に近い形での返答をいただきました。そうした中で、なぜかということを私がお聞きし

	ましたところ、やはりお母さん、お父さん、しっかり3歳まで育てて、家の中で育ててくれることが将来の子供のためになっておると。未満児で出された方の中に、ちょっといろんなものが見られるので、そういったことで、ぜひ、保育園とすれば、未満児はできる限り親御さんの中で愛情を持って育てていただきたいということから加味しまして、いろんなほかの問題等々言えば切りがございませんけれども、今後はやはりそういった生活の問題、それから近隣の町村等々十分に比較させていただき、そして一番は、やはりお預けになる保護者の皆様の意見を町なりにまた拝聴した中で、これは対応をさせていただきたいと、今の時点では、やはり保育士さんたちの意見というものも加味した中で、そういった施策を取らせていただいているというのが実情でございます。
9 番議員	ただいまのお答えでは、保育所現場の声だということで、言っていることは分かるというか、理解できましたが、子供は家庭が責任を持って育てるということは、もちろん当たり前ですし、未満で預けたからといって、愛情を持って育てられないのかということ、それは違うと思います。もちろん家庭が愛情を持って育てる、それが育児だと思います。でも、保育は、それ以外の機能もプラスできるんです。昔みたいに近所にたくさんの子供がいなかったり、親以外に隣近所で叱ってくれたり褒めてくれたりする大人がいない、気軽に子育ての相談をする相手がいないなど、親にとっても子供にとっても育ちの場がやっぱり必要なんじゃないかなというふうに私は思います。先ほど、未満児を預ける方の中には問題がある家庭もあるということも、今お聞きしましたが、そういった家庭にこそ、やっぱり保育は必要なんじゃないかなと思います。その機能を果たせるのが保育園だったり児童館だったりするわけで、その門戸を狭くするということは、子育て、親育ちの応援にはならないと思います。そこで、家庭の状況によって、やはり育児と併せて保育機能をプラスする、その条件を整備するのが行政の役割ではないかと思います。町長、昨日も町が宝を育てるというふうに言われました。その気持ちでぜひ進めていただきたいなと思うんですが、長期振興計画作成に当たってのまちづくりアンケートの調査の結果を見ましても、町の将来のために必要なこと、人口減少を抑えるための方法としては、出産や育児にかかる経済負担を軽くする支援の充実が一番多く34.2%、次が保育所の充実など育児と仕事を両立できる環境の向上29.1%となっていて、育児と仕事の両立ということであれば、10年前の調査よりも10%以上も増えています。時代が変わり、男女同等の仕事ができるように社会が変化しなければならないときです。まし

	てやコロナで仕事が減る中、夫婦共働きを応援するときではないでしょうか。長期振興計画の基本構想にも、町民のニーズに合わせた保育所の受入れ態勢の充実を進めるとあります。今、町長もお答えになりました、まさにニーズではないでしょうか。町長、思い切って小海町、どの地域よりも先陣を切って保育料の完全無償化に踏み切ってはどうか。もう一度お答えをお願いします。
町 長	ですから、議員のおっしゃることは重々分かって言っている、承知するという上で、私としての苦慮でございますので、ご理解を願いたいと思います。
9 番議員	お父さん、お母さん、昼間は安心して働いてください。子供たちはしっかりと保育園で見ますと胸を張って受け入れる体制づくりが求められているのではないのでしょうか。育児と仕事の両立ができるように、行政の応援はますます必要になってくると思います。また、労働者の人材不足が大きな課題になっています。働き手の確保、昨日もほかの議員の質問でも、介護人材不足の問題も出ました。条件を整えなくてはならないと思います。ほかの政策と一体に取り組むことが必要で、今、このことにお金を注ぎ込むことは、近い将来につながることで、無駄にはならないと思いますので、子育てに優しいまちづくり、そういうことにつながるように、どうぞよろしくお願いしたいと思います。2つ目の質問に移りますが、さらに子育てに優しい町に、学校給食費を無償化にということで、これまで何度もこのこともお願いをしてきています。黒澤町長になり、半額の補助をしていただき、保護者の方からも助かるという喜びの声を聞いています。ですので、私も町外でいろんなところで自慢をしています。そして、今年はコロナ対策で無償化にさせていただき、またこれもありがたいとの声を聞いています。このコロナ禍で様々な問題が露呈されました。医療体制の脆弱さや気候変動とウイルスの問題、経済の問題、食料危機の問題、外国人労働者の問題、そして食と健康の問題など、私が今回改めて給食費の無償化を提案するのは、もちろん保護者の経済負担の軽減もありますが、町で育つ子供たちの食と健康を改めて学校給食から伝える必要があるんじゃないかと、そういうふうに思ったからです。先日、佐久穂町で有機農産物を学校給食にというシンポジウムがあり、改めて未来を担う子供たちの健康を大人がしっかりとつくってあげないと明るい未来はないと学んできました。以前も日本の食料自給率の低さの問題から、地産地消の給食にということや輸入小麦の除草剤の危険性のことも取上げ、給食の小麦は国産にさせていただきたいとお願いをしてきました。まず最初に、そのことについては、現状はどうなっているかということをもっとお聞きしたいと思

	います。
教 育 長	お答えをいたします。昨年でしたか、的埜議員のほうから給食のパンに使われている小麦粉につきまして、内容ということで、外国産、その当時は10%、現在も10%使っているわけなんですけれども、除草剤の成分が検出されたという大きい報道があって、どうするのかという質問でございました。私もその旨を学校給食会のほうへ伝えさせていただきました。そしたらば、学校給食会のほうでも前向きに考えてくれたのかどうかですが、来年の1月からの提供分については、その10%の外国産の小麦を使わずに、100%国内産で対応するという通知が先日届いたところでございます。そういった意味では、そのときの的埜さんにそういう質問をされて、私も直接学校給食会に言うことができ、大きな前進が見られたことは、大変ありがたいと思っていますところでございます。それから、地産地消の動きにつきましても、シンポジウム等開催される中で、直売所の皆さんと学校の栄養士の皆さんとの中でお話進められたようで、最近、私が目にするのは、ちょっと伝票だけなんですけれども、給食の副食の伝票だけなんですけれども、相当量、直売所という伝票が多くなったように、金額も多くなったように感じているところでございます。その点は以上でございます。
9 番議員	小麦粉については、来年1月から100%国内産ということで、私も求めてきてよかったなというふうに思います。それだけ県内の中でも安全性を求める声が多いということかなとも思っています。そして、地産地消についても、直売所を中心に増えてきているということで、大変喜ばしいことかなと思います。先ほど紹介したシンポジウムも、県内の有機農業の団体と佐久穂町の有機農家が主催したもので、コロナ禍で人数制限をされましたけれども、制限された人数いっぱいでした。このほど国会で成立してしまった種苗法改正も大問題で、種までもがアメリカの大手の会社が牛耳る、そんな事態になりそうなのです。農家は、種や苗を買い続けなければならない。遺伝子組換えの苗や種が農薬とセットで入ってくる。もう一つ大きな問題は、種ができない作物、要するに生命力のない作物になるということです。これを食べる人間の生命力はどうなるのでしょうか。人の体は食べ物からできています。このような種のできない作物を子供たちが食べ続けるとどうなるのか。種ができなくなってしまう、そういうふうに警鐘を鳴らす学者や研究者がいます。そうってしまったら未来はないということです。こんなことにならないためにも、独自の種や苗を生産し、独自のブランドを守るために、県では条例を制定しました。これを応援しようではありませんか。そして、長野県の J A

	も種苗法改正に反対の表明をしました。こういった動きにも注目していただいて、ぜひとも応援していただきたいと思います。通告はしていませんので、もし町長のお考えがありましたら、お答えください。
町 長	種苗法のことについては、私もまだ知識が薄い人でございまして、的埜さんのおっしゃるアメリカの要するに種苗会社が牛耳るというようなことは、私はなかろうかと思えます。なぜなら、我が国独自のものが相当ありますし、それは国と国の間でお互いに行うことでございます。したがって、そのよしあしというものを私が今判断するのには、少々私としても知識がなく、誠に申し訳ないわけなんです。が、そういったものをよく精査した中で、地域のためになるような施策であれば、もちろん賛成は申し上げますし、それから、ためにならないということであれば、これは反対すべきだという考えを持っておりますので、その辺、一緒に考えてまいりましょう。よろしくお願いします。
9 番議員	種苗法のこと、また研究していただきたいと思えます。 本題ですが、今後、次代を担う子供たちの健康のためにも、学校給食を地域の安全な食材を使っていたいただきたいと思えます。食材を給食費からやり繰りするのではなく、安全性の高いものを子供たちに食べさせる観点に立った学校給食にするためにも、給食費は無償化に、ぜひ公費でお願いしたいわけです。町長、その点はいかがでしょう。
町 長	先ほど来の質問、提案の中で、それは完全無償化というところに的埜議員はおっしゃることではないかと私は推察するところでございますが、昨年度、ようやく給食費半額にしたということで、それについてもいろんなところでの論議、それから研究、検査等々進めた中で行ったわけでございますので、その辺を御理解していただいて、段階的なものもありますし、急に完全無償化というような方向というのは、なかなか厳しいんじゃないかというふうに今考えており、私もあと1年、2年8か月たったわけですが、その任期中に完全無償化ということは、私は考えておりません。
9 番議員	町長、今の任期中は半額に下げた、そこまでだと、前回の質問のときもそう言われました。次期に向けては無償化の方向だと、それも検討するというのでしょうか。
町 長	次期については、私自身全く分からない状態でおりますし、そういう無責任な発言は、ちょっと控えさせていただきます。
9 番議員	子育て家庭の負担軽減と併せて、町の子供たちの健康と町の未来のためにも、改めて給食費の完全無償化、お願いしたいです。先ほども申しましたが、

	子育てに優しい町として、ほかの政策と一体に進めるべきだと私は思います。最後に、移住・定住促進についてであります。昨日の質問の中でも出ましたが、まず初めに、親沢移住体験施設の現況をお尋ねします。お願いします。
総務課長	おはようございます。お答え申し上げます。親沢の移住体験施設につきましては、整備は終わりましたが、このコロナ禍で地元の方たちの心情も踏まえると、やたらとよそから人を来てくれというわけにもいきませんし、都会の皆さんもどうも気を遣っているようでして、逆にこちらへの問合せがほぼないに等しいと。1、2件はありましたけれども、そういう状況の中で、現在はまだ体験で使用された方はおりません。
9 番議員	コロナ禍で事業をストップしているということですが、昨日もたしかほかの議員さんの質問の中でもありましたけれども、こういった時代だからこそ都会から田舎暮らしを始めたいと考えている方が増えているということが、いろいろなところで取り上げられています。このまま事業をストップさせておくのか、例えば、毎回1家族限定で受け入れるとか、何か受け入れる方法は今のところ考えていないのか、お願いします。
総務課長	当然御要望があれば、受け入れることについては問題ないと思いますので、やっていきたいんですけれども、とにかく要望が今のところないと。それから昨日、副町長のほうからもほかの件でお答え申し上げましたけれども、佐久大学がこちらのほうでフィールドワークをしたいと。その際に、地元の人たちとの交流も含めて、親沢の施設を使いたいという要望もございましたので、ただ遊ばせておくのももったいないですから、そういった意味でも、使っていきたいということで考えております。
9 番議員	昨日の質問の中でも、今、総務課長お答えになったような、佐久大学の人間福祉学部でしたっけ。そのフィールドワークとして使っていきたいということも説明されました。初めて聞きましたが。しかし、あの施設は、移住を希望する者が利用するための施設だというふうに、条例にもそのように書かれていると思いますが、その辺はどうお考えでしょうか。
総務課長	おっしゃるとおりでございます。ただ、せっかくそういう要望もございましたので、その辺は拡大解釈をさせていただいて、やらせていただければというふうに思います。どうしても駄目だということであれば、やりません。
9 番議員	ただ遊ばせておくのはもったいないという、そういうことはもちろん分かります。私、これまでに、新規就農者への町独自の支援策をとということでお願いをしてきました。あの移住体験施設は、わざわざ山間部の集落の中に造っ

	たのは、移住目的が農業などの仕事に、言い方変ですけども、誘導する、そういった目的があつての施設だと、私はそのように認識してきました。拡大解釈だと言われるので、それもどうなんでしょうね。ありなのか。何かこれまで新規就農支援、進んできたでしょうか。その辺お願いします。
産業建設課長	お疲れさまです。新規就農の町単独分ということでございます。今現在も国の制度に従って利用されて、就農されている方はおいででございます。そのほかにということですけども、要望などをお聞きした上で御案内はするんですけども、農地の取得について、経営される方はやはり農地必要でございますので、また拡大するということであれば、そういった遊休農地、空き農地を地主さんと交渉する、そういう御案内も、あまり事例はないんですけども、対応をしています。また、小規模の場合になりますけれども、地産地消推進にも関わるんですけども、ビニールハウス、これはやはり小規模の方々でございますけれども、20万円までの補助制度をしております。また、やはりこの体制ということで、事例はまだないんですけども、両相木との協力の下、菊栽培、花の花卉類の栽培について、これもやはりコロナ禍で実施はしていないんですけども、就農相談会に関東圏、名古屋圏、そういったところで開催される、県主催のものもあるんですけども、積極的に参加をして相談をする、そういったことも、今年度実施はありませんけれども、以前にはやっておりました。ちょっと話はまた別ですけども、今度は国の制度で、親元の就農に対しても、経営を承継するという農業者に対して新しい制度もできるというような話を伺っておりますので、そちらもお知らせをしたいと思います。以上でございます。
9 番議員	国の里親制度、長振のほうにも載っておりました。それももちろんやっていただきたいと思います。ビニールハウスの補助とか、新規就農者だけでなく、農業振興策としても大いに結構だと思います。それはそれでやってもらいたい。しかし新規就農という意味では、やはり目的が違うかなと。新規で農業をやるには、やっぱりハードルがすごく高い、そのことは私もこれまで何度も訴えています。先ほど、施設の関係で、要望がないというふうにお聞きしましたが、やはり新規就農支援策と一体となって進めていかないと、なかなか難しいんじゃないかなというふうに思います。新規就農自体の必要性をしっかりと感じておられるでしょうか。その辺お願いします。
産業建設課長	若い世代が農業に対して興味を持たれている、そういうことを感じるというのが、やはり町内の農業の方々を見ても分かります。人数は少数ではありますが、やはり興味を持っているということもあります。また、就農相談会に

	行きますと、話の中で、企業に、サラリーマンをやっていたけれども、今、農業にとっても強い関心を抱いている、そういう方々が本当に今、多くいるなという感じ方は、感じ取りました。なので、そういった方々に要望をお聞きして、そこに支援ができるかということなんですけれども、どうもそういった方々の中にも、本当に農業体験を既に行っている人から、まだ本当に農業、何をやりたいんですかとお聞きしても、何を作りたいかが分からないというような回答が来るような、そういった意思の中にもものすごい開きがございます。なもんですから、かなり強い意志で来られる方々、そういった方に、やはり本当の支援をするということがいいと考えております。職業ですから、そう簡単に、強い意志がないと続かないということがあると思います。移住してこられて生活をしていく、やはり本当に大変なことです。むやみにというのはちょっと言い方悪いですが、資金を提供するようなやり方というのは、あまり方法としてはよくはなからうと考えております。以上です。
9 番議員	小諸市や佐久市、佐久穂町は、新規就農支援として補助金や住居費など、補助制度をしっかりとしていますよね。やっぱりそれなりに増えています。今回出された長期振興計画のローリング見ましたが、先ほどの移住体験施設の話に戻りますけれども、移住用集落住宅事業が丸々なくなっています。午後の全協でも思いましたが、あれはどういうことか、先ほどの要望がないということと重なるのか、考えが変わったのか、予算のほうでは調査委託料というのがついていましたが、調査の結果ということなののでしょうか。その辺ちょっとお答えください。
総務課長	なくなったわけではございません。取りあえず、この3年間の間では実施を見送ったということにして、10年間の中では必ずやりたいとは思っています。いろいろ財源的なものもございまして、御説明しますけれども、スケートセンターで大幅に急遽、冷凍機の改修等が入りまして、過疎債がそこへかなり必要になってきたと。で、移住体験住宅も過疎債を当てにしていたもんですから、過疎債、総額が大体3億弱ということになっておりますので、そういったことを考えると、現実的に考えて、すぐできないなど。それから、町営住宅の建設の方も、どちらかというと優先されるということにして、そういった流れの中で、この3年間では外しましたけれども、その後の計画にはまだ入っておりますので、やめたということではありませんので、御理解をいただきたいと思います。
9 番議員	財源のことも考えてということで、実施見送りという今お答えでした。問題

	は、移住してくる方にどういったことをしてもらいたいのか、そのことが私、はっきりしていないんじゃないかなというふうに思います。就農に限らずですが、昨日も、今のお答えの中でも、昨日の質問の中でも、本間地区にとか大畑地区に町営住宅や宅地造成の話が出ていました。もちろんそれはそれでいいと思います。若い人に小海に住んでももらいたい。今後、移住・定住促進ですが、何を重点に進められるか、町長、お答えください。
町 長	それは、まさに、まず言えることは、移住していただける、定住していただけるということは、この町がいかに関魅力があるか、ないかという部分になるかと思います。働いてお金を稼いでいただいているからには、過度な補助とかそういうもので来ていただくというよりは、やはりこの町は働きがいがあるとか、住みがいがあるなどというものを模索していきたいと思っております。
9 番議員	町の魅力、また住みがいということで、そういったことで来てもらいたいと、そういうお答えでありました。昨日の質問の中で、小中一貫校の話がありましたが、その中で、相木の状況が変わってきたときには考えるような、そういう発言があったと思います。ちょっと失礼というか、両相木とも小学校を残すために、それぞれ対策をしてくれています。中学生の人数を見ても、相木はずっと横ばいです。大きく減っているのは小海なんです。相木の場合、学校に特色を持たせたり、それこそ新規就農支援も独自でやっています。目的がはっきりしているんです。佐久穂町だって、大日向小学校受け入れて、希望者が殺到しました。新規就農支援も早くからずっとやっています。目的がはっきりしているんです。長期振興計画に当たってのアンケート調査を見ると、現状の満足度というのがあります。移住や定住促進のための取組や働きやすい環境を向上させるための取組については、満足していない、あまり満足していないという意見が圧倒的に多いです。ああいったアンケート結果や移住者を集めて懇談をしました。そういった意見も反映させた移住・定住促進計画を進めていただきたいと思います。私は、新規就農支援をしっかりと進めることと同時進行していただきたいと思います。町長は、長期振興計画で、50年後の日本の姿を先取りしていると言われる町として、私たちの今後の取組が50年後の日本のモデルになるような取組をしていかなければという責任感が湧いてきます。令和という新たな時代を迎え、ますます多様化、複雑化する課題に的確に対応し、新たな時代にふさわしい夢と希望が持てるまちづくりを計画的、総合的、そして積極的に推進していくと述べられています。50年後とは言わないで、今頑張れば、10年後、20年後に

	は日本のモデルになっているのではないのでしょうか。子育てをしながらしっかりと働ける環境づくりも、一過性のものでなく、一体的に進めていただきたいと思います。それには、やはりアンケートでも何人もが書かれていました町民と行政がまちづくりを一緒に取り組める仕組みづくり、駅前検討委員会で学んだことの一番は、そこだと思います。そのことを改めてお願いをし、私の一般質問を終わりにします。
議 長	以上で第9番 的埜美香子議員の質問を終わります。
<u>○ 散 会</u>	
議 長	今定例会の一般質問はこれで終了といたします。 （ときに11時07分）

令和 2 年 第 4 回	
小海町議会定例会会議録	
「第 17 日」	
* 開会年月日時	令和 2 年 12 月 17 日 午後 2 時 00 分
* 閉会年月日時	令和 2 年 12 月 17 日 午後 4 時 07 分
* 開会の場所	小海町議会議場
会 議 の 経 過	
<u>○ 開 会</u>	
議 長	皆さんこんにちは。12 月 1 日に開会致しました、小海町議会第 4 回定例会本日は最終日であります。議事日程にあります、各議案につきましては各常任委員会及び全員協議会で審査、協議をお願いをしてきました。本日は委員長報告に続いて討論採決をお願いするところではありますがよろしくお願いを致します。ただ今の出席議員数は 12 人全員であります。定足数に達しておりますのでこれから本日の会議を開きます。
<u>○ 議事日程報告</u>	
議 長	本日の議事日程は、お手元に配布し申し上げたとおりであります。
<u>日程第 1 「諸般の報告」</u>	
議 長	日程第 1、「諸般の報告」を行います。 議長としての報告は、議事日程つづりの 3 ページに申し上げてございますので、ご確認の程をお願いいたします。その他、報告事項のある方は、お願いいたします。以上で諸般の報告を終わります。
<u>日程第 2 「行政報告」</u>	
議 長	日程第 2「行政報告」を行います。 町長から報告がありましたら、お願いいたします。黒澤町長。

町 長	皆様こんにちは。本日、本議会最終日となりました。１７日間におよぶ第４回定例会大変お疲れ様でした。本日はすべての議案につきまして可決ご決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。 報告事項としましては、開会日にも申し上げましたが、６日に佐久平クリーンセンターの竣工式があり出席いたしました。建設地決定からちょうど１０年の歳月が掛かったということです。総工費は約９０億円ほど掛ったということですが、特にごみを燃やした熱を使つての蒸気タービン発電では、一般家庭約５,４００戸分の電力を賄えるということで、大変立派な施設です。議会の皆様も是非一度視察いただければと思います。 また、ご意見をいただいたＰＣＲ検査の件ですが、予算決算常任委員会の際には、教育長の方からは成人式に関連して検査は行わない方針であるとして説明いたしましたが、全国的な感染拡大で、町民の皆様の年末年始の帰省等による感染への不安も高まっているということ、そして近隣市町村の状況等を勘案し、この後検査費用の補助を盛り込んだ補正６号を追加議案としてお願いする予定でありますので、是非ともご理解いただきますようお願いいたします。 報告事項は以上ですが、新型コロナウイルス感染症はまだまだ感染が拡大傾向にあり、今後年末年始の人の移動によっては大変な事態になることも予想されます。皆様におかれましても感染予防をしっかりとされ、輝かしい希望に満ちた新年をお迎えになりますようご祈念申し上げ町長の報告とさせていただきます。
議 長	他に行政報告がありましたらお願いいたします。
議 長	以上で行政報告を終わります。 本日、会議事件説明のため出席を求めたものは、町長・副町長・教育長・会計管理者・各課長・教育次長・所長であります。
<u>○ 議案の上程</u>	
議 長	それでは順次議案を上程いたします。
<u>日程第３ 「議員派遣の件」</u>	
議 長	日程第３、「議員派遣の件」を行います。事務局長に朗読を求めます。
（事務局長朗読）	
議 長	朗読が終わりました。お諮りいたします。 議事日程つづりの４ページ、５ページに申し上げた「議員派遣の件」のと

	おり、議員を派遣したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます。 したがって、議事日程つづりの４ページ、５ページに記載のとおり、議員を派遣することに決定いたしました。
<u>日程第４ 「議案第４４号」</u>	
議 長	日程第４、議案第４４号 「小海町税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 小池捨吉 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第４４号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第４４号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第４４号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第５ 「議案第４５号」</u>	
議 長	日程第５、議案第４５号 「小海町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。本案については、民生文教常任委員会に付託してありますので、委員長より審

	査結果の報告を求めます。 民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから議案第４５号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第４５号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第４５号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第６～１０ 「議案第４６号～議案第５０号」</u>	
議 長	日程第６、議案第４６号から日程第１０、議案第５０号については一括して議題といたします。 本案については、予算決算常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 予算決算常任委員長 井出幸実 君。
	(委員長報告—可決と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑は、全議員出席の委員会でございますので省略したいと思います。これにご異議ございませんか。
	(異議なし)
議 長	異議なしと認めます これより日程第６、議案第４６号「令和２年度小海町一般会計補正予算（第５号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
７番議員	７番篠原伸男です。私は本案に賛成の立場で討論致します。しかし今後の当初予算、補正予算の編成について申し添え致します。予算は当初予算を編成しその後政治経済、社会の情勢の変化によって変更する必要が

	生じた場合補正予算を組んで地域住民や地域の福祉向上に対応していくものと私は認識しております。しかし、私は冒頭本案に賛成と申し上げましたが、とても不思議と申しましようか、奇異と申しましようか大変違和感を感じております。補正予算は様々な情勢の変化や町民の要望に対応して組まれてくるものと私は認識しております。調査したら希望者が少なかったからと答弁を頂いております。いったい何を根拠に補正しておるのか、また毎年応援している灯油の補助が1万円で5千円上がって計上されてました。昨年は735世帯、3,675千円でした。不要不急の外出の自粛は全国的に求められ、町内の多くの家庭が灯油の使用料は例年よりコロナ禍の影響により高くなるでしょう。更に頂いた資料を見れば9月の4号補正で増額したものが12月の5号補正予算では皆減されている、4号補正はどのようにして組まれたのでしょうか。課長会議で慎重に小海町の状況を把握して議論を尽くしたのでしょうか。また4号を組むときと5号を組むときに小海町はそんなに状況が変わったのでしょうか。新型コロナ対応地方創生臨時交付金は4号補正と比較しても5号補正では134万しか増額になっていない、つまりこの臨時交付金は4号で大筋が確定してきているのではないのでしょうか。5号の補正を見れば女性議会もそうですが、予算を組む場合には課等の長の会議である、課長会議で精査して予算編成をしているのか大変疑問を感じます。また予算の審議は常任委員会に付託され予算計上されている所管事項の担当課が審議に応じるものです。予算計上されている担当課でなければ審議に差し遣いが出てしまいますし、その予算を実行するのは予算計上されている担当課が実施するものではないのでしょうか。以前、今のP-ねっとシステムを導入する時に導入を進めた担当係と予算が計上された担当係が違いまして委員会審議がスムーズにいかなかったこともあります。予算は過去の事象に対応したり現在の現象に取り組んだり、また長期振興計画のように将来の町の土台作りに資するような事業を対象に組むものです。どうか予算編成は担当する係が作成する案をたたき台としまして課長会議で大いに議論はしてるかと思いますが、もっと活発に各課等の長は自分の担当する所管事項には必ず自分の意見を出して過去現在将来を見据えた予算を議会に提出すべきと苦言を申し上げまして賛成の討論と致します。
議長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから議案第46号を採決いたします。委員長の報告は、可決であります。議案第46号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	

議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第４６号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて日程第７、議案第４７号「令和２年度小海町国民健康保険事業特別会計補正予算（第３号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第４７号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案第４７号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第４７号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて日程第８、議案第４８号「令和２年度小海町介護保険事業特別会計補正予算（第３号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第４８号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案４８号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第４８号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて日程第９、議案第４９号「令和２年度小海町後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第４９号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案４９号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。

(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第４９号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
議 長	つづいて日程第１０、議案第５０号「令和２年度小海町水道事業会計補正予算（第１号）について」の討論を行います。 討論のある方は挙手をお願いいたします。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第５０号を採決いたします。 委員長の報告は、可決であります。 議案５０号を委員長報告のとおり、可決することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。 したがって議案第５０号は、委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。
<u>日程第１１ 「請願第１号」</u>	
議 長	日程第１１、請願第１号 「気候非常事態宣言および２０５０年二酸化炭素排出実質ゼロ表明についての請願書」を議題といたします。 請願第１号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 小池捨吉 君。
(委員長報告—採択と決定)	
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
３番議員	気候非常事態宣言および２０５０年に二酸化炭素排出実質ゼロ表明については私もその通りだと思っています。しかし、宣言表明をしている市町村の実態を聞いてみますと財源等がどうしても伴ってきていると、伴っているため実質の行動は中々大変だという事を聞いています。より効果性のある宣言を表明するため町として何ができるのか、議会として何ができるのか、議会議員として何に協力できるのかを検討していく時間を取る必要があるじゃないかというふうに私自身は思っています。委員

	会では町も参加した中で閉会中の継続審査の意見、議論等があったかどうかをお聞きしたいと思います。
5 番議員	確かにそういう議論はありました。計画がなく宣言だけするのはいかなものかという意見もありましたし、それから佐久穂町はCO2削減の計画はあるが宣言はしていないと、また他にですね、できるできないでは別としてまず宣言からと。宣言を目標とし共通課題として国づくり、町づくりに取り組むべきだという意見もありました。以上です。
議 長	他に質疑のある方はございますか。よろしいですか。以上で質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
8 番議員	私は本請願に反対の立場で討論致します。最初に申し上げておきますが、私は本請願の趣旨には反対ではありません。地球温暖化問題、CO2削減は私達人類の存続に関わる重要な問題であることは誰もが認識しているところです。しかし、なぜ反対かと申しますと、この請願は突然降って沸いたような請願であり、行動計画も示されずとりあえず宣言だけしてほしいとの請願であり先々日でしたか13日の信濃毎日新聞にもこの件が掲載されておりました。長野県では県の他11市町村が宣言を出して全国では1,718市町村中162市町村と47都道府県中25の都道府県が宣言をしているようです。記事の中にも書かれていましたが宣言する市町村は具体的な行動計画を立てた上で請願に踏み切っているようです。しかし、実際は二酸化炭素を排出ゼロに向けた大規模な取り組みには財政面などから模索の段階という市町村が多いとのこと。私達は議員という責任ある立場として小海町とできる具体的な行動計画を示して、車の両輪がごとく町、議会が足並みを揃えて行動していくことが大切ではないでしょうか。何の行動計画も説明もできずに宣言のみを優先することは議会としてやるべきではないと思います。私は委員会において継続審査を申し入れましたが叶いませんでした。今回は賛成か反対かということですので反対討論をさせていただきましたが、あくまでも趣旨には反対ではありません。行動計画もない現段階では時期尚早だと思います。小海町も1日も早く行動計画を作り宣言ができますよう、議員各位にご理解を頂き本案に反対の立場での討論と致します。以上です。
議 長	他に討論のある方はございますか。
9 番議員	第9番的埜美香子です。私は本請願に対し賛成の立場で討論を致します。私も3月議会の一般質問の中で気候変動の問題を取り上げ、白馬高校の生徒の取り組みや世界の若者たちが気候変動と自らの将来に不安を感じ始めていること、気候変動対策は未来の子どもたちにとっても急がれる

	課題であり、町も真剣に取り組むべきということを訴えました。今回請願と一緒に添付されました。この政策提言のリーフレットを読ませて頂きましたが大変分かりやすく町としてもすぐに取り組めること、或いはもうすでに取り組んでいることもこのリーフレットに書かれているように今我が町のエネルギー実態調査を行うことによって目標を明確にし、今取り組んでいることも目標を持って更に進むのではないかと思います。そしてバイオマス発電や、水力発電など、エネルギー自給に取り組むこのような道筋がこのリーフレットに示されているように、私は敢えてそんな先延ばしにする意味は全くないと思います。趣旨に反対でなければ今この時期に私達が共同宣言に名を連ね、2050 年二酸化炭素排出実質ゼロ表明をすることで町もそして多くの自治体や議会がどんどん続いて表明すること、そのことにより町民の意識や暮らし方が変わるのではないかと思います。以上、賛成の討論とさせていただきます。
議 長	他に討論のある方はございますか。
2 番議員	2 番渡辺でございます。賛成の立場で討論させていただきます。ただ今義従議員より反対の主旨のことが累々と述べられましたが、この宣言を推進した背景にグレタトゥーンベリという少女の切実な大人社会への糾弾があります。それはパリ協定以来、大人たちはああだこうだと文言を並べながら、しかしながら何 1 つ実施に至っていないのではないかと、すでに 5 年 6 年たっているじゃないかと、これから生きる私達はこれを放置していいんですかと、それを大人たちに激しく糾弾していることを受けてこの宣言が立ち上げられているという経緯がございます。そのことについて先の反対意見は全く取り上げておりません。背景が分かっているといしか私は思えません。また具体的な計画につきましても例えば今般の議会で産業建設課の方で森林経営を充実させるという声がありました。これは二酸化炭素を吸収する大きな成果に繋がってくるわけです。こういった個々の取り組みがすでに CO2 削減の具体的なつながりとなって動いているわけですから、これを更に太くしていくと、決して夢物語の計画をイメージしているわけじゃないんです。例えば世田谷区との交流に置きましても世田谷区は RE100 と CO2 削減ゼロを目指している、グリーンエネルギー100%を目指して区政を推進しようとしています。こういった区との連携も町自体が同じ歩調を合わせることによって非常に推進されるだろうと思います。併せて長野県も非常に強力にこの施策を進めております。世田谷区と連携して小水力発電による区民の電気需要をグリーンエネルギーに変えて行こうという取り組みもすでに始まっております。具体的な計画がないというのは少し強い言葉で言わせて頂けれ

	ば勉強不足です。すでに動き始めております。ですからぜひ空虚な政治的な取引を駆け引きをなしにして真摯にこの宣言に賛同いただきたいと思いますのでよろしくお願いします。
議 長	他に討論のある方はございますか。
11 番議員	11 番新津孝徳です。先日に総務産業常任委員会でも議論致しましたが、私は反対の立場で意見を述べさせていただきます。今回のテーマ気候非常事態宣言および2050年に二酸化炭素排出実質ゼロ表明についての請願書であります。普通に考えれば良いことであり反対することではないでしょう。が、しかし紹介議員の渡辺氏は町の為を思っか自治体として後塵を切らぬよう表明して頂きたいとも言いました。これは単なる体裁であります。なぜならあなたは町の施策に対して常に計画にはA B C Dがありその上に到達点があってこれがないからダメだと説いてるではありませんか。このたび表明するのは簡単であります、ストップ気候危機自治体議員による気候非常事態共同宣言の会という組織があり、全国の自治体や議会議員たちが地域から気候危機を止めるための政策の提言など様々な活動を行って居る組織ですとあり、あなたもその会員であります。現在小海町ではどこまでやっていますか。ほとんどやっていないではありませんか。あまりのあなたの普段の言動とに齟齬がありすぎます。慌てないでじっくり考え、現時点では反対と致したく述べさせていただきます。以上です。
議 長	他に討論のある方はございますか。これで討論を終わります。これから請願第1号を採決いたします。委員長の報告は採択であります。請願第1号を委員長報告のとおり採択と決定することに賛成する方の挙手を求めます。
(挙手少数) ○ 2 . 5 . 7 . 9 . 10	
議 長	挙手少数と認めます。したがって請願第1号は不採択とすることに決定をいたしました。
<u>日程第12 「陳情第8号」</u> <u>日程第14 「発議第9号」</u>	
議 長	日程第12、陳情第8号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための陳情書」及び日程第14、発議第9号「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」は関連がありますので、一括して議題と致します。陳情第8号につきましては、民生文教常任委員会に付託してありますので委員長より審査結果の報告を求

	めます。民生文教常任委員長 古谷恒晴 君。
	(委員長報告—採択)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
議 長	これで質疑を終わります。
	(質疑なし)
議 長	これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 8 号を採決いたします。 委員長の報告は、採択であります。陳情第 8 号を委員長報告のとおり、 採択と決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって陳情第 8 号は、委員長報告のとおり採択 とすることに決定いたしました。
議 長	事務局長に発議第 9 号の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。提出者に提案理由の説明を求めます。 第 3 番 井出幸実 君。
	(提出者説明)
議 長	説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑のある方は挙手をお 願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論のある方は挙手 をお願い致します。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 9 号を採決致します。提出者の 説明の通り、発議第 9 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成と認めます。したがって発議第 9 号は原案の通り可決され、関係 機関に提出することと致します。
<u>日程第 13 「陳情第 9 号」</u>	
議 長	休憩前に引続き会議を開きます。

	日程第 13、陳情第 9 号 「最低制限価格の設定に関する陳情書について」を議題といたします。 陳情第 9 号については、総務産業常任委員会に付託してありますので、委員長より審査結果の報告を求めます。 総務産業常任委員長 小池捨吉 君。
	(委員長報告—継続審査と決定)
議 長	委員長報告に対する質疑を許します。 質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これより討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから陳情第 9 号を採決いたします。 委員長の報告は継続審査であります。 陳情第 9 号を委員長報告のとおり継続審査と決定することに賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって陳情第 9 号は、委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。ここで 3 時 10 分まで休憩とします。 (ときに 14 時 53 分)
議 長	再開を致します。 (ときに 15 時 10 分) (会議録から削除)
7 番議員	(会議録から削除))
議 長	(会議録から削除)
<u>日程第 15 「発議第 10 号」</u>	
議 長	日程第 15、議案第 10 号 「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方財源の確保を求める意見書について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 第 1 番 古谷恒晴 君。
	(提出者説明)

議 長	説明がおわりました。これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 10 号を採決いたします。提出者の説明の通り発議第 10 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。 したがって発議第 10 号は、原案のとおり可決され関係機関に提出することと致します。
<u>日程第 16 「発議第 11 号」</u>	
議 長	日程第 16、議案第 11 号 「災害からの復旧・復興及び国土強靱化等に向けた社会資本整備の促進を求める意見書について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
	(事務局長朗読)
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。 第 5 番 小池 捨吉 君。
	(提出者説明)
議 長	説明がおわりました。これから質疑を行います。質疑のある方は、挙手をお願いします。
	(質疑なし)
議 長	これで質疑を終わります。 これから討論を行います。討論のある方は挙手をお願いいたします。
	(討論なし)
議 長	これで討論を終わります。これから発議第 11 号を採決いたします。提出者の説明の通り発議第 8 号に賛成する方の挙手を求めます。
	(挙手全員)
議 長	挙手全員と認めます。したがって発議第 11 号は、原案のとおり可決され関係機関に提出することと致します。

<u>日程第 1 7 議案第 5 1 号</u>	
議 長	日程第 1 7、議案第 5 1 号 「令和 2 年度一般会計補正予算（第 6 号）について」を議題といたします。 事務局長に議案の朗読を求めます。
(事務局長朗読)	
議 長	朗読が終わりました。本案について提案理由の説明を求めます。
(副町長説明)	
議 長	説明が終わりました。ここで暫時休憩と致します。議員の皆さまは全員 全員協議会室へお集まり下さい。 (ときに 15 時 32 分)
議 長	再開を致します。 (ときに 16 時 05 分) これから議案第 5 1 号令和 2 年度一般会計補正予算（第 6 号）についての 質疑を行います。歳入歳出とも補正予算書で、ページごとに行いま す。質疑のある方は挙手をお願いします。 【歳入】 6 ページ 19 款 繰入金 3 項 基金繰入金 【歳出】 7 ページ 4 款 衛生費 1 項 保健衛生費 2 目 予防費
(質疑なし)	
議 長	これで質疑を終わります。これから討論を行います。討論のある方は挙 手をお願い致します。
(討論なし)	
議 長	これで討論を終わります。これから議案第 4 2 号を採決します。本案を 原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。
(挙手全員)	
議 長	挙手全員と認めます。したがって議案第 4 2 号は原案のとおり可決する ことに決定致しました。
議 長	次に各常任委員長、議会運営委員長から、それぞれ閉会中の所管事務等 の調査の申し出がありました。 お諮りいたします。各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のと おり、閉会中の所管事務等の調査に付することにご異議ございませんか。
(異議なし)	
議 長	異議なしと認めます。 したがって、各常任委員長、議会運営委員長からの申し出のとおり、閉 会中の所管事務等の調査に付することに決定いたしました。

○ 散 会

議 長	以上をもちまして本定例会に提案されました議案に対する審議は、すべて終了いたしました。これにて令和２年小海町議会第４回定例会を閉会といたします。ご苦労様でした。 （ときに 16 時 07 分）
-----	--